

全学自己点検・評価報告書（案）

短 期 大 学 部

－ 2021 年度～2025 年度 －

2026 年 7 月

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部
全学自己点検・評価実行委員会

自己点検・評価の実施体制と実施経緯について

本短期大学部における自己点検・評価の実施体制は、平成 5 年 4 月から実行可能な実施組織の確立を第一と考え、自己点検・評価に関する基本構想を策定する「自己点検・評価基本構想委員会」、また、この自己点検・評価基本構想委員会が策定した基本構想に基づき、具体的な自己点検・評価の実施要領を策定して全学に実施の指示をする「全学自己点検・評価実行委員会」、そしてこの実施要領に基づき個々の点検・評価を行う「個別機関自己点検・評価委員会」、以上 3 つの委員会が設置された。

平成 5 年度を基点に、本委員会（全学自己点検・評価実行委員会）は、自己点検・評価基本構想委員会が策定した「自己点検・評価の実施に関する基本構想」に基づき、自己点検・評価の実施要領を策定し、全学に自己点検・評価の実施の指示を行い、これまで次のとおり「全学自己点検・評価報告書」をまとめた。

- | | |
|--------------|---|
| 平成 14 年 7 月 | 「平成 5～12 年度 学部・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」 |
| 平成 19 年 6 月 | 「平成 13～16 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」 |
| 平成 21 年 12 月 | 「平成 17～20 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」 |
| 平成 26 年 4 月 | 「平成 21～24 年度 短期大学部における全学自己点検・評価報告書」 |
| 平成 30 年 4 月 | 「平成 25～28 年度 短期大学部における全学自己点検・評価報告書」 |
| 令和 4 年 6 月 | 「平成 29～令和 2 年度 短期大学部における全学自己点検・評価報告書」 |

この度の自己点検・評価は、従前であれば 2021 年度(令和 3 年度)から 2024 年度(令和 6

年度)までの 4 年間が対象となるが、認証評価機関による提出期限および対象年度の変更に伴い、2021 年度から 2025 年度までの 5 年間を対象に実施した。

また、自己点検・評価の実施周期については、自己点検・評価規程に 4 年ごとと規定しているが、自己点検・評価基本構想委員会の指示により、自己点検・評価が円滑に運用できるよう、各個別機関自己点検・評価委員会は年度毎（初年度は調整期間とし 2021 年度と 2022 年度・2023 年度・2024 年度・2025 年度）に点検・評価を行うとともに、「個別評価報告書」および「改善計画進捗状況表」を作成し、本委員会への提出・報告

を経て、ここに「全学自己点検・評価報告書 短期大学部」としてまとめるに至った。

なお、今回の自己点検・評価の実施に際しては、(一般財団法人)大学・短期大学基準協会の短期大学評価基準を基に、自己点検・評価基本構想委員会が策定した「自己点検・評価の実施に関する基本構想(2022年6月20日了承)」に基づき、本委員会は、次のとおり具体的な「自己点検・評価の実施要領(2022年6月27日了承)」を策定し、個別機関自己点検・評価委員会を通じて全学に実施の指示を行った。

- ① 自己点検・評価の対象年度は、2021年度～2025年度の5年間とした。
- ② 自己点検・評価の対象項目は、教育・研究・経営の各分野における自己点検・評価項目すべてとした。
- ③ 自己点検・評価項目に基づく各個別機関自己点検・評価委員会の担当項目を次のとおりとした。

自己点検・評価項目		担当「個別機関自己点検・評価委員会」
基準	テーマ	
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	A 建学の精神	経営関係自己点検・評価委員会
	B 教育の効果	教務関係自己点検・評価委員会
	C 内部質保証	基本構想委員会(事務局) 教務関係自己点検・評価委員会 経営関係自己点検・評価委員会
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	A 教育課程	教務関係自己点検・評価委員会 入試関係自己点検・評価委員会 就職関係自己点検・評価委員会 国際交流関係自己点検・評価委員会
	B 学生支援	教務関係自己点検・評価委員会 学生関係自己点検・評価委員会 就職関係自己点検・評価委員会 経営関係自己点検・評価委員会 図書館自己点検・評価委員会 国際交流関係自己点検・評価委員会
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	A 人的資源	経営関係自己点検・評価委員会 教務関係自己点検・評価委員会
	B 物的資源	経営関係自己点検・評価委員会 図書館自己点検・評価委員会
	C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	経営関係自己点検・評価委員会 教務関係自己点検・評価委員会
	D 財的資源	経営関係自己点検・評価委員会

基準Ⅳ リーダーシップ とガバナンス	A 理事長のリーダー シップ	経営関係自己点検・評価委員会
	B 学長のリーダーシ ップ	経営関係自己点検・評価委員会 教務関係自己点検・評価委員会
	C ガバナンス	経営関係自己点検・評価委員会

④ 個別機関自己点検・評価委員会による自己点検・評価の観点は、(一般財団法人) 大学・短期大学基準協会の自己点検・評価の観点を参考とした。

⑤ 個別機関自己点検・評価委員会は、現状を正確に把握・認識するため、(一般財団法人) 大学・短期大学基準協会が提示する「基礎データ」を参考にしてデータの収集とその分析による点検・評価を行い、個別機関自己点検・評価報告書を作成し、2026年5月20日までに本委員会に提出することとした。

なお、個別機関自己点検・評価報告書は、各個別機関自己点検・評価委員会が担当する自己点検・評価項目ごとに、次の5項目で構成することとした。

構 成	内 容
テーマの＜根拠資料＞	当該テーマに関する根拠となる資料の名称を記述する。
区分の【現状】	区分ごとに、各観点について、データの分析等により 2021年度から 2025 年度までの 5 年間の現状を、自己点検・評価を行ったうえで、原則、観点の順に記述する。
テーマの【課題】	テーマごとに区分の現状を踏まえ、問題点だけでなく今後さらに向上・充実させるために必要な点も含めて記述する。
テーマの【特記事項】	テーマごとに特徴的な取り組みや成果をあげている事項があれば記述する。
基準の【改善状況・改善計画】	始めに 2024 年度に記述した「改善計画」の 2025 年度における進捗状況を記述する。 基準ごとにテーマの課題に記述した課題や問題点の改善を図る方策、ならびに特記事項に記述した成果をあげている事項について、その事項をさらに伸長させるための方策や効果を維持するための方策を、工程等も含め記述する。

この「自己点検・評価の実施要領」に基づき、各個別機関自己点検・評価委員会が自己点検・評価の実施結果をまとめた各「個別機関自己点検・評価報告書」の提出を受け、本委員会は全学的な観点により検討し、「全学自己点検・評価報告書」としてまとめたものである。

目 次

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

テーマⅠ-A 建学の精神	1
テーマⅠ-B 教育の効果	7
テーマⅠ-C 内部質保証	11

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

テーマⅡ-A 教育課程	17
テーマⅡ-B 学生支援	28

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

テーマⅢ-A 人的資源	45
テーマⅢ-B 物的資源	55
テーマⅢ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	60
テーマⅢ-D 財的資源	63

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

テーマⅣ-A 理事長のリーダーシップ	70
テーマⅣ-B 学長のリーダーシップ	72
テーマⅣ-C ガバナンス	75

参考資料

Ⅰ. 自己点検・評価規定	78
Ⅱ. 自己点検・評価委員会規程	79
Ⅲ. 自己点検・評価の実施に関する基本構想について	82
Ⅳ. 自己点検・評価項目〔評価の観点〕	85

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ I-A 建学の精神]

<根拠資料>

- I-A-1-1 建学の精神・教育理念・教育目標(公式ホームページ)
- I-A-1-2 大阪学院大学短期大学部学則
- I-A-1-3 人材の養成・教育研究上の目的(公式ホームページ)
- I-A-1-4 教育目標(公式ホームページ)
- I-A-1-5 2025 Campus Guide Osaka Gakuin University
- I-A-1-6 入試ガイド
- I-A-1-7 入学者選抜要項
- I-A-1-8 短大の手引
- I-A-1-9 教育方針に関するアンケート集計結果
- I-A-2-1 社会連携・生涯学習の方針(公式ホームページ)
- I-A-2-2 地域連携活動(公式ホームページ)
- I-A-2-3 NEWS 総合学術研究所主催公開講座「岸辺塾」開催報告(公式ホームページ)
- I-A-2-4 科目等履修生制度(公式ホームページ)
- I-A-2-5 聴講生制度(公式ホームページ)
- I-A-2-6 エクステンションセンター 開講講座一覧
- I-A-2-7 エクステンションセンター 生涯学習講座パンフレット
- I-A-2-8 エクステンションセンター 生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座
- I-A-2-9 TCSOL/TESOL Dual Certificate Summer Program in Osaka, Japan 2024
- I-A-2-10 OGU HOUSE 吹田 SST(公式ホームページ)
- I-A-2-11 「キャリアデザイン入門 I」(シラバス)

区分 I-A-1 建学の精神を確立している。

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

【区分 I-A-1 の現状】

本学は、建学の精神(I-A-1-1)と、その精神の具現化に向け掲げている教育理念(I-A-1-1)の下、短期大学部の使命・目的を、大阪学院大学短期大学学則第1条(I-A-1-2)に記しており、建学の精神を礎に、実践的な人材の育成を貫いている。また、本学の建学の精神は、教育基本法第1条の教育の目的ならびに私立学校法第1条の目的に共に合致しており、公共性を有していると言える。

本学における「建学の精神」の重要性は明確であり、発展の支柱としての役割はきわめて大きい。今後とも、本学固有の特色を端的に示す指針として堅持する一方で、次代の動向に目配りしながら、その具現化を柔軟に追求することにより、引き続き社会の要請に添っていくものとする。

なお、「建学の精神」ならびに「学科における人材の養成・教育研究上の目的」、「教育目標」

は、ホームページ上で公開（I-A-1-3・4）するとともに、「建学の精神」は大学案内等の冊子（I-A-1-5・6・7）にも記載し広く公表しており、加えて、入学後のオリエンテーションでも学生への案内の傍ら、教員も確認を行っており、オリエンテーションで使われている『短大の手引』（I-A-1-8）は、教員、職員にも配付している。また、オリエンテーション終了後のアンケート調査結果（I-A-1-9）により、「建学の精神」や各種方針について、学生の理解が得られていることを確認できた。

本学における建学の精神ならびに教育理念の重要性は明確であり、発展の支柱としての役割はきわめて大きい。今後とも、本学固有の特色を端的に示す指針として堅持する一方で、次代の動向に目配りしながら自己点検・評価を通してその具現化を柔軟に追求することにより、社会の要請に応えていく。

区 分 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

- （1）地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- （2）地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- （3）教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

【区分 I-A-2 の現状】

地域・社会との連携については、その方針を明確に定め、公式ホームページに掲載する（I-A-2-1）ことにより、広く周知を図り、併設大学とともに、産・学・官等の連携および地域社会・国際社会への貢献活動を次の通り展開している。

〔地域・社会に向けた活動〕

① 社会連携室

本学における社会貢献、社会連携の推進を図ることを目的とし、本学が所有する知的資源等

を活用した社会連携事業を実施している。（I-A-2-2）。

② 大阪学院大学総合学術研究所

併設大学と共同の総合学術研究所では、専門分野の異なる研究者による 6 つの共同研究会を設置しており、第 V 研究会の構成員として本短期大学部の教授 1 名が参加している。同研究所では、主に研究成果の進捗報告を一般社会及び地域住民へ向けて、公開講座の開催や公刊を逐次行うこととしており、同研究所が公開講座として主催する「岸辺塾」（I-A-2-3）は、定期的に開催され一般からも多くの参加者があり、地域、社会に向けても積極的な活動を実施している。

③ 科目等履修生制度

生涯教育の推進を図るため、社会人等にパートタイムによる大学教育を受ける機会を拡充し、その学習の成果に対して単位を与える科目等履修生制度を設けている。科目等履修生として本学で開講されている授業科目を履修し、試験に合格すればその授業科目の単位を修得することができるものである（I-A-2-4）。

④ 聴講生制度

科目等履修生制度に加え、単位の認定を行わない聴講生制度を設けている。科目等履修生制度よりも安価に受講できるよう配慮している（I-A-2-5）。

⑤ エクステンションセンター

正課外の講座を開設し、実践的な人材の育成を図るとともに、広く社会に貢献すること

を目的とし、学生の資格取得を支援する「資格講座」(I-A-2-6)を広く一般にも開放するとともに、地域住民を主たる対象とする「生涯学習講座」(I-A-2-7)を開講している。

表 I A-1

[開講講座数]

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
資 格 講 座	50 講座	48 講座	44 講座	41 講座	43 講座
生涯学習講座	57 講座	41 講座	45 講座	45 講座	46 講座

さらに、吹田市教育委員会まなびの支援課との共催により、「生涯学習吹田市民大学大阪学院大学講座」を開講している。(I-A-2-8)

表 I A-2

[受講者数]

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
98 名	95 名	86 名	99 名	83 名

⑥ グローバルスタディーズ研究所 (IGS)

語学教育における調査・研究等を行うとともに、その成果を本学の語学教育に反映し、学生の語学能力および実践的能力の向上を図ることを目的として、教育プログラムの構築に当たるほか、FD、ワークショップ、講演会、公開講座等を開催することにより、語学教育に係る情報の発信・普及に努めている。また、2014 年度から独自のコンテンツと手法を開発し実践している、少人数制による集中的国際人育成プログラム「GS プログラム」の運営と、その教育効果の検証に取り組んでいる。

さらに、アメリカのコロンビア大学と英語教育に関する協定を結び、毎年夏に本学キャンパスにて英語・中国語指導者の方を対象に「The TCSOL/TESOL Summer Dual Certificate Program in Osaka」を開催している。過去 5 か年の参加者数は、2021 年度は 30 名、2022 年度は 19 名、2023 年度は 17 名、2024 年度は 21 名、2025 年度は 17 名であった。

⑦ 図書館

吹田市との基本協定に基づき、図書館を吹田市民に開放し、学びの意欲向上を支援しており、登録者数は、2021 年度 25 名、2022 年度 29 名、2023 年度 25 名、2024 年度 21 名、2025 年度 29 名であった。

⑧ OGU HOUSE 吹田 SST

「OGU HOUSE 吹田 SST」は、大学から徒歩圏内にあり、健康・医療のまちづくりで健康都市をめざす「吹田モデル」の開発地であり、併設大学と共用の学生マンションである。短大生も毎年数名、このマンションへ入居している。同学生マンションの多目的ホールでは、ワークショップや、講演会の開催、さらには吹田市高齢福祉室等との連携活動の一環として、高齢者を対象とした栄養講座や脳・体力測定会の会場として無料貸与するなど、本学学生と地域住民との交流の場ともなっている (I-A-2-10)。

⑨ 吹田市との連携

吹田市との連携では、学・官連携の PBL 授業「キャリアデザイン入門 I」(I-A-2-11)などを行っている。併設大学開設の授業だが、短大生も単位互換として履修している。

[教育研究の成果をもとにした社会へのサービス活動]

① 教養講座

学生部の主催により、正課授業とは別に各界の第一線で活躍しておられる方々を講師に

迎え、講演会などを開催しバラエティーに富んだ知識の提供を行っており、2022 年度に 1 回、2023 年度に 1 回、2025 年度に 2 回実施した。

② 「ホスピタリティインダストリー研究所」(HIC)

ホスピタリティインダストリー研究所(以下 HIC という)は、日本型ホスピタリティ経営学の確立をめざし設立され、HIC 内に「ホスピタリティ・マネジメント研究会」を設置し、教育コンテンツの提供はもとより、学生およびホスピタリティ産業界に向けたシンポジウム・研究会・講演会等を開催し、研究成果の発信、また学産官民の連携を深め、書籍の出版やプロジェクトチームによるホテルや旅館の再生、調査、研究等を行い、学生の教育のみならず、ホスピタリティ産業界へも貢献することを目指している。2025 年度は、中野星子特任教授により、「ダイバーシティとは?～何故、今、グローバル規模で求められているのか～」をテーマに公開講演会を開催(2025 年 12 月 23 日)した。

また、広く一般に向けては、OGU ワインスクールを HIC が主催しており、ワインについて学ぶだけではなく様々な体験や交流を通じて今後の人生をワインが彩り、ワインが仕事に役立つことを目的に開講しており、日本のワイン界を代表するソムリエである岡昌治教授が全面監修し、自らの経験や人脈を生かしたオリジナルプログラムを毎年提供している。

③ 研究紀要・論集

研究紀要・論集については国内外の大学との交換だけでなく、公立図書館、研究所や企業の調査部等へも配付している。また、2013 年度より大阪学院大学学術機関リポジトリ(ogurepo)を設置し、本学及びその構成員が創造した学術研究・教育成果を電子的な形式で収集し、恒久的に蓄積及び保存し、広く国内外に無償で発信・提供している。

④ その他

各種団体・機関に本学事務職員が参画している。

[協定締結状況]

本学における産学官等の連携及び地域社会・国際社会への協力量針については公式ホームページの「社会連携・生涯学習」に公表し、周知を図っている。本学の「建学の精神」や「学産協同」の理念に基づいた地域社会・国際社会への協力量針と内容は、連携協力を記した協定書に具体的に定めている。協定締結の状況は、次のとおりである。

① 吹田市との連携協力に関する基本協定〔2004 年 12 月 2 日付〕

② 大阪府教育委員会との連携協力に関する基本協定〔2003 年 4 月 10 日付〕

③ 教育委員会との連携

- ・吹田市教育委員会との連携協力に関する協定〔2004 年 6 月 17 日付〕
- ・箕面市教育委員会との連携協力に関する協定〔2004 年 12 月 3 日付〕

④ 企業、研究機関及び諸機関等との連携

- ・国立循環器病研究センターとの連携協力に関する基本協定〔2023 年 3 月 6 日付〕
- ・吹田商工会議所との連携協力に関する基本協定〔2020 年 2 月 5 日付〕
- ・オープン化粧品株式会社との連携協力に関する基本協定〔2017 年 4 月 1 日付〕
- ・公益社団法人吹田青年会議所との連携協力に関する基本協定〔2017 年 4 月 1 日付〕
- ・天神橋三丁目商店街振興組合との連携協力に関する基本協定〔2017 年 4 月 1 日付〕
- ・淡路本町商店街振興組合との連携協力に関する基本協定〔2017 年 10 月 1 日付〕
- ・岸部地区連合自治会との連携協力に関する基本協定〔2017 年 4 月 1 日付〕
- ・吹田市農業振興研究協議会との連携協力に関する基本協定〔2018 年 4 月 1 日付〕
- ・神崎川畔企業連絡会への入会〔2017 年 8 月 26 日付〕

⑤ 他大学との協定等

併設大学との単位互換については、定められた「大阪学院大学と大阪学院短期大学の間の単位互換協定書」に基づき実施している。

また、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」(リテラシーレベル)への申請に向け、コンソーシアム会員校との情報交換や交流を通じ、本学におけるより一層充実したデータサイエンス教育を行うことを目的として、2023 年 11 月に「数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアム」(近畿ブロック)へ加入した。

⑥ 就職支援関係の協定

各地方の企業等への就職を希望する学生のために、相互に連携・協力することで、就職支援を充実させるとともに、各地方の産業の次代を担う人材の育成及び確保を図ることを目的として、地方自治体等と就職支援に関する協定を締結している。現時点では、岡山県、石川県、福岡県、香川県、鳥取県、和歌山県、京都府、富山県、高知県、島根県、愛知県、沖縄県、愛媛県と就職支援に関する協定を締結している。

⑦ 国際交流関係の協定

国際交流関係については、国際センター規程において、教育及び研究の両面にわたる国際交流の推進ならびに外国語の実践的運用能力を向上させるための調査・研究を行い、本学における教育及び研究の充実を図るとともに、広く社会に貢献することを目的と定め、国際交流事業への取り組みの一環として海外諸大学と提携し、提携大学との間で行われる学生交換等の諸活動を積極的に行うとともに、地域交流・国際交流事業に積極的に取り組んでおり、2026 年 3 月現在、31 の国・地域の 71 大学と学術交流協定を締結している。

[ボランティア活動]

本学には、小学校の校長職を経験した専任講師が在職しており、その経験から、現在も、地域の小学校、中学校における教師への指導・助言を行っている。具体的には、府内国語教育関連の研究会・大会での指導助言、府内各市町村教育委員会主催の現職研修講師、校内研究会の指導助言などであり、近隣の小学校・中学校からの依頼により、指導を行っている。

社会連携室の企画の中で、吹田くawaii保存に係わる地域連携として、「なにわ伝統野菜吹田くawaii」について、本学学生が学習するとともに、地元の「吹田くawaii保存会」及び栽培農家と協力し、6 月の苗植付け作業、7 月には吹田市主催の「吹田まつり」の中で実施される「吹田くawaii献上行列」、12 月には収穫作業に参加するとともに、2014 年度から始められた本学学生主催の「吹田くawaii祭り」を開催するなど、吹田くawaiiの保存・生産活動の協働をしている。また、地域に開かれた大学として、近隣の小学生・中学生・高校生を対象に各種ワークショップを開催してきた。

岸辺祭(学園祭)では、近隣自治会の模擬店が毎年出店されており、地域のお祭りとして浸透してきている。学生によるヨーヨーすくいや、事務職員によるスーパーボール・キャラクターすくいの模擬店も地域の子どもの人気を集めている。2014 年度からは、大阪欄間工芸協同組合より、経済産業省や大阪府から伝統工芸として認定されている「大阪欄間」の工芸士を招き、木工おもちゃ作りの体験教室を開くとともに、子どもや保護者が乗車できるミニチュア電車イベントを開催している。短大生も 1 年次生、2 年次生ゼミでそれぞれ出店している。

学生によるボランティア活動としては、学友会が福祉活動の一環として例年学内で献血活動を実施している。

【テーマ I-A 建学の精神の課題】

地域社会との連携に関しては、各種公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放を継続してだけでなく、近隣自治体や小学校・中学校・高校と定期的な連絡を行うことで連携を深める必要がある。

吹田市との連携については、本学ならではのまちづくりや地域貢献に対する意見交換の場を継続的に設け、これまで築き上げられた協力関係を十分に活かし連携を推進していく必要がある。

官・学の連携 PBL も併設大学の開設科目であり、短大生の参加は少ないが、より多くの参加を促すことで、地域貢献を高めていきたい。

【テーマ I-A 建学の精神の特記事項】

吹田市との社会連携・社会貢献については、年 2 回、吹田市役所と本学を会場として、相互に連携推進会議を開催しており、2025 年度で 28 回目の開催となり、連携内容も多岐にわたっている。

自治体との連携において、産業関係では市役所・企業でのインターンシップ生の受け入れ、教育関係では小・中学校における授業の補助・クラブ活動の指導、地域市民との交流では大学主催行事への市民の参加、逆に地域・市主催行事への学生の参加等の協力を行っている。

「なにわ伝統野菜吹田くわい」については、本学学生の地域における歴史研究の場であり、地元の保存会・栽培農家と協力し、苗植付け作業、献上行列、収穫作業及び収穫祭を通じて、保存・生産活動を行うことは、地域ブランドの創出という面からも地域発展に貢献している。外国人留学生も参加することで、地域の伝統的な農産物を通じた異文化交流の場の役割も果たしている。

[テーマ I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- I-B-1-1 公式ホームページ「教育研究上の目的」
- I-B-1-2 公式ホームページ「教育目標」
- I-B-1-3 短大の手引
- I-B-2-1 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学習成果」(短期大学部)
- I-B-2-2 短大の手引
- I-B-2-3 学部長会議資料・議事録「全学的な学修成果の明文化について」(2024年2月5日開催)
- I-B-2-4 公式ホームページ「内部質保証」
- I-B-3-1 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学習成果」(短期大学部)
- I-B-3-2 教授会資料「入学者受入れの方針の改正について」(2024年1月29日開催)
- I-B-3-3 短大の手引
- I-B-3-4 「本学の建学の精神および経営実務学科の教育方針」の冊子
- I-B-3-5 「2025年度 教育方針に関するアンケートの結果報告」(2025年4月14日開催教務部委員会資料・議事録)(2025年4月21日開催教授会資料・議事録)

[区分 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

- (1) 学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

【区分 I-B-1 の現状】

教育目的・目標の確立については、本学では「人材の養成、教育研究上の目的」を定め、この

目的に基づき「教育目標」を設定している(I-B-1-1・2)。

経営実務科の「人材の養成、教育研究上の目的」を、ビジネス実務能力の修得を通じ、創造的で自立した人間の育成、ビジネスの現場で即戦力として活躍できる人材の育成をめざす、と定め「教育目標」として次の3つの項目を設定している。

1. 職業人になるための教養教育と専門教育の学習において必要となる基礎的な能力を習得する。
2. ビジネス社会において必要な専門知識・技能を併せ持った実務処理能力を習得する。
3. 幅広い視野から自身の役割を認識し、課題に向き合い、責任を持って行動する能力を習得する。

教育目的・目標は公式ホームページや刊行物に掲載するとともに、全学生に配付・説明する資料(『短大の手引』)(I-B-1-3)を通じて詳細な説明を行うなど、学内外を問わず広く周知している(I-B-1-1)。

本学の人材育成については、例えば、インターンシップ先の企業・団体からの評価を得ることで確認を行っている。

【区 分 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。】

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科の学習成果を学科の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

【区分 I-B-2 の現状 (進捗状況)】

学習成果については建学の精神ならびに、教育目的・目標に基づき設定している「卒業認定・学位授与の方針」から「学習成果」を規定している (I-B-2-1)。

短期大学部では「学習成果」として次の3項目を定めている。

1. 学習に必要な基礎的能力 (問題を発見し解決する能力、コミュニケーション能力、アカデミックスキル)
2. ビジネス社会に必要な専門知識・技能を併せ持った実務処理能力
3. 実社会で生きていくための視野を広め、責任を持って行動する能力

この「学習成果」は、教育目的・目標とともに公式ホームページや刊行物に掲載し、全学生に配付・説明する資料 (『短大の手引』) (I-B-2-2) を通じて詳細な説明を行うなど、学内外を問わず広く周知している (I-B-2-1)。

また、全学共通の汎用的な能力として大学全体の学習成果を明確にするため、学習成果の明文化および公表について検討し、2024年2月5日の学部長会議および大学協議会において、「視野の広い実践的な人材のルーブリック」の「基準5」の文章をもとに、「全学的な学習成果」として明文化し、公表している (I-B-2-3)。

【全学的な学修成果】

1. 複数の視点から多面的、客観的に物事を観察・評価し、影響範囲や関係者の利害を幅広く考慮したうえで適切な判断を下し、それを基に行動することができる。
2. チームでの作業、行動をするとき、共通の目標を達成するためお互いを尊重し、信頼関係を構築・維持しようと自ら工夫して行動することができる。
3. グループ構成員、一人ひとりの個性や特徴を活かすよう、役割分担や構成員が動きやすいように気遣いができる。
4. 失敗を恐れず、何事にも前向きに考えチャレンジできる。
5. 失敗から学ぶ習慣が身についており、困難を乗り越えやり遂げることに達成感を感じており、常に前向きに行動することができる。

そして、これらのポリシーに基づき短期大学教育の諸活動を実施するとともに、教務部委員会、教授会、毎年実施する自己点検・評価のプロセスをとって点検を行っている (I-B-2-4)。

【区 分 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。】

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

【区分 I-B-3 の現状 (進捗状況)】

本学は「建学の精神」を礎に、教育目的・目標に基づき、学生が卒業までに身に付けるべき

資質・能力を示す「卒業認定・学位授与の方針」と、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示す「教育課程編成・実施の方針」を策定し、これら2つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるための「入学者受入の方針」を策定しており、三つの方針は、それぞれ関連付けて一体的に定められている。(I-B-3-1)。

定められた経緯は、教務部委員会と教育開発支援センターが連携し、改正された学校教育法施行規則及び中央教育審議会から示された「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドラインに沿い、三つの方針の見直しを行った。それに基づいて三つの方針の原案を作成して教授会で審議し、承認された案を学部長会議に諮り、学長の承認を得て決定された。以上のように、組織的な議論を重ねて三つの方針が策定された。なお、2024年において、「入学者受入れの方針」については、新学習指導要領を見越して、一部改正を行った。

新たに作成した三つの方針は、本学としての基本的な考え方と、それを受ける形での経営実務科の具体的かつ詳細な考え方を示している。「卒業認定・学位授与の方針」においては、経営実務科での学習を通じて「何ができるようになるか」に重点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかを示している。また、「教育課程編成・実施の方針」においては、「卒業認定・学位授与の方針」に定める学習成果の達成のために、どのような教育課程を編成し、教育内容・方法を実施すべきか、そしてその学習成果をどのように評価するのかを示している。「入学者受入れの方針」においては、本学の教育課程を履修するために、どのような知識や能力を持つ入学者を求め、その知識や能力をどのように評価し、判定するのかをより明確に表記している。これら三つの方針を指針とし、年度ごとに「教育課程の編成に係る全学的方針」を策定し、本学の教育活動に反映させ且つ教育活動の節目(シラバス作成時)で教職員が確認し教育活動を行っている。定められたこの三つの方針については、「入口」から「出口」までの一貫した本学における教育活動の方針を示していることから、学内での周知を図るとともに、広く社会に公表することを、学部長会議及び教授会で併せて確認した。また、「三つの方針」は、前述のとおり『シラバス作成のお願い』にも記載(「入学者の受入れの方針」は除く)し、専任、非常勤の教員に配付し、周知するとともに、シラバスの作成を通じて、本学の三つの方針を意識した授業展開を促している(I-B-3-2)。

これらの三つの方針は教育目的・目標及び学習成果とともに公式ホームページや『入学者選抜要項』等の刊行物に掲載し、全学生には毎学期に配付・説明する資料(『短大の手引』)を通じて詳細な説明を行うなど、学生、受験生、保護者、高校関係者等の本学のステークホルダーにその内容を明示し、学内外を問わず広く周知している。特に、新入生に対しては、入学後のオリエンテーションにおいて、本学の沿革とともに「本学の建学の精神および経営実務科の教育方針」の冊子の内容を説明し、その後に、理解度について確認を行っている。その理解度については、教務部委員会、教授会で報告され、共有を図っている。

「入学者受入れの方針」については『入学試験要項』、『入試ガイド』に掲載している。なお同一ページ上で「卒業認定・学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」の確認も促し、各方針の詳細が閲覧できるウェブサイトのURLをQRコードにして表記している。

【テーマ I-B 教育の効果の課題】

建学の精神を礎に、教育目的・目標に基づき三つの方針を、それぞれ関連付けて一体的に定め、さらに観点別の評価指導を使った手法として、ループリックによる自己評価を導入した。教育目標や学習成果を含む各種方針については、引き続き、毎年度実施する教務関係自

己点検・評価委員会でその適切性について検証する。また、ルーブリックを用いた経営実務科の学習成果の達成度を確認する「DP ルーブリック」や12の汎用的能力の確認を行う「汎用的能力アンケート」、「授業評価アンケート」等による評価結果を分析し、さらに「教育課程の編成に係る全学的な方針」を定める等、教育の向上・充実に繋げるとともに、目まぐるしく変化する時代に合っているかを含め検証し、その結果を全学評価委員会に報告し、恒常的に改善を図っていく必要がある。

【テーマ I-B 教育の効果の特記事項】

教育目的・目標に基づき定められた三つの方針により、学生が生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていくために、本学がどのような教育を行い、どのような力を身に付けさせて卒業認定するのかを学生に深く理解してもらうため、組織的に確認する取り組みとして、入学時のオリエンテーションにおいて、『短大の手引』及び『新入生ガイドブック』を新入生全員に配付し、説明している。そして、その直後にアンケート調査を実施し、学生の理解度を確認しており、その情報を教職員が共有することで、入学後の授業に反映するとともに、次年度に向けた取り組みに活かしている。

また、全学共通の汎用的な能力として大学全体の学習成果を明確にするため、学習成果の明文化および公表している。さらに協定校である高等学校の教員と、高大接続に関連する本学の部局の責任者による「本学の取り組みに関する意見交換会」を通して得られた情報を基に、様々な改善に繋げるよう努めている。

[テーマ I-C 内部質保証]

<根拠資料>

- I-C-1-1 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 自己点検・評価規程
- I-C-1-2 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程
- I-C-1-3 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の内部質保証システム(公式ホームページ)
- I-C-1-4 自己点検・評価の実施に関する基本構想について
- I-C-1-5 自己点検・評価の実施要領
- I-C-1-6 教務関係個別評価年次報告書
- I-C-1-7 入試関係個別評価年次報告書
- I-C-1-8 学生関係個別評価年次報告書
- I-C-1-9 就職関係個別評価年次報告書
- I-C-1-10 国際交流関係個別評価年次報告書
- I-C-1-11 図書館関係個別評価年次報告書
- I-C-1-12 経営関係個別評価年次報告書
- I-C-1-13 自己点検・評価報告書 短期大学部全学自己点検・評価報告書(公式ホームページ)
- I-C-1-14 内部質保証(公式ホームページ)
- I-C-1-15 明らかになった課題についての改善の進捗状況(公式ホームページ)
- I-C-1-16 高等学校・予備校訪問報告書
- I-C-1-17 高大連携協議会議事録
- I-C-2-1 学部長会議資料「2024 年度 卒業判定結果(短大)(2025 年 4 月 14 日開催)
- I-C-2-2 教授会資料「2024 年度 卒業判定結果(短大)(2025 年 4 月 21 日開催)
- I-C-2-3 学部長会議資料「2024 年度 本学における GPA の分布状況について」(2025 年 11 月 10 日開催)
- I-C-2-4 教授会資料「2024 年度 本学における GPA の分布状況について」(2025 年 11 月 17 日開催)
- I-C-2-5 公式ホームページ「内部質保証」
- I-C-2-6 渺望 vol. 14
- I-C-2-7 学部長会議資料「2026 年度 教育課程の編成に係る全学的方針」(2026 年 3 月 2 日開催)
- I-C-2-8 渺望 vol. 15
- I-C-2-9 渺望 vol. 17
- I-C-2-10 渺望 vol. 16
- I-C-2-11 学部長会議資料「短期大学部の教育の質向上・充実を図る専門部会の設置について」(2020 年 1 月 8 日開催)
- I-C-2-12 学部長会議資料『短期大学部の内部質保証について(「OGU 実務力の養成専門部会」のまとめについて)』(2022 年 10 月 3 日開催)

[区分 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

【区分Ⅰ-C-1の現状】

本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、目的及び社会的使命を達成するため、1993年4月に「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部自己点検・評価規程」(Ⅰ-C-1-1)、「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」(Ⅰ-C-1-2)を定め、「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の内部質保証システム」(Ⅰ-C-1-3)に基づき、定期的に自己点検・評価を行っている。

本学における自己点検・評価では、実行可能な実施組織の確立を第一に考え、また、全学組織である各種委員会が有する機能を十分に活用することが、点検・評価を進める上で効率的且つ効果的であると考え、学内に既に設置されている大学協議会、学部長会議及び各種委員会等を基礎に、次のとおり点検・評価に係る各委員会を体系的に設置することにより、自己点検・評価のための体制を確立している。

① 自己点検・評価基本構想委員会(基本構想委員会)

基本構想委員会は、大学協議会の構成員である「学長・大学院部長・学部長・学科長・各学部から1名の教授」で構成しており、自己点検・評価の実施に関する基本構想(Ⅰ-C-1-4)を策定している。

② 全学自己点検・評価実行委員会(全学評価委員会)

全学評価委員会は、「学長・大学院部長・学部長・学科長・教務部長等」学部長会議の構成員及び個別評価委員会の各委員長と認証評価におけるALOで構成しており、全学的に自己点検・評価を統括している。

③ 個別機関自己点検・評価委員会(個別評価委員会)

個別評価委員会は、全学組織として設けている学内の各種委員会等が担当する9つの個別評価委員会を設置し、各個別機関において自己点検・評価を実施している。

この自己点検・評価のプロセスは、以下のとおりである。

- ① 基本構想委員会が策定する基本構想に基づき、全学評価委員会が、自己点検・評価の実施要領(Ⅰ-C-1-5)を作成するとともに、各個別評価委員会を通じ全学に点検・評価実施を指示する。
- ② 各個別評価委員会は、実施要領に基づき点検・評価を行うとともに、それぞれ個別評価報告書(Ⅰ-C-1-6・7・8・9・10・11・12)を全学評価委員会に提出する。
- ③ 全学評価委員会は、個別評価委員会が実施した点検・評価結果(個別評価報告書)を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書(Ⅰ-C-1-13)を作成し、基本構想委員会を通じ学長(総長)へ報告する。

そして、学長(総長)の諮問により、大学協議会は、自己点検・評価結果及び改善計画の進捗状況を踏まえ、学部長会議を通じ、全学に改善の指示を行っている(Ⅰ-C-1-14)。この指示内容は、部局レベルまたは個々の教職員レベルで日常的に展開されているPDCAサイクルに取り入れられ、継続的な改善が図られるとともに、その結果等については公表し、次年度の自己点検・評価に反映するようにしている。こうした自己点検・評価システムの機能を向上させる工夫が、確実な教育改善の推進の原動力になっている。

以上のように、本学では自己点検・評価のための規程及び組織が整備されている。

1993 年 4 月に自己点検・評価に係る規程を策定し、同年度より 4 年を周期として、点検・評価を行ってきたが、2009 年度からは、毎年、定期的に自己点検・評価を実施し、各個別評価委員会は自己点検・評価年次報告書及び「自己点検・評価に係る【改善計画】進捗状況表」を全学評価委員会に提出することで、教育研究水準の更なる向上を図るとともに、目的及び社会的使命の達成を図っている。

また、2013 年度からは、本学の自己点検・評価における記載項目の一つである「改善計画」について、前年度までに記述した内容が、その後どの程度進展したかを対比できる「自己点検・評価に係る【改善計画】進捗状況表」を毎年度作成するとともに、公式ホームページ(I-C-1-15)に掲載している。

自己点検・評価活動については、上述のとおり基本構想委員会が、基本構想を策定し、全学評価委員会が実施要領を作成し、部局ごとの組織である個別評価委員会を通じ、全学に実施の指示を行っている。個別評価委員会は、実施要領に基づき点検・評価を行った上で、評価報告書を全学評価委員会に提出し、全学評価委員会は、これを検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた報告書を作成するとともに、改善計画の進捗状況を、基本構想委員会を通じ学長（総長）に報告している。そして、学長（総長）の諮問により、大学協議会は、点検・評価結果及び「改善計画」の進捗状況を踏まえ、学部長会議を通じ、全学の教職員に改善の指示を行っている。この指示内容は、部局レベルまたは個々の教職員レベルで日常的に展開されている PDCA サイクルに取り入れられ、速やかに改善を図っている。

特に、個別評価委員会は、併設大学と共同して設置されている各種委員会（教務部、学生部、キャリアセンター、図書、国際センター、入試実行）をベースに設置されており、各種委員は、短期大学部の教員から 1 名ずつ選出され、担当部局に所属する全職員とともに自己点検・評価を行っている。

なお、作成された自己点検・評価報告書及び「自己点検・評価に係る【改善計画】の進捗状況表」は前述のとおり公式ホームページにも公表しており、全教職員が共有している。

以上のように、本学では定期的に自己点検・評価を行っており、定期的に自己点検・評価報告書等を公表し且つ自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

本学の諸活動についての点検・評価を行うにあたり、学外者による客観的な視点を取り入れるため、協定・指定校関係にある高等学校教員から毎年定期的に意見を伺う場を設け、幅広い視点から評価していただいている。また、高校訪問の際には、高等学校の進路指導の教員を中心に、個別に本学の教育内容を説明するとともに、客観的な意見を拝聴し、その記録をまとめ学長（総長）等に報告し、改善点や評価いただいた点などを事務長から関係部署に適宜連絡し、更なる改善を図っている(I-C-1-16)。

また、併設高校とは、年に数回、高大連携についての会合をもち、高等学校からの意見聴取を行い、様々な改善を図るとともに高大連携の強化に努めている(I-C-1-17)。

自己点検・評価の結果の改革・改善への活用については、毎年実施する自己点検・評価を通じて確実な改善に結びつけていくよう、改善計画を踏まえ、学部長会議を通じ、学長から全学に改善の指示を行っている。この指示内容は、部局レベルまたは個々の教職員レベルで通知されており、次年度どのように具現化されたのか、その取り組み状況を明確にし、公表することで、内部質保証システムに基づく諸活動の PDCA サイクルを着実に機能させている。

【区分 I-C-2 教育の質を保証している。】

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

【区分 I-C-2 の現状】

学習成果の査定（アセスメント）については、教授会や FD 推進部会を通して、学科全体の学習成果や、学生個々の学習成果について確認を行っている。その際、いくつかの観点、尺度で確認を行っている。

授業評価では、全体の評価を教授会で確認し、授業個々の評価においては、公式ホームページを通じて各教員が確認できる。また、卒業率は 4 月の学部長会議、教授会において、卒業判定結果として共有している（I-C-2-1・2）。GPA の分布など全学的な数値については、教育開発支援センターから 2025 年 11 月開催の学部長会議、教授会において「2024 年度 本学における GPA の分布状況について」（I-C-2-3・4）で入学年度別の GPA の推移について報告され、FD 推進部会をとおして確認を行っている。

「学位授与の方針」や「学習成果」の評価のために、観点別の評価指標等を使った客観的な手法として、観点・基準を定めたルーブリックによる自己評価を導入し、学生の卒業時に実施する自己評価によるルーブリック結果については、FD 推進部会をとおして教員間で共有している（I-C-2-5）（I-C-2-6）。

また、併設大学と連携し、教育開発支援センターが分析した「学生の自己評価による学習成果の測定アンケートの実施結果」を活用・検証し、次年度に向けた「教育課程の編成に係る全学の方針」を毎年度策定し（I-C-2-7）、全学的な方向性を示し継続して改善を進めている。

また、1 年次の必修科目である「インターンシップ」で学生一人ひとりの履修指導やキャリア開発につながるような学習成果の可視化を試みるとともに、インターンシップ先の企業や団体からの学生に対する評価を学生一人ひとりにフィードバックしている（I-C-2-8）。

2023 年度からの新たな試みとして、2024 年 3 月 8 日（金）に、「産業界との意見交換会」を教育開発支援センターと連携して実施した。短期大学部の自己点検・評価をすすめる上で、「インターンシップ」の報告会は「学生の学習成果を報告で可視化できる」、「企業からの評価を可視化できる」貴重な機会となっている。「インターンシップ」において学生を受け入れていただいている企業 3 社が来学し、三つの方針に深く関わる「学習成果」、「カリキュラムの内容・インターンシップについて」、「社会との接続」などについて意見交換が行われ、実施内容は『渺望 vol. 19』に掲載された（I-C-2-9）。それらを元に、経営実務科教授会や教育開発支援センター会議にて、教育活動の改善に向けた検討が行われている。

内部質保証ルーブリックの取り組みについて、大学・短期大学基準協会が作成した内部質保証ルーブリックを読み解くと、「学習成果を定めている」（Level I）、「学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている」（Level II）、「学習成果の獲得を評価・判定する仕組みを定めている」（Level III）まで到達している（I-C-2-10）。

さらに、教育の質向上・充実を図るため、教育開発支援センターを中心とした「OGU 実務力の養成専門部会」を設置し（I-C-2-11）、学生による授業評価アンケート、学習成果ルーブリック、短期大学生調査等の検証を行った（I-C-2-12）。

【テーマ I-C 内部質保証の課題】

2020年1月22日に中央教育審議会大学分科会から「教学マネジメント指針」が発表され、「学修者本位の教育」の実現が謳われた。この「学修者本位の教育」の実現に向けた教学マネジメントを確立させるため、継続的に教育改善の方策について考察する必要がある。

学習成果についての査定を行ってはいるものの、「アセスメント・ポリシー」としては明文化されていないため、今後、明文化を行い、その確認を実行するプロセスについても確立していきたい。

【テーマ I-C 内部質保証の特記事項】

短期大学部の教育の質向上・充実を図るため、教育開発支援センターを中心とした「OGU実務力の養成専門部会」が設置された。「OGU実務力の養成専門部会」からの提案を受け、履修する科目の学修を通じて、獲得できる学習成果を明らかにするため、シラバスの講義概要欄に獲得できる学習成果を明記し、学生自身が伸ばしたいと考える学習目標の項目の到達度を伸ばすような授業選択を可能とした。さらに、このシラバスへの学習目標の記述と併せ、「カリキュラムマップ」の改正を行った。このように「OGU実務力の養成専門部会」において、学生による授業評価アンケート、学習成果ループリック、大学・短期大学基準協会主催の「短期大学生調査」を検証し、長所の更なる伸長と短所の改善をめざし、学生の実務処理能力の向上に取り組み、授業における学習成果の獲得について評価・分析するシステムが構築され、各種会議でその評価・分析結果を報告しフィードバックすることで、授業改善等のPDCAサイクルを回すことができた。

今後もこの結果等を踏まえ、本学の学習成果の指標となる数値、結果を確認することで「アセスメント・ポリシー」の明文化と査定のプロセスを確立していきたい。

自己点検・評価においては、毎年実施する本学独自の自己点検・評価を通じて確実な改善に結びつけていくよう、「自己点検・評価項目に係る【改善計画】の進捗状況表」を作成し、各自己点検・評価項目の前年度までの「改善計画」が、次年度どのように具現化されたのか、その取組み状況を明確にし、公表することで、内部質保証システムに基づく諸活動のPDCAサイクルを着実に機能させている。

【基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画】

『2024年度の改善計画の進捗状況』は次のとおりである。

エクステンションセンターによる生涯学習の充実については、地域住民をはじめ社会人や卒業生、本学学生を対象に、趣味と教養を広げる講座を3ジャンル46講座を開設し、40講座を開講した。開講形態については対面授業を基本とし、講師の承諾を得た対面授業は収録し、動画配信するハイブリッド形式での開講を行ったことから、来学できない場合の受講申込みに繋がり、幅広い受講者を獲得できた。

教育効果については、ループリックによる学習成果の測定結果および『汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」』の結果に基づき、FD推進部会において長所・短所について多面的に評価、検証し、担当教員にフィードバックした。

自己点検・評価の実質化については、本年度も全学的な自己点検・評価を実施し、改善計画の進捗状況を「自己点検・評価項目に係る改善計画の進捗状況表(短期大学部)」としてホームページに公表し可視化するとともに、各関連部署が連携し、直近の課題について機動的に改善を図り、本学のビジョン実現に向けた教育活動を展開した。

「学修者本位の教育」については、学生が、教育目標や学習成果などの達成状況を実感できるよう FD 推進部会等で引き続き検討した。より効果的に教育を行うための取り組みを FD 推進部会で検討した結果、授業内容にアクティブ・ラーニングを取り入れ、プレゼンテーションを重視するとともに、レポートなど提出物の添削やフィードバックを行った。また、ディスカッションによる主体的な学びをサポートし、プレゼンテーションを行う機会を多く設け、学生自ら主体的に考えて参加する授業が増えた。

「短期大学生調査」についても引き続き調査を行い、他校との比較のみならず、時系列での分析を行っていく。また、インターンシップ等と関連し、受入先企業から外部の意見を取り入れる取り組みについても継続して行っている。

『改善計画』は次のとおりである。

建学の精神に基づく教育目標や学習成果を含む各種方針について、引き続き、教務関係自己点検・評価委員会でその適切性について検証する。また、ループリックを用いた経営実務科の学習成果の達成度を確認する「DP ループリック」や 12 の汎用的能力の確認を行う「汎用的能力アンケート」、「授業評価アンケート」等による評価結果を分析し、さらに「教育課程の編成に係る全学的な方針」を定め、教育の向上・充実に繋げ、恒常的に改善を図っていく。

アセスメントポリシーの整備と運用を図り、大学全体・学位プログラム・科目の各レベルで「測定する学修成果」・「測定方法(指標・データ)」・「確認時期」・「改善に向けた取り組み」を整理し、取り組みを開始する。

総合学術研究所における研究活動をとおして、総合大学としての強みを生かし、専門領域が異なる学内外の研究者による学際的および分野横断的な研究活動を推進し、最新の知見を広く社会に還元する。

生涯学習の充実について、本学学生のみならず、卒業生や社会人、地域住民の方々を対象に、趣味と教養を広げる講座を開講するとともに、遠方に在住の方や外出できない方でも受講できるようにし、受講形態の選択肢を増やす。

生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座を、吹田市教育委員会との共催により、人気の高い公開講座を引き続き開講し、人生をより豊かにするための教養を深める場として学びの機会を提供することにより、教育機関として社会貢献の大きな役割を果たしていく。

自己点検・評価の実質化について、全学的な自己点検・評価の実施結果を踏まえ、各年度における改善計画の進捗状況を可視化するとともに、関連部署が連携して機動的な改善を図り、本学のビジョンの実現に向けた教育活動を展開する。

さらに、今後も「学修者本位の教育」の実現を図るため「短期大学生調査」、「OGU 実務力の養成専門部会」のまとめ、「2024 年度 本学における GPA の分布状況について」等を活用し、学習成果を多面的に評価、検証し、今後の課題として挙げられた点について、引き続き取り組むことで、授業改善における PDCA サイクルの定着を図る。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

〔テーマⅡ-A 教育課程〕

<根拠資料>

- Ⅱ-A-1-1 公式ホームページ「卒業認定・学位授与の方針」
- Ⅱ-A-1-2 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学習成果」(短期大学部)
- Ⅱ-A-1-3 教務部委員会議事録(2025年6月16日開催)
- Ⅱ-A-1-4 教授会議事録(2025年6月23日開催)
- Ⅱ-A-2-1 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学習成果」(短期大学)
- Ⅱ-A-2-2 教授会資料「カリキュラムマップの改正について」(2022年1月31日開催)
- Ⅱ-A-2-3 公式ホームページ「履修要項」
- Ⅱ-A-2-4 シラバス(一部抜粋)
- Ⅱ-A-2-5 公式ホームページ「実務経験のある教員による授業科目一覧」
- Ⅱ-A-2-6 公式ホームページ「ChatGPTなどの生成AIの利用について」
- Ⅱ-A-2-7 学生用ホームページ「ChatGPTなどの生成AIの利用について」
- Ⅱ-A-2-8 成績評価報告書
- Ⅱ-A-3-1 公式ホームページ「履修要項」
- Ⅱ-A-3-2 公式ホームページ「オリエンテーション資料(ボランティア・単位互換)」
- Ⅱ-A-3-3 学部長会議資料「OGUリベラルアーツプログラムについて」(2022年2月7日開催)
- Ⅱ-A-3-4 学部長会議資料「OGU・数理・データサイエンス・AI教育プログラムについて」(2023年2月6日開催)
- Ⅱ-A-3-5 学部長会議資料「OGU数理・データサイエンス・AI教育プログラム(応用基礎レベル)について」(2025年11月17日開催)
- Ⅱ-A-3-6 渺望 vol.14
- Ⅱ-A-3-7 渺望 vol.15
- Ⅱ-A-3-8 渺望 vol.16
- Ⅱ-A-4-1 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学習成果」(短期大学部)
- Ⅱ-A-4-2 公式ホームページ「履修モデル」
- Ⅱ-A-4-3 公式ホームページ「履修要項」
- Ⅱ-A-4-4 シラバス「インターンシップ」
- Ⅱ-A-4-5 インターンシップ報告会冊子
- Ⅱ-A-4-6 教授会資料「認定資格・検定試験の一部変更について(案)」(2024年12月16日開催)
- Ⅱ-A-4-7 公式ホームページ「資格認定」
- Ⅱ-A-4-8 公式ホームページ「OGU PBL」
- Ⅱ-A-5-1 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学習成果」(短期大学部)
- Ⅱ-A-5-2 教授会資料「入学者受入れの方針の改正について」(2024年1月29日開催)
- Ⅱ-A-5-3 入学者選抜要項

- Ⅱ-A-5-4 大学案内
- Ⅱ-A-5-5 入試ガイド
- Ⅱ-A-5-6 公式ホームページ
- Ⅱ-A-5-7 活動報告書
- Ⅱ-A-5-8 入学者選抜制度一覧
- Ⅱ-A-5-9 入試委員会議事録（2024 年度）
- Ⅱ-A-5-10 「本学の取り組みに関する意見交換会」発言（議事）録
- Ⅱ-A-5-11 「3 つのポリシーに関する意見交換会」実施報告書
- Ⅱ-A-5-12 高校訪問報告書
- Ⅱ-A-6-1 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学習成果」（短期大学部）
- Ⅱ-A-6-2 シラバス（一部抜粋）
- Ⅱ-A-6-3 公式ホームページ「履修要項」
- Ⅱ-A-6-4 「全学的な学修成果の明文化について」（2024 年 2 月 5 日開催学部長会議資料・議事録）
- Ⅱ-A-7-1 学生用・教員用ホームページ「授業評価結果」
- Ⅱ-A-7-2 渺望 vol. 14
- Ⅱ-A-7-3 渺望 vol. 15
- Ⅱ-A-7-4 渺望 vol. 16
- Ⅱ-A-7-5 学部長会議資料「2024 年度 本学における GPA の実施状況について」（2025 年 11 月 10 日開催）
- Ⅱ-A-7-6 教授会議資料「2024 年度 本学における GPA の実施状況について」（2025 年 11 月 17 日開催）
- Ⅱ-A-7-7 卒業生向けアンケート回答依頼文
- Ⅱ-A-7-8 卒業生向けアンケート回答集計結果
- Ⅱ-A-7-9 学生派遣報告書
- Ⅱ-A-8-1 企業向けアンケート回答依頼文
- Ⅱ-A-8-2 企業向けアンケート回答集計結果
- Ⅱ-A-8-3 渺望 vol. 15

【区 分 Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。】

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 学科の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

【区分Ⅱ-A-1 の現状】

学位授与の方針については、2017 年 4 月 1 日施行の改正学校教育法施行規則（方針の策定義務化等）に対応し、2017 年度より「卒業認定・学位授与の方針」へと名称変更するとともに、卒業に必要な要件（在学年数及び単位数）や授与する学位名、教育課程との関係性を明記し、表現方法についても一部改め、施行した（Ⅱ-A-1-1）。「学習成果」は教育目標に基づき設定している「卒業認定・学位授与の方針」から学習成果を規定しており、卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

改められた「卒業認定・学位授与の方針」ならびに「教育課程編成・実施の方針」については、全学生に配付・説明する資料(『短大の手引』)や、公式ホームページ等にも掲載することにより、学内外を問わず広く周知した(Ⅱ-A-1-2)。

教育課程については、「建学の精神」、「建学の精神」に基づく教育理念、「短期大学部の使命」、「学科の人材の養成、教育研究上の目的」、「学科の教育目標」に基づき策定された「卒業認定・学位授与の方針」に直結した「教育課程編成・実施の方針」の下、短期大学設置基準に則り編成しており、我が国の短期大学制度の目的と整合し、社会的・国際的に通用する内容となっている(Ⅱ-A-1-2)。

「卒業認定・学位授与の方針」等は毎年教務部委員会(Ⅱ-A-1-3)及び教授会(Ⅱ-A-1-4)において定期的に確認を行っている。

【区分Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。(2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。<ul style="list-style-type: none">① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。 |
|---|

【区分Ⅱ-A-2の現状】

教育課程編成・実施の方針について、「学位授与の方針」を「卒業認定・学位授与の方針」へと変更した検討状況を踏まえ、2017年度より変更した。

教育課程については、「建学の精神」、「短期大学部の使命」、「学科の人材の養成、教育研究上の目的」、「学科の教育目標」に基づき策定された「卒業認定・学位授与の方針」に直結した「教育課程編成・実施の方針」の下、短期大学設置基準に則り編成している(Ⅱ-A-2-1)。

学習成果に対応した授業科目は、各授業科目のシラバスに学習目標が明示されていることで、教員は学習目標を意識したシラバスの記述と授業計画の立案を行うことができ、また学生は学習目標を意識した授業選択(登録)を行うことができている。さらに、従来からの3つの学習目標について各授業科目との関連を示していた「カリキュラムマップ」をより具体的な目標とするため、9観点とし再編成を行い、学生に学習目標を意識させるよう促している(Ⅱ-A-2-2)。

単位の実質化を図り、各学期の登録制限単位数は24単位と定めている。また、シラバスには「講義テーマ」「講義概要」「卒業認定・学位授与の方針との関連」「到達目標」「講義スケジュール」「評価基準・方法」「授業外学習の指示」「履修上の注意」「オフィスアワー」「教科書」「参考文献」「担当者からの一言」の項目を設け、学生が履修登録時に各授業科目の詳細がわかるよう明示し、周知している(Ⅱ-A-2-3・4)。特に、教育内容・方法の質的改善を図りアクティブ・ラーニングを推進するため、シラバスの「講義スケジュール(授業計画)」の項目は、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法となるよう

に、また「授業外学習の指示」の項目には、予習や復習の内容や時間を具体的に明記すること等を求めている。さらに、実務経験のある教員が担当する授業科目がわかるようシラバスに明示するとともに、公式ホームページにも明示している(Ⅱ-A-2-5)。学生の各授業時等における ChatGPT などの生成 AI の利用については、公式ホームページや学生用ホームページへの掲載に加え(Ⅱ-A-2-6・7)、2024 年度のシラバスに「履修上の注意」の項目に記載し周知を図っている。また、教員は各学生の成績評価を記した「成績評価報告書」を提出することで学生への説明責任を果たすとともに、教員自身の評価基準の改善に結びつけている(Ⅱ-A-2-8)。

コロナ禍によるオンライン授業の実施は、教員、学生の双方において、IT への対応力を向上させた。コロナ禍後の現在の対面授業においても必要に応じ、OGU-Caddie は教材の配布や課題提出に活用されている。

教育課程及びその内容、方法については、各種根拠資料を教授会で確認し、「教務関係自己点検・評価委員会」でその適切性を検証したうえで、「全学評価委員会」に報告している。

【区分Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。 |
|--|

【区分Ⅱ-A-3 の現状】

教育課程は、「建学の精神」、「短期大学部の使命」、「学科の人材の養成、教育研究上の目的」、「学科の教育目標」に基づき策定された「卒業認定・学位授与の方針」に直結した「教育課程編成・実施の方針」の下、短期大学設置基準に則り編成している。

具体的には「総合基礎」、「ビジネスファウンデーション」、「マネジメント・コントロール」、「会計・金融」及び「アドミニストレーション」の5つのエリアから構成しており、主に「総合基礎」や「ビジネスファウンデーション」及び「マネジメント・コントロール」に配当されている授業科目において、人文・社会・自然科学を基礎とした教養や、情報科目に代表されるような新しい社会ニーズから生まれた教養、そしてこれらを包括するような職業教育の基礎的教養として言語能力や論理能力および専門知識・技能を併せ持った実務処理能力等を育成するプログラムを整備している(Ⅱ-A-3-1・2)。

また、大学学部において2022年度入学生から開設された「OGU リベラルアーツプログラム」(「共通科目」の「教養」区分に設置の13科目)、2023年度に設置された「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」(「共通科目」の「実務基礎」区分に設置の3科目)および2026年度に設置される「AI 活用基礎」「データサイエンス基礎」も単位互換制度を利用し履修可能としている(Ⅱ-A-3・4・5)。

「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」は、2024年8月に文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」(リテラシーレベル)の認可を受けたこともあり、今後、本プログラムのさらなる発展を図るため、応用基礎レベルが設置され、より多くの学生が履修するよう促していきたい。

教養教育の効果の測定・評価・改善については、「学生の自己評価による学習成果の測定アンケート」に基づく学習成果の検証、ヒストグラムによる分析を行い、適切性を検証している(Ⅱ-A-3-6・7・8)。

【区分Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

- | |
|--|
| (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。 |
|--|

【区分Ⅱ-A-4の現状】

職業教育については、教育課程編成・実施の方針に定める「職業または実生活に必要な専門的な知識や技能を修得し、実務能力を身につけるため、専門教育科目を設ける。」(Ⅱ-A-4-1)に基づき、「マネジメント・コントロール」、「会計・金融」及び「アドミニストレーション」の3つのエリアに、それぞれ専門科目を配当するとともに、エリアごとに「専門ゼミナール」を設け、職業又は社会生活に必要な能力を育成している(Ⅱ-A-4-2・3)。1年次配当科目「インターンシップ」は必修科目として配置され、主に学外企業や団体で働くことで社会や企業の実情を知り、自らの適職や将来のキャリアについて考える等、将来の職業への接続を図る機会となっている(Ⅱ-A-4-4)。その効果については、毎年後期に「インターンシップ報告会」を開催し、学生自身のインターンシップでの学びの報告だけでなく、実習先企業からも担当者をお招きし、実習先からの評価、コメントも取り纏めた報告書を作成し、本学のインターンシップ取り組みの評価に活用している(Ⅱ-A-4-5)。

短期大学部では経営実務学科が指定する資格、検定試験に合格することで授業科目「テクニカルスキルⅠ・Ⅱ」で単位認定を行う、資格・検定試験合格による単位認定制度を設けている。2025年度現在指定する資格・検定試験は「色彩検定〇R」、「宅地建物取引士」、「医療事務認定実務者〇R」試験、「診療報酬請求事務能力検定試験」としている。なお「診療報酬請求事務能力検定試験」は(公財)日本医療保険事務協会の2026年3月31日解散に伴い、2025年度までとしている(Ⅱ-A-4-6)。

また本学は全国大学実務教育協会に加盟しており、「実践キャリア実務士」、「秘書士」、「ビジネス実務士」、「情報処理士」といった資格取得に向けた授業科目を配置し、所定の単位を修得することで即戦力となる資格が取得できる教育課程を編成している。

さらに「マネジメント・コントロール」区分に配置の「PBL演習」は、産学連携PBLとして課題や目標に対して学生がチームを作り協力して課題解決に取り組み、課題解決発表に至る学習は、高い効果が期待できる(Ⅱ-A-4-7・8)。

職業教育の効果については、本学ではビジネス実務能力の修得を通じ、創造的で自立した人間の育成、ビジネスの現場で即戦力として活躍できる人材の育成を目的として取り組んでいる。この目的達成のため、必修科目である「インターンシップ」を中心に、学科の特性にあわせて一貫した職業教育を入学から卒業まで科目間連携を取って実施している。具体的には、社会人としての基礎を学ぶための「総合基礎」「ビジネスファウンデーション」の科目群、ビジネスでの専門知識を学ぶための「マネジメント・コントロール」「会計・金融」「アドミニストレーション」の科目群で構成されており、段階的に社会人基礎力を身につけ、ビジネスの即戦力となるためのカリキュラムとなっている。

また、本学では、特に、1年次の夏期休暇中に実施される「インターンシップ」に力を入れており、事前授業、事後授業は当然として、「インターンシップ」に行くために必要な力の修得を1年次前期の科目として集中的に配置するとともに、一方で、「インターンシップ」後に、その気づきを生かすための科目を1年次後期に配置し、段階的な学修となるよう配慮を行っている。

その他、「短大生調査」での全国の短大生全体との比較や資格の取得状況を確認することで、

職業教育の効果について FD 推進部会で確認を行っている。

【区 分 II-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

【区分 II-A-5 の現状】

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）と学習成果の対応については、「学習成果」で規定している内容を、「入学者受入の方針」における求める人材の項目に取り入れ、明確に示している（II-A-5-1）（II-A-5-2）。

なお「入学者受入の方針」は、2025 年度入学生から対応の新学習指導要領を踏まえた内容としている。

「入学者受入の方針」

「建学の精神」ならびに経営実務科の「人材の養成・教育研究上の目的」に賛同し、「教育目標」および「卒業認定・学位授与の方針」、「学習成果」に掲げる学修に必要とされる基礎的知識や能力、意欲を有する学生を求める。

この方針に基づき、経営実務科では、ビジネスの現場で即戦力として活躍できる人材の育成を目的として、次のような学生を受け入れる。

【求める学生像】

1. 実践的な知識と技能を身につけ、ビジネス社会で活躍する意欲のある人
2. 問題意識を持ち、主体的・積極的に問題解決に取り組むことのできる人
3. 自分の考えや意見を文章や言葉で明確に表現できる人
4. 人の話をよく聞き、相手の立場で思いやることができる人

【高等学校で履修するのが望ましい教科・科目】

文章理解・表現力や数的思考力等を養う科目。

【高等学校で取得するのが望ましい資格等】

簿記や情報処理、外国語等の資格。

上記のような学生を受け入れるために、「一般選抜」「学校推薦型選抜」「総合型選抜」および「その他の選抜」により、入学後に必要となる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を備えている者を多面的・総合的に評価し、判定する。

学科の「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」については、「人材の養成、教育研究上の目的」に基づいて定め、入学者選抜要項・大学案内・入試ガイド・ホームページ等に明記するとともに、オープンキャンパスや入試相談会、高校訪問等を通じて幅広く周知を図っている（II-A-5-3・4・5・6）。

なお、「入学者受入れの方針」は入学前の学習成果に対応しており、出願時の調査書を活用することで受験者の入学前の学習成果を把握し、学力試験等の結果と併せて多面的かつ総合的に評価している。（II-A-5-3・5・6）。

入学者選抜については、高大接続の観点から「入学者受入れの方針」に基づいた多様な入学者選抜制度（II-A-5-8）を設けており、それぞれの制度ごとに選考基準を入試委員会にお

いて設定し、公正かつ適正に実施している。

また、入学者選抜の内容については、毎年、入試委員会および入試実行委員会において検証・見直しを行っており、運営体制については、入試広報課が中心となり、随時必要に応じて、改善を図っている（Ⅱ-A-5-9）。

授業料、その他入学に必要な経費等、入学に関する情報については、最大限に刊行物やホームページ等に明示している（Ⅱ-A-5-3・5・6）。万一、明示していない事項等について、受験者やその保護者、教員等から問い合わせがあった場合は入試広報課において協議を行い、適切かつ迅速に対応している。

「入学者受入れの方針」の適切性を点検・評価するにあたり、協定・指定校関係にある高等学校の教員から適時意見を伺っている（Ⅱ-A-5-10・11・12）。

【区 分 Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 学習成果に具体性がある。(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。(3) 学習成果は測定可能である。 |
|--|

【区分Ⅱ-A-6の現状】

学科としての学習成果については、「卒業認定・学位授与の方針」から課程修了にあたって修得しておくべき内容を抽出し、明確に定義している（Ⅱ-A-6-1）。また、そのことをルーブリックの実施によって卒業時の学生個々の2年間の学習成果について確認を行っている。また、教員は学生全員の学習成果の獲得状況をFD推進部会などをとおして確認を行っている。学生は、卒業時だけでなく、入学時にも、ルーブリックを行っており、今後の2年間で到達すべき目標の確認を行っている。

学科の学習成果と、個々の授業科目と学習成果との関連はカリキュラムマップによって示されている（Ⅱ-A-6-3）。

各授業における学習成果については、各授業科目のシラバスに明記されており、その授業科目の履修の時点で確認を行うことができる。また、各学期開始前のオリエンテーションで配布される成績評価の結果を通じ、その達成状況を確認することができる（Ⅱ-A-6-2）。また、2年次開始時点のオリエンテーションでは、1年間で獲得した学習成果をレーダーチャート化したものを配付し、現在の自身の状況を可視化できるようにし、履修の参考資料としている。

また、全学共通の汎用的な能力として大学全体の学習成果を明確にするため、学習成果の明文化および公表について検討し、2024年2月5日の学部長会議および大学協議会において、「視野の広い実践的な人材のルーブリック」の「基準5」の文章をもとに、「全学的な学習成果」として明文化し、公表している（Ⅱ-A-6-4）。

【全学的な学修成果】

1. 複数の視点から多面的、客観的に物事を観察・評価し、影響範囲や関係者の利害を幅広く考慮したうえで適切な判断を下し、それを基に行動することができる。
2. チームでの作業、行動をするとき、共通の目標を達成するためお互いを尊重し、信頼関係を構築・維持しようと自ら工夫して行動することができる。
3. グループ構成員、一人ひとりの個性や特徴を活かすよう、役割分担や構成員が動きやすいように気遣いができる。
4. 失敗を恐れず、何事にも前向きに考えチャレンジできる。
5. 失敗から学ぶ習慣が身についており、困難を乗り越えやり遂げることに達成感を感じており、常に前向きに行動することができる。

【区分Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

【区分Ⅱ-A-7 の現状】

学習成果を測定する仕組みについては、各授業担当者が個々の授業を確認する仕組みと、学科全体として、教授会、FD 推進部会で確認する仕組みとがある。

各授業担当者は各学期・タームの終盤で実施する「授業評価」の結果と、定期試験、レポート試験等の結果を併せ、学生の達成状況を確認することにより行っており、「授業評価」のアンケートには「到達目標を達成できたか」等の質問項目を置き、査定ができるよう配慮している（Ⅱ-A-7-1）。

学科全体としては、ルーブリックを用いた「学生の自己評価による学習成果の測定」（成長実感調査）と「教員の成績評価による学習成果の測定」（客観的調査）で学習成果を多面的に把握できる仕組みを教育開発支援センターと連携し構築、公表している（Ⅱ-A-7-2）（Ⅱ-A-7-3）（Ⅱ-A-7-4）。その他に、GPA 分布や卒業率、インターンシップの状況や編入の状況などについては、教授会やFD 推進部会で集計されたデータを確認している。

2014 年度にカリキュラム改正を実施し、インターンシップを必修化したことで、実習体験が学生の企業に対する視野を広げることに繋がり、就職希望者に対する就職率が 100%となっている。また、職種別就職状況も事務職だけではなく、営業販売、サービス職にも広がっている。

これは、業界・職種の理解を深めるキャリア関連科目での指導やゼミナールでの就職に関する指導が実を結んだものと考えられる。加えて、「インターンシップ」等のキャリア関連科目においては、キャリアセンター、教務事務室教務課、教員間で情報を共有し、連携を深め、学生支援の更なる充実を図っている。

また、学習成果の獲得状況を把握し評価するため、卒業から 3 年経過した卒業生に対し、アンケート調査を実施している（Ⅱ-A-7-7）。回答結果については、キャリアセンター委員会で報告、検討をするとともに、本学公式ホームページにて公表をしている。（Ⅱ-A-7-8）

表ⅡA-1 インターンシップ実習参加者数（人）

学科	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
2 年次生	0	1	2	0	1
1 年次生	40	28	27	27	36
合計	46	40	29	29	37

表ⅡA-2 就職率（過去5年）

年度	卒業者数 (名)	就職希望者 (名)	就職希望率 (%)	就職者 (名)	就職率 (%) 対希望者	就職率 (%) 対卒業者
2021 年度	45	29	64.4	29	100.0	76.3
2022 年度	39	27	69.2	27	100.0	79.4
2023 年度	21	20	95.2	20	100.0	95.2
2024 年度	26	20	76.9	20	100.0	90.9
2025 年度	22	15	68.2	15	100.0	78.9

※1 就職率（対希望者）＝就職者数／就職希望者数

※2 就職率（対卒業者）＝就職者数／（卒業者数－進学者数）

表ⅡA-3 業種別就職決定率（%）

業 種	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
建設業	6.9	7.4	5.0	5.0	0.0
製造業	6.9	11.1	0.0	5.0	13.3
情報通信業	0.0	0.0	5.0	5.0	0.0
運輸業	3.4	3.7	15.0	5.0	6.7
卸売業	20.7	22.2	25.0	15.0	6.7
小売業	10.3	7.4	15.0	20.0	20.0
金融業	6.9	3.7	5.0	10.0	13.3
不動産業	0.0	0.0	0.0	5.0	6.7
飲食・宿泊業	0.0	14.8	5.0	10.0	6.7
医療・福祉	0.0	14.8	0.0	5.0	6.7
複合サービス業	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0
サービス業	37.9	14.8	25.0	10.0	13.3
その他	6.8	0.0	0.0	0.0	6.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表ⅡA-4 職種別就職決定率（%）

職 種	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
事 務	58.6	33.3	45.0	50.0	26.7
営業販売	13.8	51.9	35.0	45.0	46.7
サービス	20.7	14.8	15.0	5.0	20.0
そ の 他	6.8	0.0	5.0	0.0	6.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

就職希望者に対する就職率を高い水準で維持できていることは、キャリアセンターのスタッフがゼミナール教員との連携を密にし、学生個々の適性或希望に応じた企業を紹介することで、就職希望者を就職に導けた結果であると評価できる。また、入学時からのキャリア教育の成果が出たと言える。

留学生については、国際センターが実施する交換留学や海外研修等の留学プログラムについて、参加学生や留学先、留学期間などの情報に加え、留学に関するレポートを学生の所属学科および教務部等の関係部局と共有する体制を整えている（Ⅱ-A-7-9）。

教育開発支援センターでは、2025年2月末の在籍者における、学科の2学年のGPAの分布

状況についてまとめ、2025 年 11 月 10 日（月）の学部長会議・大学協議会、同 11 月 17 日（月）の教授会において報告した（Ⅱ-A-7-5）（Ⅱ-A-7-6）。

【区 分 Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

- | |
|--|
| (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。 |
|--|

【区分Ⅱ-A-8の現状】

学習成果の獲得状況を把握し評価するため、卒業から 3 年経過した卒業生の就職先に対し、アンケート調査を実施している（Ⅱ-A-8-1）。回答結果については、キャリアセンター委員会で報告、検討をするとともに、本学公式ホームページにて公表をしている（Ⅱ-A-8-2）。

学生の卒業後評価への取り組みについては、卒業生と卒業生の就職先に対して実施している。就職先の評価については、卒業後 1 年経過後の就職先企業に、卒業生の評価は卒業後 3 年経過後時点で、双方ともに郵送でのアンケート調査を実施している。なお、その結果については、関係部署に開示し、本学教育の検証材料として活用している。しかし、実際には、在籍者も多くなく、アンケートの回収率からも多くの評価をもらうことが難しいため、代替の方策として、インターンシップ先の企業や団体に対し、評価項目 12 項目 4 点尺度で評価を求めたものも活用している（Ⅱ-A-8-3）。2024 年 12 月に実施したアンケートにおいて、卒業生 6 名から回答があった。大学生活の充実度について、全員が「非常に充実していた」、「どちらかと言えば充実していた」と回答した。また、大学時代の学習が役立っているかについても、全員が肯定的な回答を寄せた。本学で良かった点は「キャリアサポート」「教員のサポート」「教育内容」が挙げた。また、卒業時に就職した 6 名のうち 3 名が 2 年目に離職・転職していた。身に付いたと思う能力については、「コンピューターの操作能力」、「他の人と協力して物事を遂行する能力」、「時間を有効に活用する能力」が挙げた。身に付けられなかったと思う能力では、「コンピューターの操作能力」、「日本社会や世界が直面する問題の理解力」が挙げた。

また、「短期大学生調査」を実施し、全国の短期大学生と学習成果について比較できるよう取り組むことで、学習成果の点検に努めている。

【テーマ Ⅱ-A 教育課程の課題】

学習成果の測定及び学科の教育目標の達成度を可視化するとともに、学科における教育効果を測るために、学位授与方針に示した学習成果が身についたかを今後も継続して多面的に測定することが必要である。卒業生アンケートにおいて、在学生の汎用的な資質・能力の測定・評価に加え、卒業生や、卒業生の就職先企業の回答を分析することによって、社会や時代の中で求められる能力や資質のニーズを把握し、教育課程の編成の見直しや適切性について検討できるよう、引き続きデータを蓄積して調べたい。そして、「実学教育型の内部質保証システム」のさらなる充実に取り組む。

大学学部において 2022 年度入学生から開設された「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」が、2024 年 8 月に文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」（リテラシーレベル）の認可を受け、さらに 2026 年度には応用基礎レベルが設置され、新設科目が 2 科目設置されることもあり、今後、より多くの学生が履修するよう促す。

「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」については、随時内容の確認を行う必要がある。

また、学習成果が着実に積み上がっている状況を学生自身に認識させ、また、学生にその

気づきを与えるための仕組みの充実が必要である。

景気の動向や求人数の増減にかかわらず、高い就職率を維持できるようにしていくことが、学生、保護者ひいては社会からの信頼や評価を獲得することに繋がると考え、ゼミナールやキャリア科目間の連携を図り、進路指導をより拡充できるように努めたい。

【テーマ II-A 教育課程の特記事項】

教育課程は教育課程編成・実施の方針に基づき体系的に編成されている。

また、教育課程は建学の精神、教育理念、学位授与の方針に対応し、カリキュラムマップやカリキュラムツリーにおいて関連性や体系性を可視化している。

全学共通の汎用的な能力として大学全体の学習成果を明確にするため、学習成果の明文化および公表を行った。さらに、教育の質を保証するため、併設大学と連携し、毎年「教育課程の編成に係る全学的方針」を策定し、全学的な方向性の元、教育課程を編成している。

学校推薦型選抜〔併設高等学校〕において活動報告書を導入しており、受験者の能力を学力試験の結果のみで判断せず、学習成績の状況や諸活動、取得資格等を点数化することで、多面的かつ総合的に評価している。

また、公募推薦や一般の英語においては、英語外部試験のスコアを活用した「みなし得点制度」を採用している。

なお、本学卒業生からそれぞれの出身高校に対し、後輩へのアドバイスや短期大学部で学んだこと、就職先等を記載したメッセージカードを進呈することで、本学入学後の成長等を可視化し、高等学校との関係強化に努めている。

キャリア意識を向上させ、早期の活動開始、内定獲得を目指すため、インターンシップ(60時間以上の就業体験)を1年次配当の必修科目として設置している。

これは、単に学修と社会での経験を結びつけるだけでなく、学生の短期大学部における学修の深化や、新たな学習意欲の喚起につながるものである。

就職活動のピークの時期を考慮し、2年次生前期のキャリア教育支援科目で進路支援を実施しており、学生個々の指導にも力を入れている。

〔テーマ II-B 学生支援〕

＜根拠資料＞

- II-B-1-1 シラバス（一部抜粋）
- II-B-1-2 入学前教育のしおり
- II-B-1-3 渺望 vol. 14
- II-B-1-4 渺望 vol. 15
- II-B-1-5 渺望 vol. 16
- II-B-1-6 2025 年度 授業評価実施概要（2025 年 3 月 15 日開催教務部委員会資料・議事録）
- II-B-1-8 2025 年度 授業評価結果（2025 年 8 月 18 日開催教務部委員会資料・議事録）
- II-B-1-9 大学の事務組織（公式ホームページ）
- II-B-1-10 教育支援システム「OGU-Caddie」（公式ホームページ）
- II-B-2-1 公式ホームページ「充実した修学支援」
- II-B-2-2 渺望 vol. 14
- II-B-2-3 渺望 vol. 15
- II-B-2-4 渺望 vol. 16
- II-B-2-5 FD 推進部会報告書（2024 年度開催）
- II-B-2-6 障がい学生支援室の設置について（2023 年 3 月 6 日開催学部長会議資料・議事録）
- II-B-2-7 学部長会議資料 短期大学部の内部質保証について「OGU 実務力の養成専門部会」まとめ（2022 年 10 月 3 日開催）
- II-B-2-8 入学予定者の集い開催について
- II-B-2-9 PHOENIX PLAZA
- II-B-2-10 外国留学規程
- II-B-2-11 外国人留学生規程
- II-B-2-12 国際交流プログラム募集案内
- II-B-2-13 短期日本語研修実施案内
- II-B-2-14 セント・トーマス大学特別研修スケジュール
- II-B-2-15 交換留学募集要項
- II-B-2-16 英語＋ボランティア留学募集案内
- II-B-2-17 夏期・春期海外研修募集案内
- II-B-2-18 テーマ別研修募集案内
- II-B-2-19 First-Step Study Abroad Program 募集案内
- II-B-2-20 留学生受入・派遣状況
- II-B-3-1 公式 HP 学生に対する生活支援に関する方針
- II-B-3-2 所属団体別部員数
- II-B-3-3 岸辺祭 短大
- II-B-3-4 公式 HP 今後の課外活動の方針について（BCP を含む）
- II-B-3-5 物件登録件数・紹介件数
- II-B-3-6 ヒル・コート（女子寮）
- II-B-3-7 入寮者数
- II-B-3-8 OGU HOUSE 吹田 SST
- II-B-3-9 一人暮らし相談会 開催報告
- II-B-3-10 防犯講習会参加者数

- Ⅱ-B-3-11 安全運転講習会参加者数
- Ⅱ-B-3-12 公式 HP 奨学金制度等
- Ⅱ-B-3-13 白井奨学生（学業分野）（社会・文化活動）
- Ⅱ-B-3-14 入試制度による減免者数
- Ⅱ-B-3-15 入試制度による資格講座受講料免除の学生数
- Ⅱ-B-3-16 企業後援会奨学金（寄付金総額）（自由公募枠採用者数）
- Ⅱ-B-3-17 学生奨励金「夢を実現させよう」
- Ⅱ-B-3-18 日本学生支援機構奨学金（貸与）（給付）
- Ⅱ-B-3-19 学費サポートプラン利用件数
- Ⅱ-B-3-20 公式 HP 保健センター
- Ⅱ-B-3-21 保健センター利用状況内訳
- Ⅱ-B-3-22 定期健康診断受診者数と受診率
- Ⅱ-B-3-23 スポーツ検診受診者数と受診率
- Ⅱ-B-3-24 健康診断受診者の喫煙率
- Ⅱ-B-3-25 学生相談センター利用者数（延べ人数）
- Ⅱ-B-3-26 公式 HP 学生相談センター
- Ⅱ-B-3-27 学生相談センター利用案内リーフレット
- Ⅱ-B-3-28 公式 HP 障がいのある学生への支援/障がい学生支援に関する基本方針
- Ⅱ-B-3-29 公式 HP 障がい学生支援室
- Ⅱ-B-3-30 障がい学生支援室利用者数
- Ⅱ-B-3-31 身体障がいを有する学生数
- Ⅱ-B-3-32 発達障がいを有すると思われる学生数
- Ⅱ-B-3-33 障がいのある学生への合理的配慮提供に関して（教職員向け）
- Ⅱ-B-3-34 外国人留学生対象入学前オリエンテーション実施案内
- Ⅱ-B-3-35 日本語・教養特別講義・OGU 教育シラバス
- Ⅱ-B-4-1 支援行事予定表
- Ⅱ-B-4-2 支援行事開催案内
- Ⅱ-B-4-3 保護者向けイベント案内

【区 分 Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。】

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行

っている。

② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

【区分Ⅱ-B-1の現状】

教員の責任に関しては、学習成果との関連や成績の評価方法を明示したシラバスに基づき、成績評価を行うことで、学生の個々の授業における学習成果の獲得状況を評価している。

学科全体の学習成果の獲得状況については、卒業時実施のルーブリックの結果や学科全体の授業評価結果、GPA の分布や卒業率などの結果を教授会やFD推進部会で確認している。学科全体の学習成果の状況を把握し、教育目的・目標の達成状況についても確認を行っている(Ⅱ-B-1-1・2・3・4)。

「授業評価アンケート」を全科目実施し、集計結果を授業科目担当者にフィードバックし、授業改善等に役立てている(Ⅱ-B-1-5)(Ⅱ-B-1-6)。また、「年間教育研究等計画書・報告書」を作成するなどして、授業改善に努めている。

授業の状況や学生の状況に関しては、主にFD推進部会で、報告などがなされ、情報共有がなされている。学習指導については、ゼミナール担当教員が主に担任として指導することを基本としており、履修、卒業に対する指導をはじめ、学生生活全般について相談や助言を行っているが、すべての専任教員で共有される情報をもとに、学生指導にあたっている。

事務組織は併設大学と一体化しており、事務職員はそれぞれの職務を通じて学生の学習成果の獲得に向けた責任を果たしている。例えば、学生向けの『新入生ガイドブック』を職員へも配付することで、周知を図っている。また、各部署が関わる各種委員会において、教員である委員と議論することで、学習成果を認識し、その獲得に貢献している(Ⅱ-B-1-9)。

特に教学関係については、教務事務室教務課が学生の履修登録から履修状況や単位取得状況の確認、資格取得、卒業等に至るまで、教務課職員が学生の担任として、適宜面談等を行い学生個々の学習状況の確認を行っており、全学生が学習成果を獲得できるよう対応している。それとともに、学科の教育特性を十分に理解し、教員及び他部署とも連携しながら、学習成果の獲得に向けて必要な支援と指導に努めている。一例として、教務事務室教務課職員も学生の担任として、適宜面談等を行い学生個々の学習状況の確認を行っている。また、FD推進部会では教務課職員も参加しており、教員と同様に情報が共有され、所属部署の職務を通して適切に学生の学習成果の獲得状況について把握している。

その他、キャリアセンター職員は就職活動状況等の把握に努めているが、インターンシップにおいても、学生の状況を確認する必要がある、学習成果の獲得状況について把握し、それを、就職活動においても活かすように、情報管理を行っている。

学生課職員は、奨学金の採用などにおいて GPA の状況の確認、障がいなどにおける学習支援のサポート体制などを整えており、学生生活全般における学習成果の獲得のための間接的な支援を行っている。その他、学生課職員によるクラブ、学園祭などの支援は、授業では学び得ない側面からの学習成果の獲得に副次的に寄与している。

図書館事務室職員は、図書委員と連携し、図書館の体系的利用指導を行っている。特に新入生に対しては「総合基礎ゼミナールⅠ」の授業において図書館利用のための説明会を実施し、図書館利用のリーフレット等を配付するとともに、図書館利用の必要性、開館時間等の説明を行っている。また、蔵書検索(OPAC)および操作方法の説明をし、質問等には、その都度図書館職員が応対している。さらに、図書館活用への取り組みとして、教員からの推薦図書を扱った企画展示「短大の先生おすすめの一冊」や、様々なテーマに基づいた企画展示を広く周知するとともに、図書委員を通じて、教員へOGU-Caddieで配信し、各ゼミナールまたは授業内において学生に案内することで、図書館の利用を促している。

エクステンションセンター職員は、本学科で学んだスキルと連携した資格取得のサポート

を行っており、短期大学生については受講料金を免除し資格取得を支援している。

教育開発支援センター職員は、広く教員と連携し、情報の整理、活用、分析を行っている。

庶務課職員においては、渉外・社会連携活動を通して産学などの連携した学習サポートなどを行っている。これらの活動は、各部局の一部の活動であるが、職務を通して、学習成果の獲得に貢献している活動であるといえる。

履修については、先のとおり教員と教務事務室教務課職員がオリエンテーションの指導にあたっている他、窓口での学生への直接指導、ゼミ担当教員との情報共有などで間接的に指導を行っている。卒業については、就職活動という意味においては、キャリアセンターが同様に、直接・間接の指導を行っている。また、奨学金の支援（学生課）なども卒業までのサポートをしているともいえる。

また、学生の成績記録については、「教務関係文書の管理・取扱いに関する内規」に基づき適切に保管している。

本学図書館は、国立情報学研究所（NII）が提供する NACSIS-CAT/ILL に参加することにより、総合目録データベースの作成・利用を行い、大学間相互協力体制を確立している。また、私立大学図書館協会に加盟し、研修等で参加館と情報共有や意見交換を行うとともに、図書館間相互利用（ILL）で阪神地区をはじめとする各図書館との互助ネットワークにも参加している。その他、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）やオープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）等のコミュニティに参加している。

学術情報へのアクセスに関する対応としては、図書館ホームページから学術情報の発信に努めるとともに、学術機関リポジトリを構築して本学紀要論文をはじめとする研究成果物を公開している。

開館日数は毎年 290 日前後であり、授業時間終了後も利用できるよう授業期間中は 9 時から 20 時まで開館している。また、館内貸出ノートパソコンを 20 台用意しており、学生のレポート作成等に活用されている。

図書館業務については、閲覧業務と整理業務を外部に委託しており、図書館職員（専任職員と業務委託スタッフ）19 名のうち司書資格を有する者は 15 名であり、割合は 78.9% である。専任職員は大学図書館近畿イニシアティブの初任者研修に参加するとともに、業務委託スタッフも文献検索やデータベースの講習会を受講して、図書館職員の質向上に努めている。また、図書館活用への取り組みとして、図書館の企画展示のイベントや利用に関する情報については、図書委員を通じて、教員に伝えられ、ゼミナール等で学生に周知している。

教室設備としては、授業内容に応じて PC 教室や CALL 教室、ビジネス実務演習室、アクティブ・ラーニング・スペース等を使用している。ビジネス実務演習室は、ビジネスの現場での経験ができるよう設計されており、「ビジネス実務演習」などで使用されている。また、各授業科目担当者は、課題の提出や授業に関係のある資料等を学内の教育支援システム（LMS）である OGU-Caddie（Ⅱ-B-1-10）を用いて学生の予習・復習の一助にしている。OGU-Caddie は、単に教材を提供したり、課題を提出する場というだけでなく、アクティブ・ラーニング型の授業実施の支援、学生の予習復習の場として活用されている。また、同システムは、時間や場所を問わず講義に参加できるクラス・オン・デマンドをコンセプトに構築したシステムで、自宅等学外や学内設置のコンピュータから利用できることはもちろん、個々のスマートフォンとの連携も容易である。

さらに、携帯電話で学生生活をサポートする本学独自のシステムであるモバイルキャンパスサポート（OGUS）を用いて、事務局から個人別の授業時間割、休講情報、緊急連絡情報等、日々の学習から学生生活まで役立つ情報を提供し、幅広く支援している。また、コンピュータの利用については、「OGUNET ヘルプデスク」で教員の授業での PC 利用や学生からの利用方法の問い合わせなどに対応している。

IT センターでは、学生及び教員の学内のコンピュータ利用の促進を行うことで、学生の学習成果の獲得を支援している。従前より OGU-Caddie を運用しており、レポート提出やアンケート集計などの授業のサポートを行ってきた。コロナ禍においては、対面授業ができなくなり、OGU-Caddie をベースに、Zoom などを併用し授業が実施されたことで、その必要性が高まり、稼働割合も高まった。それに伴い、Zoom 活用方法の研修会などを開催することで、学生及び教員の利便性を高めた。その他にも、授業の出席システムの導入、採点システムのオン

ライン化などを行い、授業運営だけでなく学生支援の効率化のための DX 化に取り組んでいる。

また、学内 Wi-Fi の導入については、これまで課題であったが、段階を経て 2025 年度からすべての教室で利用が可能となった。

【区分Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。(5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。(7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。(9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。(10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。 |
|---|

【区分Ⅱ-B-2 の現状】

組織的な学習支援については、明文化された「修学支援に関する方針」の下(Ⅱ-B-2-1)、学生の支援体制を整備し、ゼミナール担当者を中心に、各学期オリエンテーションを実施し、全ての教職員が積極的に学生に関わり合いを持ち、学習支援室の利用、学生生活、将来の進路に関するアドバイスを行い、授業に関する質問や相談にも応じられるようにしている。

入学手続き者が、学生生活を円滑にスタートさせるために、次の通り入学前教育、入学予定者の集い、及び公式ホームページに入学手続き者を対象とした特設サイトを開設している。

また、入学時のオリエンテーション及び1年次の「総合基礎ゼミナールⅠ」で、パソコンでの履修登録方法、学習方法、学生生活の過ごし方等について、指導を行っている。

入学手続き者に対して入学前に実施する主な取り組みは次のとおりである。

① 入学前教育

入学までの学習意欲の継続と大学教育への円滑な導入を目的とし、本学教員が作成した課題を与え、入学試験種別に提出期日を設定し、提出させている。課題については、文章表現力の確認と伸長に注力することにより、入学後のインターンシップや就職活動への意識を高めるよう努めている。また、写真やイラスト等を活用した表現法を促し、入学後の自己紹介プレゼンテーション（総合基礎ゼミナールⅠ）で発表している。入学前教育の課題等の郵送時には入学後の履修登録がスムーズに行えるように、三つの方針や、経営実務科での学習について記載された『入学前教育のしおり』と「学年暦」を同封している。

② 入学予定者の集い

入学予定者を対象に、知己を得ることを主目的に「入学予定者の集い」を実施している。在学生が主導し、ゲーム等を通じて友達作りを促しながら、これからの学生生活をイメージできるよう説明している(Ⅱ-B-2-8)。この集いの運営は主に在学生が行っている。

③ 特設サイト「PHOENIX PLAZA」の開設

入学予定者の入学前の不安や疑問を解消するための特設サイト「PHOENIX PLAZA」を公式ホームページ上に開設している。本サイトでは、入学後に利用できる各種プログラムの紹介や、入学予定者のよくある質問への回答等を掲載し、新入生が入学後に必要となる情報全てを網羅した内容としている(Ⅱ-B-1-9)。

また、入学手続き者に対しては、入学前教育の課題を記載した資料と「入学前教育のしおり」を送付し、大学の情報や学生生活について情報を提供している(Ⅱ-B-2-2)。さらに入学式後には、オリエンテーション期間を設け、学習や学生生活に関する指導を行い、この時期に、ルーブリックを実施し、今後の目指すべき学習成果の到達点等を示している。

毎学期のオリエンテーションでは、「短大の手引」を作成し、時間割の作成などの教務的な内容だけでなく、3つの方針や学習目標、学習成果等を記載した冊子(「本学の建学の精神および経営実務科の教育方針」)の配付・説明を行い、2年間を通じて、周知に努めている。また、これらを OGU-Caddie にも掲載し、いつでも閲覧できるようにしている。

また、基礎学力が不足する学生に対しては、学習支援室において、専門的な学習の前提となる基礎学力を強化する補習授業や個別指導を行っており、学生の学習全般の相談にも応じ、勉学が進むようアドバイスしている。また、新入生全員に対して基礎学力テストを課し、その結果を集計・分析することにより、補習が不可欠な学生を組織的に把握するとともに、学習支援室での早期の修学サポートへと繋げている(Ⅱ-B-2-3・4・5)。

さらに、教職員間で情報を共有するため、成績や出席が思わしくない学生や、心の悩みに関するケアなど見守りが必要な学生について、FD 推進部会において事務局も交え情報交換を行い、必要に応じ学生相談センターや学習支援室の紹介、また関連部署への情報共有等組織的に取り組んでいる(Ⅱ-B-2-6)。

障がい等により特別な配慮を要する学生の修学支援については、2023 年 4 月に「障がい学生支援室」が設置された。この「障がい学生支援室」は「修学支援に関する方針」ならびに「生活支援に関する方針」に沿い「障がい学生支援に関する基本方針」を定め、この基本方針に基づき、各関係者連携のもと個々の障がいの内容や程度などに応じて、合意形成を行いながら、学生の必要とする支援を行っている(Ⅱ-B-2-6)。入学を希望する受験生については、出願前に入学後の教育環境・施設面に至るまで、当人、保護者及び高等学校教員と十分協議し、さらには入学手続き後にも学部長や担当教員、関係部署とも調整したうえで、出来る限り修学に支障を来さないように対応している。

留学生の対応については、国際センターを窓口として、留学生の派遣や海外研修を実施する一方、併設大学において留学生や短期研修生の受け入れを行っている(Ⅱ-B-2-10・11・20)。

受け入れプログラムとしては、提携大学からの交換留学生のほか、提携していない大学の学生も参加可能な長期の国際交流プログラムや短期の日本語研修プログラム、提携大学を対象とした短期の特別研修を実施している。

国際交流プログラムは、日本語能力、異文化理解力、問題解決能力およびコミュニケーション能力を高めるとともに、日本の文化や社会に対する理解を深めることを目的とした、1 学期間(約 4 か月)または 2 学期間(約 9 か月)のプログラムである。平日の午前中には日本語初心者から上級者までを対象とした日本語教育科目を開講し、午後には日本語レベルやニーズに応じた日本語・ビジネス・日本文化に関する選択科目を日本語または英語で開講している。また、学部で開講する科目の履修を認めている(Ⅱ-B-2-12・13)。

短期の日本語研修プログラムは、年 2 回、夏期(Summer School)および冬期(Winter School)に 3~4 週間の日程で実施しており、日本語学習を中心に日本の文化等を学びながら、学外研修を通じて日本文化を体験する機会を提供している。2021 年度および 2022 年度の一部プログラムは、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン形式で実施したが、これを契機として、夏期のプログラムでは対面形式とオンライン形式の双方を継続して実施している(Ⅱ-B-2-13)。

また、2025 年度には、提携校であるアメリカ・セント・トーマス大学の大学院生を対象に短期の特別研修を実施した。「教育」や「ガバナンス」などの分野において、地域のリーダー

が直面する課題や機会を明らかにすることを目的に、吹田市長や近隣の小学校、関東圏の大学・中学校などと連携し、実際のリーダーと交流する実践的な学習機会を提供した（Ⅱ-B-2-14）。

派遣プログラムとしては、長期プログラムの交換留学、英語＋ボランティア留学、短期プログラムの海外研修、テーマ別研修、First-Step Study Abroad Program（以下 FSSAP という）を実施している。

交換留学は、提携大学へ 1 学期または 2 学期間留学する長期プログラムであり、希望する学生が個々の資質や能力に応じた留学を実現できるよう、留学相談や事前指導等の支援体制を整えている（Ⅱ-B-2-15）。

英語＋ボランティア留学は、2025 年度から新設した長期プログラムであり、英語研修 12 週間、ボランティア活動 6 週間（準備期間 1 週間を含む）の計 18 週間で構成されている。語学力に加え、グローバルスキル、自ら考え行動する力、周囲と協働するリーダーシップ力の養成を目的としている（Ⅱ-B-2-16）。

海外研修は、実践的な異文化コミュニケーション能力や異文化適応力の向上、国際理解の深化を目的とした短期プログラムであり、毎年度複数のコースを実施し、学生に海外学習の機会を提供している。2025 年度は、夏期研修において計 12 コース、春期研修において計 24 コースの語学プログラムを実施した。（Ⅱ-B-2-17）。

テーマ別研修は、教員引率のもと特定のテーマに沿って海外で集中的に学ぶことを目的とした短期プログラムであり、近年は休止していたが、2025 年度より併設大学において再開し、フィンランドでのホスピタリティ研修を実施した（Ⅱ-B-2-18）。

FSSAP は、将来的な長期留学への第一歩として位置づけられた 1 年次生対象の初級者向けプログラムであり、夏期休暇中に「英語＋社会課題コース」および「英語＋SDGs コース」の 2 コースを実施している（Ⅱ-B-2-19）。

学習支援方策の点検については、毎年度実施する教務関係自己点検・評価委員会でその適切性を検証しているだけでなく、「OGU 実務力の養成専門部会」において「授業評価」「DP ルーブリック」「短期大学生調査」「シラバスへの学習目標の明示」「カリキュラムマップの改正」「教員からの授業改善への取り組みの報告」「学習目標と到達度の可視化への取り組み」「IR 分析への取り組み」の 8 項目について取り組み、分析、検証した（Ⅱ-B-2-7）。

急速な進化を遂げる生成 AI について、本学における対応は次のとおりである。2023 年 7 月 13 日付の文部科学省からの連絡「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて」を受け、教育開発支援センターでは、生成 AI に対する基本的な考えとして教職員向けに「大学教育における生成 AI の活用について」を、また、在学生向けとして「ChatGPT などの生成 AI の利用について」を作成した。このことは 2023 年 10 月 2 日開催の学部長会議・大学協議会、2023 年 10 月 16 日開催の教授会にて報告された。また、周知を徹底するため、教員に対してはメーリングリストを使用し、学生に対しては学内専用サイト「WEB PATHOS」および公式ホームページへの掲示を使って周知が図られた。同時に、教育開発支援センターでは、「学生に対して、利用場面や利用方法をより明確に指示・説明することが必要である」旨検討し、教務部に対し、「2024 年度のシラバスに、AI の利用について記載すること」への検討について打診し、シラバス「履修上の注意」の項目に ChatGPT などの生成 AI の利用について公式ホームページの閲覧を促す文章が記載された。

【区分Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

【区分Ⅱ-B-3 の現状】

本学学生は、キャンパスを共有している併設大学と同じ教育・施設環境の中で課外活動（使用施設・練習環境）等も共同で行っている。このため、本学と併設大学の共同組織である学生部が中心となり、学生部委員（教員）、学生指導・厚生指導の担当部署である学生課（事務組織）、ゼミナール担当教員それぞれが連携・協力し、組織的に学生の生活支援に取り組んでいる。このことについては、公式ホームページに掲載するとともにオリエンテーション等で説明をしている（Ⅱ-B-3-1）。

学生の自主性や協調性を養い、豊かな人間性を培う場でもあるクラブ・サークル活動等の課外活動においては、文武両道を旨とし、技能や知識はもちろん協調性・責任感など将来社会人として求められる能力等が身につく、人間的な成長を促す場でもあることから、大学としても学生の課外活動への参加を大いに奨励し、課外活動を通じて学生生活が充実するように支援している（Ⅱ-B-3-2）。また、学生部、学友会とクラブ・サークルとの連絡調整のため、毎月1回クラブ・サークル代表者連絡会を開催し、各種連絡事項を周知徹底させている。その中で、特に優秀な成績を収め活躍をしたクラブ・サークル、個人に対し学生部長表彰を行っており、クラブ構成員のクラブ活動に対するモチベーション向上に繋がっていると考えられる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、式典をはじめ多くのイベントを中止してきたが、学生の孤独感を払拭するため、学園祭（岸辺祭）を対面で実施できるよう、校友会・後援会の協力を得ながら、学生主体で取り組んだ。2020年度は岸辺祭を新入生歓迎イベントとして実施し、2021年度は、本学学生のみを対象として実施した。2022年度以降は2019年度以前のとおり、近隣住民等も参加可能な形式で実施した。

岸辺祭は、クラブ・サークル生のみならず一般学生もゼミナールを通じての模擬店出店など、大学行事への積極的な参加を促しており、毎年、短期大学部1年次生と2年次生が各学年で模擬店を出店して、学生間の交流を深めている（Ⅱ-B-3-3）。

クラブ・サークル活動については、2020年6月15日以降、学生部と学生課で協議の上「課外活動再開に向けた方針」を定め、条件を満たす団体より段階的に活動を再開し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置など政府及び大阪府等の要請に従い、「課外活動に関する行動方針（BCP）」を策定し、2022年11月29日まで活動内容の適切な制限を行った（Ⅱ-B-3-4）。

また、自校が出場するクラブの試合観戦をしながら、仲間の活躍を学生や教職員と一緒に

なって応援できるよう「スポーツ応援会」を実施してきた。これは試合に活気を与えるとともに、クラブに対する理解、価値観や感動の共有による仲間意識、愛校心や大学への帰属意識の向上に繋がっていると考える。2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたが、2021 年度より、各競技における試合の応援条件に従い、再開している。

学生のキャンパス・アメニティ施設については、庶務課および会計課がその整備や充実に努め、学生が学内施設を便利に利用できるよう配慮している。学生食堂は、併設大学卒業生が経営する人気のラーメン店である「人類みな麺類」を含む 2 店舗、近隣の山崎製パン直営によるベーカリーショップとコンビニエンスストア、カフェを各 1 店舗設置している。2023 年度には、トイレの改修や学生がくつろげるスペースを設置し、学内環境の充実に努めている。学内には短大生のみが入ることができる「コミュニティ・ラウンジ」を設置し、短大生の憩いの場となっている。

学生の住居関連については、業者等の協力を得ながら、学生課において安全で快適な寮や下宿の紹介を行うことで、学生が安心して生活ができるように支援している（Ⅱ-B-3-5）。学生寮は、常時本学と寮との連絡を取り合うとともに、学生や保護者からの意見を取り入れながら、寮生が安心して生活できるように生活や安全・衛生面等の向上に努めている。

女子寮のヒル・コートは、入寮定員 85 名で、一人部屋（約 9 畳）に、机・ベッド・ロッカー・冷蔵庫備え付けで、専用キッチンでの自炊形式をとっている（Ⅱ-B-3-6・7）。

加えて、大阪学院大学・短期大学部の学生マンションとして 2022 年度にオープンした「OGU HOUSE 吹田 SST」は、本学の最寄り駅である岸辺駅の東に位置し、「Suita サスティナブル・スマートタウン」（Suita SST）として、企業と吹田市で進める多世代居住型健康スマートタウンであり、パナソニックが推進する SST プロジェクトの一環として機能している（Ⅱ-B-3-8）。

また、物件確保にあたっての注意事項や一人暮らしで安全に生活するための心構え等の情報を提供し、相談希望者には学生課が対応するとともに、同じく一人暮らしの先輩学生との懇談の機会を設けている（Ⅱ-B-3-9）。

なお、学生課で行う下宿紹介については、家主・業者等に事前に紹介手数料を取らないよう確認した物件のみ紹介している。物件紹介時のアンケートに加え、入学後に実際の生活について感想を聞くアンケートを作成し、一人暮らしの問題点や学生の意見の把握に努めている。

本学では、鉄道駅（JR 岸辺駅・阪急正雀駅）が近く、通学に至便のため、公共交通機関での通学を推奨しているが、やむを得ない範囲においてバイクや自転車による通学を認めており、必ず指定の駐輪場に駐輪し、大学周辺の道路やマンション敷地内等に放置することのないよう指導している。なお、安全に通学できるようバイク通学の新規登録者を対象に、大阪府吹田警察署の協力のもと安全運転講習会を毎年 2 回（春・秋）実施している。

また、4 月のオリエンテーション時に新生を対象に、大阪府警察本部との連携による防犯講習会を実施している。警察本部の担当者から、通学時のカバンの持ち方や歩く際の注意点、防犯ブザーの携帯方法、電車内で痴漢を避ける乗車位置、親元を離れて一人暮らしをする女性に対する防犯知識の説明を受けている。これにより、女子学生は身近な問題について入学時の早い段階から具体的に教わり、理解を深めている。このことに関連し、性犯罪被害の減少に向けて、大阪府内の大学と大阪府警察本部・署が連携し、防犯対策に取り組む「防犯キャンパスネットワーク大阪」に加盟し、女性被害相談窓口を学生課に設置している。

なお、2020 年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により、防犯講習会及び安全運転講習会をオンラインで実施していたが、2023 年度から安全運転講習会を対面で実施している（Ⅱ-B-3-10・11）。

奨学金等の経済的支援措置に関しては、生活支援に関する方針に基づき、経済的支援を必要

とする学生が、適切な措置を受け、継続的に安定して修学できるよう、本学独自の奨学制度と、高等教育の修学支援や日本学生支援機構奨学金をはじめ、多様な団体による奨学金について周知を図るとともに、学生課を窓口として、個々の生活状況に応じた助言・指導を行っている（Ⅱ-B-3-12）。

学費減免の白井奨学生制度は、選考委員会において、本学の模範生として活躍が期待される学生を学業分野、スポーツ分野、社会・文化活動分野の3分野で採用している（Ⅱ-B-3-13）。

入試制度に付随した学費減免は、学生部が入試広報課と連携しつつ運営と検証に当たっている。入試成績優秀者への初年次減免措置に加え、入試制度により、前年度の学業成績に応じて2年次の減免も行っている（Ⅱ-B-3-14）。近年は、減免に代えて課外（エクステンションセンター）の資格講座受講料を免除するといった、経済支援と修学奨励を組み合わせた施策も取り入れている（Ⅱ-B-3-15）。

経済的支援を必要とする優秀な学生に対しては、最大年間学費相当額（入学金を含む）を減免する総合型選抜奨学金チャレンジ（2023年度まで総合型選抜特待生奨学金）を設けている。

企業後援会奨学金は、基金の趣旨に賛同いただいた企業からの寄付金を原資とした本学独自の奨学金であり、日本私立学校振興・共済事業団の基金に預け入れておくことにより、複数年での消化が可能となっているもので、自由公募とスポーツ分野に分けており、選考委員会において適切に奨学金給付対象となる学生を採用している（Ⅱ-B-3-16）。学生・教員への更なる周知に努めることで優秀な学生への経済支援に繋げていく。

学生奨励金「夢を実現させよう」は、学生生活の活性化や学生のチャレンジ精神を喚起するために設けた奨励金制度であるが、近年は申請者がいない状況である（Ⅱ-B-3-17）。

本学以外の奨学金については、日本学生支援機構奨学金を中心に、地方公共団体や公益財団法人等によるその他の奨学金（給付・貸与）が受給されている（Ⅱ-B-3-18）。

地方公共団体や公益財団法人等によるその他の奨学金（給付・貸与）については、それぞれの資格要件や基準に基づき募集を行っているが、既に高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構奨学金の対象者となっている学生が多く、資格要件や基準に当てはまらない場合があり、近年は応募者がいない状況である。

教育ローンとして信販会社（オリエントコーポレーション）との提携により、学業成績に関係なく保護者の一時的な経済負担を軽減できる「学費サポートプラン」のパンフレットを送付しており、また、窓口等においても配付し周知している（Ⅱ-B-3-19）。

学生の健康管理については、特に心身に問題を抱えた学生に対し、自己解決策を見出せるよう、また健康を自己管理できるよう、支援することが重要であると考えている。そして、保健センター・学生相談センターをはじめ全学で学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリング等における支援や取り組みを行うことで、学生の健康保持・増進及び安全・衛生についての向上に努めている。

学生及び教職員の健康管理のために保健センターを設置している（Ⅱ-B-3-20）。同センターでは、医療機関や学生相談センターの紹介・血圧、体重などの測定を行っている（Ⅱ-B-3-21）。

学校保健安全法に基づく毎年1回定期健康診断と、スポーツ系クラブ・サークルに所属する学生に対しては毎年1回スポーツ検診を実施している。2025年度の受診率は93.5%であり、引き続き、健康診断受診の重要性と自己管理の大切さについて周知・啓蒙し、受診率の向上に努めていく（Ⅱ-B-3-22・23）。

喫煙対策の把握資料として定期健康診断時等で受診者の喫煙状況の調査を実施している。2021年度以降、喫煙率は0%となっているが、健康保持の観点からも喫煙率0を継続させるた

め指導に努めたい（Ⅱ-B-3-24）。

充実した学生生活を送るため、メンタルヘルスケアを含む相談事の総合窓口として学生相談センターを開設している。現在、同センターは、週 6 日学生の総合的な相談に応じ、学業や将来の進路、対人関係や心身の健康など、日常における様々な相談や質問を受付けている。センタースタッフとして配置している専門のカウンセラーと話し合うことにより、学生が主体となって解決の糸口を発見できるようサポートを行うとともに、家族からの相談にも対応している（Ⅱ-B-3-25）。また、公式ホームページやリーフレットでもわかりやすく明示し、学生相談センターの利用の周知に努めている（Ⅱ-B-3-26・27）。

支援を必要とする学生の早期発見に繋がりたいと考え、週 1 回学生相談センター以外の保健センター（午前）・学習支援室（午後）に、別途カウンセラーを 1 名配置し、学生からの相談や話を聴き、見守りを行うことで、スムーズな学生生活が送れるよう支援している。

相談内容は「心理相談」が大半を占めている。その多くが、学生生活への不適応で、その内訳は人間関係・進路変更・発達障がい・知的障がい・精神障がいなどである。このうち、発達障がい・知的障がいについては、本人とともに家族にもカウンセリングを行うことが増加している。特に保護者からの相談では、学内において居場所を築くことができず不登校になる場合や、家庭内の問題がその一因となる深刻なケースもあり、保護者のカウンセリングも必要とされている。精神障がいについては、クリニックに対応を依頼するケースや、本人が通院しながら当センターのカウンセリングを利用するケース等があり、外部医療機関との連携を図りながら支援している。なお、障がい者への支援は、障がい学生支援室でも支援を開始した。

また、「ケース報告会」を半期に 1 回開催し、学生支援の内容や対策等について改善をめざして話し合いを行っている。カウンセラー間の情報交換や事務職員との連絡を密にしており、ケースによっては必要に応じ随時開催することで対応している。

学生生活や授業等に関する意見や要望については、教員がオフィスアワーの時間帯や少人数のゼミナール・授業等において対応するとともに、事務担当者においては個別に学生の声を聴くことで、教員・事務担当者や関係部署等と常に連携しながら対応するように努めている。

正規課程に在籍する私費外国人留学生への修学支援として、全入学生を対象としたオリエンテーションに先立ち、留学生のみを対象とした予備オリエンテーションを実施している。日本での生活に不慣れな留学生が円滑に本学での学生生活を開始できるよう、事前説明および日本語能力テストを行っている。このオリエンテーションは、国際センターが中心となり、学生課・教務課・キャリアセンターと連携して実施する全学的な取り組みである（Ⅱ-B-3-34）。

また、併設大学において日本語能力の向上を目的とした「日本語Ⅰ」および「日本語Ⅱ」を開講している。さらに、日本での学生生活に必要なスキルを身に付けることを目的として、「教養特別講義」および「OGU 教育」に留学生専用のクラスを設置しており、短期大学部の留学生はこれらの授業を聴講することが可能である（Ⅱ-B-3-35）。

なお、外国人留学生は、2025 年度は 5 名の学生が在籍している。

社会人学生は在籍していないが、社会人の学習を支援する体制については、科目等履修生制度及び聴講生制度を設けており、担当窓口である教務事務室教務課が手続等対応を行っている。

障がいを有する学生については、本学では、建学の精神に基づき、学生に対する「修学支援に関する方針」及び「生活支援に関する方針」に沿い「障がい学生支援に関する基本方針」を定め、この基本方針に基づき、各関係者連携のもと個々の障がいの内容や程度などに応じて、合意形成を行いながら、学生の必要とする支援を行っている。（Ⅱ-B-3-28）

2023 年 4 月に障がいのある学生への学生生活及び修学支援に関わる総合窓口として「障がい学生支援室」を設置した（Ⅱ-B-3-29・30）。

入試前に障がい有する志願者から問い合わせがあった場合には、入学後の修学サポートについて十分説明し、必要に応じて学内施設設備の見学・体験を依頼する等、本人は勿論、家族あるいは高校教員等の理解を得られるよう努めている。

入学後は、詳細な状況と必要な修学サポートを本人から聴取し、合理的配慮を提供している（Ⅱ-B-3-31・32）。

個人情報保護に留意しつつ、他部局や教職員と連携し、体調等の推移を継続的に見守るよう努めるとともに、学生部の所管を超えるサポートについては、学生部が当該部局と緊密に連絡を取り、学生の不利益にならないよう万全の措置を講じている。また、健康管理を担う保健センターと、メンタルケアを担う学生相談センターが、いずれも学生部の管轄であることが、円滑な支援に役立っている。加えて、事務局各部署の学生窓口担当者から成る連絡会を発足し、障がい有する学生に係る情報の継続的な共有を図っている。

障がいのある学生へ合理的配慮を提供するために、各種障がいに関する基礎的な情報や支援内容をまとめた冊子「障がいのある学生への合理的配慮提供に関して[教職員向け]」を教員専用ホームページ（WEB LOGOS）に掲載している（Ⅱ-B-3-33）。

長期履修生を受け入れるプログラムは、現在のところ設けていないが、今後の動向や需要等を注視していく。

学生の社会的活動については、庶務課渉外係及び社会連携室が支援を行っている。学生が地域活動、地域貢献、ボランティア活動等において、本学の名誉を高めるような活躍を行った場合には、これまでクラブ・サークル代表者連絡会において学生部長表彰を行っている。また課外活動で顕著な功績をあげた学生に対し学位授与式で表彰し、オナーコードを贈呈するなど、学生の社会的活動を評価している。

【区 分 Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。(4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。(5) 進学、留学に関する支援を行っている。 |
|--|

【区分Ⅱ-B-4の現状】

短期大学部では、組織としてキャリアセンター委員会(大学と共同)を置き、キャリア支援を行っている。キャリアセンター委員会は、所長1名、副所長1名、各学部、学科から選出された委員8名で構成され、定期的に委員会を開催している。キャリアセンター委員会の活動等については、教授会にて適宜報告している。教員、特にゼミナール担当者に、キャリア支援の協力依頼、情報の周知依頼等を行う体制にある。

就職支援の組織としては、キャリアセンター(大学と共同)を整備し、学生の就職支援を行っている。学科担当システム制でキャリアコンサルタントの資格を持つ短期大学部担当者が配置されている。スタッフの内、企業訪問担当者が、卒業生の就職実績がある企業、求人票の受付企業を始め、新たな求人情報を求め主に京阪神の企業を中心に訪問することで、大学が主催する企業説明会等への参加依頼に加えて、求人数の拡大を図っている。

また、本学の就職支援システムである「求人検索NAV I」を、求人情報の閲覧、個人面談の予約や就職支援行事の申し込み等にも利用し、より多くの学生に対し、きめ細かな指導ができる体制を整えている。

2023年度からは求人検索NAV Iを活用し、WEBで履歴書の作成を行える体制を整える

ことで、履歴書の作成に要する時間を削減するとともに、記載内容を事務局で適宜把握し個別支援の効率化にも繋げている。

2025 年度からはキャリアセンター内にオンライン面接等に利用できるテレキューブ（防音個室ブース）を設置している。

上記の体制を基盤として、以下のような各種支援を実施している。

1. キャリアチューター制度

早期に内定を得た学生が、就職活動を始めようとしている 1 年次生に対して様々なアドバイスをを行う「キャリアチューター制度」を設けている。

また、合同ゼミナールにおいて内定者による就職活動体験報告会も実施している。

表ⅡB-1 キャリアチューター人数（人）

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
キャリアチューター	12 (1)	18 (1)	15 (0)	13 (0)	14(1)

注) () は内数で短期大学部生

2. 各種支援行事の実施

入学時から学生が卒業後の進路についてイメージし、キャリア意識が醸成できるよう、各年次や時期に合わせて段階的に多数のガイダンスや支援行事を実施している（Ⅱ-B-4-1）。講義形式のガイダンスだけでなく、学生が主体的に学べるようなワークショップ形式も行っている。

2024 年度からは 1 年次生を対象にキャリアカフェを開催し、学生が様々な経験を積むことで強みや価値観、興味などを明確にしていくため、面談担当者にアドバイスを受けながら学生生活の目標設定を行う機会を提供している。

また、業界セミナーや、企業を経営する卒業生が主な会員の「大阪学院フェニックス倶楽部」の協力による企業説明会および税理士・公認会計士育成支援講座、ハローワーク等と協同での卒業年次生を対象とした企業マッチングフェアなども実施している（Ⅱ-B-4-2）。

3. 保護者向け行事の開催

保護者を対象に年 3 回の就職支援行事を開催している（Ⅱ-B-4-3）。5 月に開催する初年次生の保護者を対象とした「初年次教育懇談会」は、子女の将来について親子で考えるきっかけの場となっている。

夏期に開催する「教育懇談会」は、教職員と保護者が子女の就学状況について懇談を行うものであり、就職に関する相談にも応じられる場となっている。本学への来場が難しい保護者に対しては、西日本を中心に地方会場を設けている。地方会場では、各県の就職支援担当者を招聘し、「U I ターン就職相談コーナー」を設けている。

11 月に開催する「就職説明会」は、後援会主催の行事である。基調講演と内定を獲得した学生の体験報告会を実施している。基調講演では外部の専門家を招き、昨今の就職状況を保護者が把握すると共に、子女の就職活動について理解する機会となっている。

いずれの行事も学生の参加が可能であり、保護者と学生で参加する場合も多い。以上の行事開催時以外においても、随時、電話等での相談に応じており、保護者と連携して学生を支援できるよう努めている。

4. ゼミナール担当者との連携

キャリアセンターとゼミナール担当者が、連携・協力しながら、学生の就職活動を支援し、就職活動への準備、意識付けを行っている。進路希望の把握、指導から内定・決定情報の把握まで連携して実施している。

また、授業において適性検査の実施、面接練習、企業の人事担当者の講演、OG の講演な

ど積極的に就職支援に取り組んでいる。

また、担当ゼミナールの進路状況を確認できるよう、資料を教員用ホームページ WEBLOGOS に掲載し、連携強化に努めた。

5. キャリアサポーター制度

キャリアセンター以外の本学スタッフが未内定者への進路状況の確認等を行う「キャリアサポーター制度」を設けている。他部署スタッフが学生への連絡業務の一部を担うことで、学生の状況を定期的に把握しつつ、キャリアセンタースタッフは、面談等に注力することが可能となり、個別の支援の強化に繋がった。

6. UIターン就職の促進

就職支援協定の締結や、UIターンの情報提供等を行うことで、地方自治体との連携を強め、地方での就職を希望する学生への支援強化を図っている。

7. その他の学生への支援

外国人正規留学生および障がいのある学生の就職支援のために、キャリアセンターに担当者を配置している。障がいのある学生については、専用のポータルサイトを設けるとともに、就労移行支援所との連携も行っている。

上記の支援に加え、就職に資する資格取得サポートについては、全国大学実務教育協会認定資格や、エクステンションセンターでの「公務員試験対策講座」等の43の開講資格講座やMELOP（学内の会員制マルチメディア施設）でのMOSの各種資格取得の支援を行っている。

就職状況については、キャリアセンター委員会にて就職率を報告し、教職員間で情報共有を行っているほか、大学主催の説明会の参加企業の選定やキャリアセンターの企業訪問担当者による求人開拓に活用している。

また、大阪学院大学と同一のキャンパスにある利点を生かし、大学の開講科目も履修できる単位互換制度があることで学修の幅が広がり、大阪学院大学の3年次に編入することも可能である。他大学への編入学を含め、大学への編入学を動機づけるための支援をゼミナール等の授業で行っている。

夏期・春期休暇を利用した短期間の海外研修や、世界29の国と地域の63大学から選ぶ交換留学もある。

進路としての留学に関する支援は、国際センターを窓口として実施している。国際センターには、海外の大学・大学院で学位を取得した国際経験豊富なスタッフが在籍しており、海外の大学・大学院への進学に関する相談や助言、留学手続きに関する支援等を行っている。

【テーマ II-B 学生支援の課題】

本学では生活支援の方針のもとに学生の支援体制を整備し、教員および学生部委員（教員）、学生指導・厚生指導の関係部署（事務組織）等が協力し、今後も更なる支援体制の整備に努め、自己管理のできる学生の育成を目指して取り組みを実施していかねばならない。また、増加する正規留学生に対する対応も課題である。

学習支援については、学生個々の学習成果の把握がまず必要と考える。その上で、それを学生に伝える方法、改善する具体的な支援方策をどのように提示するかについて検討する必要がある。

また、急速に進展する生成AIについての情報収集に努め、適切な利活用の方法について継続して検討する。

学生生活については、障がいのある学生を含め全ての学生が健康で安全・安心して有意義な大学生生活を過ごすことができるように、学生とともに支援方法を考え、更なる支援体制の改善に努めていく。また、奨学金等による学生への経済的支援についても、年度により経済状況や支援を必要とする学生の状況も変化しているので、支援が必要な学生の更なる周知に努め意欲のある学生の出願を促していくとともに、学業成績や資格取得等の向上に繋がる経済的支援の更なる充実に努めていかねばならないと考える。

留学支援については、1年次の夏期休暇中に必修のインターンシップ実習があり、さらに春期休暇以降は就職活動に入るため、各種派遣プログラムへの参加が困難な状況である。

就職支援については、各種支援行事・イベントへの参加については、掲示物やガイダンスの説明、ゼミナールでの呼びかけなどによって周知しているが、より多くの学生が参加するように、開催方式および内容について検討をする必要がある。

【テーマ II-B 学生支援の特記事項】

本学科では、学生の学修・生活支援に関しては、ゼミナール担当者と教務事務室の担当者が基本となるが、それ以外の教職員も積極的に学生に関わり合いを持ち、学習支援室の利用、学生生活、将来の進路に関するアドバイス等を積極的に行っており、事務局間の連携・調整も活発に行っている。

さらに、学生が平日いつでも利用できるように短大生専用のコミュニティ・ラウンジを開設しており、授業の予習、復習のために利用できるだけでなく、教員との交流の場ともなっている。

学習支援については、学習成果獲得に向け、シラバスに明示した成績評価基準に基づき成績評価を行い個人の学習成果の獲得状況を評価し、また学科全体の学習成果の獲得状況は、卒業時実施のルーブリックの結果や学科全体の授業評価結果、GPA の分布や卒業率などの結果を教授会やFD推進部会で確認している。また「授業評価アンケート」や「年間教育研究等計画書・報告書」等により、授業改善に努めている。組織的な学習支援については、明文化された「修学支援に関する方針」の下、入学前には入学前教育、入学後にはオリエンテーション時に、さらに基礎学力が不足する学生に対しては学習支援室においてサポートを行っている。さらに、2023年には「障がい学生支援室」が設置され、各関係者連携のもと、可能な限り学生の必要とする支援を行っている。

学生支援については、2023年4月に障がいのある学生への学生生活および修学支援に関わる窓口として、「障がい学生支援室」を設置し、支援の充実に努めるため学生支援サポーターの養成も行っている。

留学支援については、国際センターには、豊富な海外経験と高い外国語運用能力を有する専門スタッフが配置されており、留学生の受け入れおよび学生の海外派遣における適切な支援体制が整っている。学生の派遣では、留学に加え、学内においても多様な異文化交流の機会を提供している。主な取り組みとして、受け入れ交換留学生を支援する「Buddy Program」、短期日本語研修生を支援する「Team SOS」、そして前述の「CET ハウスシェアプログラム」を実施している。「Buddy Program」と「Team SOS」は、学生サークル「Club KC」が国際センターの支援を受けて運営している。「Club KC」は国際交流活動の促進を目的に、これらの活動に加え、異文化交流イベントの企画やSNSを通じた情報発信にも取り組んでいる。

さらに、外国人スタッフが常駐する「I-Chat Lounge」を設置し、主に英会話練習や語学検定試験対策を目的として、学生が随時利用できる環境を提供している。また、学生に海外体験の選択肢を広げる取り組みとして、2024年度および2025年度には、国際センター講演会に

においてオーストラリア政府観光局の関係者を招聘し、ワーキングホリデーに関する講演を実施した。

就職支援については、キャリアセンターでの各種支援に加え、授業における適性検査の実施や面接練習等、教職員が連携して就職支援に取り組んでいる。また、エクステンションセンター、MELOPを活用した資格取得支援、大阪学院大学との単位互換、編入学制度等、学内の施設や大学との同一キャンパスである利点を活用した多様な進路支援を提供している。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画】

『2024年度の改善計画の進捗状況』は次のとおりである。

学生生活について、障がいのある学生への支援としては、「障がい学生支援に関する基本方針」を策定し、公表しており、これに基づき学生生活および修学支援に関わる窓口として設置した「障がい学生支援室」において、障がいのある学生との対話を通し、共に支援方法を考え、合理的配慮を提供する必要がある学生に対しては、授業科目担当者と情報を共有し、可能な範囲で要望に基づいた調整を行うよう努めた。また、2024年10月に障がいのある学生へ合理的配慮を提供するために、各種障がいに関する基礎的な情報や支援内容をまとめた冊子「障がいのある学生への合理的配慮提供に関して[教職員向け]」を教員専用ホームページ(WEB LOGOS)に掲載し、さらに、支援の充実を図るため学生支援サポーターの養成のため、研修会を継続して実施した。

保健センターにおいては、災害時に障害や負傷等により移動困難となる学生を想定した避難用具を設置しており、その使用方法を職員が共有し学生の安全確保に取り組んでいる。

学習成果の獲得については、「OGU実務力の養成専門部会」で授業における学習成果の獲得について評価・分析をするシステムを構築し、様々な項目について検証し、2年次開始時点のオリエンテーションにおいて、1年間で獲得した学習成果をレーダーチャート化したものを配付、説明し、現在の自身の状況を可視化することで、履修に活かすように指導した。

入試関係については、高等学校等関係者の意見を継続して聴取した。

留学関係についての学習成果の測定については、交換留学に参加した学生の成果を取りまとめた学生派遣報告書の作成および留学に関する成長実感調査を実施することとしているが、該当者はなかった。学生の派遣については、交換留学において、2024年度に出願要件の改定、2025年度に奨学金支給要件の改定を行った。また、2025年度には英語＋ボランティア留学を新設するとともに、近年休止していたテーマ別海外研修を併設大学において再開した。加えて、新たな大学との学術交流協定の締結を進め、派遣先の拡大にも取り組んでいる。さらに、留学の促進を図るため、学内掲示や配布物による情報提供をはじめ、SNSを活用した留学体験談の発信、各種留学プログラム説明会の開催など、広報活動を年々活発化させている。進路支援の面では、2023年度から毎年「国際センターHomecoming」を開催し、卒業生との交流を通じて在学生在が進路に関する情報を得る機会を提供しているが、参加者はいなかった。私費外国人留学生の学習支援については、対象者が少数であることから、併設大学の取り組みに参加させる支援体制を継続している。

就職支援については、卒業生および企業へのアンケートを実施した。各種支援行事については、就職活動の早期化など、社会の潮流に対応するよう開催時期など見直しを行い、昨年度と同様に希望者へのアーカイブ動画の共有など、欠席者へのフォローを行った。

図書館については、企画展示の内容などをOGU-Caddieで学生全員に配信した。

『改善計画』としては次のとおりである。

学生生活については、「障がい学生支援に関する基本方針」に基づき、個々の学生の内容や程度に合わせた支援を行うために、引き続き本人・保護者への丁寧なヒアリングの実施と学内外関係機関との連携の強化に努め、今後も障がいのある学生を含め全ての学生が健康で安全・安心して有意義な大学生活を過ごすことができるよう更なる支援体制の整備や取り組み内容の見直し改善に努める。

経済支援については、支援を必要とする学生が奨学金等の申請を行えるよう、学生・教員へのさらなる周知に努める。

また、災害に備え、内閣府による「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、障害学生の個別避難計画書を作成し、必要に応じ同計画書に基づいた避難訓練を他部署とも連携し行うことで本学における誰も取り残さない防災計画となるよう努める。

学習支援としては、「OGU 実務力の養成専門部会」の検証結果を踏まえ、学科として、また、今後も授業ごとに、Action の検討し Plan に繋げる、継続した取り組みを行う。

成績や出席状況が思わしくない学生や、心の悩みに関するケア等、見守りが必要な学生に関して、FD 推進部会において事務局も交え情報交換を行い、教職員間で共有する。

さらに、8 月に実施する教育懇談会のほか、5 月と 3 月に特別教育懇談会を開催し、1 年次生での単位修得状況が思わしくない学生、保護者に対し個別に対応を行い、必要に応じて、「学習支援室」の活用を促し、専門的な学修の前提となる基礎学習を強化する補習授業や個別指導を行うほか、学生の学修全般の相談にも応じ、勉学が進むようアドバイスを行う。

入試関係としては、高等学校等関係者から聴取した意見を精査し、随時内容の確認を行う。

留学関係についての学習成果の測定については、学生派遣報告書の作成および留学に関する成長実感調査を継続し、その結果を留学プログラムの充実や留学促進、留学前後の学生指導に活用する。学生派遣については、引き続き多角的な対策を検討するとともに、SNS などを活用した情報発信や広報活動を一層充実させる。私費外国人留学生の学習支援については、短期大学部に入学する留学生在が少数であることから、今後も併設大学の取り組みに参加させる形で、日本語能力に応じた適切な支援を継続していく。進路支援については、卒業生と在学生との交流機会を引き続き提供していく。

就職支援としては、引き続き卒業生および企業のアンケートを実施するとともに、各種支援行事については、参加率の上昇・内容の改善を続けていく。また、就職活動に出遅れた学生にも焦点を置き、一人でも多くの学生が自身のキャリア形成を行えるように意識付けを図っていく。

図書館としては、OGU-Caddie で図書館の情報を発信するだけでなく、どれだけの学生が情報を見ているか、活用しているか等の結果を追跡し、図書館の活性化および利用促進のための方策を検討していく。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

〔テーマⅢ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

- Ⅲ-A-1-1 求める教員像および教員組織の編制方針(公式ホームページ)
- Ⅲ-A-1-2 就業規則
- Ⅲ-A-1-3 職員任免規則
- Ⅲ-A-1-4 専任教育職員任用基準
- Ⅲ-A-1-5 専任教育職員任用基準の解釈について
- Ⅲ-A-1-6 専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規
- Ⅲ-A-1-7 教員紹介(公式ホームページ)
- Ⅲ-A-1-8 非常勤講師委嘱に関する申し合わせ事項
- Ⅲ-A-1-9 教育課程編成・実施の方針(公式ホームページ)
- Ⅲ-A-2-1 専任教育職員 年間教育研究等計画書・報告書
- Ⅲ-A-2-2 2020 年度 科学研究費助成事業の申請について (連絡)
- Ⅲ-A-2-3 外部資金(科研費等)採択状況
- Ⅲ-A-2-4 個人教育研究費取扱規程
- Ⅲ-A-2-5 研究活動における不正防止および不正行為への対応に関する規程
- Ⅲ-A-2-6 公的研究費取扱いに関する規程
- Ⅲ-A-2-7 公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程
- Ⅲ-A-2-8 特別研究制度規程
- Ⅲ-A-2-9 海外留学規程
- Ⅲ-A-2-10 教育開発支援センター規程
- Ⅲ-A-2-11 FD 活動に関する申し合わせ事項
- Ⅲ-A-2-12 FD 活動に関する申し合わせ事項 (2023 年 10 月 16 日開催教授会資料・議事録)
- Ⅲ-A-3-1 事務局組織図
- Ⅲ-A-3-2 学校法人大阪学院大学 専任事務職員測定基準シート
- Ⅲ-A-3-3 事務職員のスキル向上および資格取得支援
- Ⅲ-A-3-4 SD 計画基本構想
- Ⅲ-A-4-1 就業規則
- Ⅲ-A-4-2 労務関係手続きにおける労働者の過半数を代表する者の選出について
- Ⅲ-A-4-3 専任教育職員任用基準
- Ⅲ-A-4-4 専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規
- Ⅲ-A-4-5 ストレスチェックのご案内

〔区分Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

【区分Ⅲ-A-1 の現状】

本学の教員組織は、ホームページで公表している「求める教員像および教員組織の編制方針」(Ⅲ-A-1-1)をはじめ、「就業規則」(Ⅲ-A-1-2)、「職員任免規則」(Ⅲ-A-1-3)、「専任教育職員任用基準」(Ⅲ-A-1-4)および「専任教育職員任用基準の解釈について」(Ⅲ-A-1-5)に則り、「専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規」(Ⅲ-A-1-6)に定める手順を経ることを基本に編成(採用および昇任)している。

2025年5月1日現在、経営実務科の専任教員は、教授5名、講師4名、合計9名で、短期大学設置基準に定める必要教員数(8名)を充足している(Ⅲ-A-1-7)。また、年齢分布については、60歳代:3名、50歳代:3名、40歳代:1名、30歳代:2名)であり、平均年齢は52歳、男女比率は3:6であり、短期大学設置基準第20条第6項で定める「教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮」に、概ね合致したバランスのとれた状態となっている。

専任教員の職位については、上述の基準等に則り、厳正に資格審査を行っており、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、設置基準の規定を充足している。また、非常勤講師を委嘱する際も、「非常勤講師委嘱に関する申し合わせ事項」(Ⅲ-A-1-8)に基づき、教授会等で厳正に資格審査を行ったうえ任用している。

教員の担当科目配置については、「教育課程編成・実施の方針」(Ⅲ-A-1-9)に基づき、それぞれの専門領域および教育研究業績等を勘案して行っている。学科の主要科目たる必修科目については、専任教員を充てることを原則としているが、キャリア教育の一部や情報処理に関しては、目下、併設大学の専任教員や非常勤講師に依存している。

2025年度は、全45科目55クラスを開講し、その内訳は専任教員が30科目38クラス、非常勤講師が17科目18クラス(兼担6科目6クラス・兼任11科目12クラス)であり、必修科目については全10科目の内、専任教員が8科目14クラス、非常勤講師(兼任)が3科目3クラスを担当した。

非常勤講師を委嘱する際は、「非常勤講師委嘱に関する申し合わせ事項」に基づき、短期大学設置基準の定める教員の資格基準に照らし合わせ、その授業科目担当に係る研究業績、教員歴等の経歴をもとに学部長会議での協議を経て、教授会で審議したうえ任用している。補助教員は配置していないが、個々の授業科目の特性に応じ、ゲストスピーカーの招聘や(総合基礎ゼミナールにおける茶道等)、実習インストラクター(情報処理)や事務局スタッフが必要に応じてサポートしている。

また、学習支援室では、1年次生に対し、基礎学力の向上を図るためのリメディアル教育や文章作成の個別指導を行っている。

専任教員の採用については、「求める教員像および教員組織の編制方針」をはじめ、「就業規則」、「職員任免規則」、「専任教育職員任用基準」および「専任教育職員任用基準の解釈について」に則り所定の手続きを経て行っている。

また、専任教員の昇格(昇任)については、年1回、准教授以下の者を対象とし、前述の「専任教育職員任用基準」および「専任教育職員任用基準の解釈について」を基に、現職就任以降の教育研究業績等を勘案して、「専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規」により、所定の手順を経て行っている。

【区 分 Ⅲ-A-2 専任教員は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

【区分Ⅲ-A-2 の現状】

専任教員の研究活動は、「教育課程編成・実施の方針」の下、各自が担当する授業科目の内容の改善に資するよう、個人或いは共同での研究・調査のほか、それぞれの専門領域に関わる学内外の学会に所属し、他の研究者との交流や意見交換、研究発表、学会誌への投稿等を行うことが中心となっている。

専任教員は、研究成果を庶務課人事係へ提出することとしており、これを基に、公式ホームページ（教員紹介）に、取得学位、略歴、所属学会等とともに公表・更新している。また、毎年度、所定の「専任教育職員 年間教育研究等計画書・報告書」（ⅢA-2-1）の提出を求めている。

科学研究費補助金をはじめとする外部研究費等の獲得については、担当事務局の庶務課が、毎年度、説明会を開催するほか、研究活動に関する相談や他の教員との情報共有等を行っている（ⅢA-2-2）。外部研究費については、2020 年度以降は獲得できていない状態が続いていたが、2024 年度は 1 件の外部資金（日本私立学校振興・共済事業団の 2024 年度若手・女性研究者奨励金）が採択された。今後も、更なる新規採択をめざし、科学研究費補助金及び民間の研究費事業への申請を行っていく。

なお、本学教員の科学研究費補助金の獲得実績（研究課題等）は、教職員専用ホームページ（WEB LOGOS）に年度ごとに一覧表として示し、閲覧に供している（ⅢA-2-3）。

専任教員の研究費については、「個人教育研究費取扱規程」ⅢA-2-4）に基づき運用しており、図書費、学会出張費及び一般教育研究費で構成している。それぞれ職域により、予算化されているが、前年度の 12 月末日までに変更申請をすれば、一般教育研究費から図書費・学会出張費への流用を認めている。ただし、申請後、当該年度内での変更は認めていない。国内外の学会・シンポジウム・フォーラム等へ出席するための旅費・参加費、学術研究に関する各種会合費、研究図書、消耗品、機器備品等の購入費、通信費、謝金、印刷・製本費等の補助費、学生の教育に係る費用（ゼミナール等での補助教材費等）、課外活動に係る顧問旅費等に使用できるようになっている。

研究活動における不正防止の取り組みとしては、「研究活動における不正防止および不正行為への対応に関する規程」（Ⅲ-A-2-5）を制定し、これを公式ホームページに掲載するとともに、教職員専用ホームページ（WEB LOGOS）のトップ画面で絶えず表示することにより研究倫理の

遵守を周知している。規程では、不正行為または疑義がある場合の通報窓口（庶務課）を明記するとともに、統括責任者である事務局長が「研究活動の不正行為に係る調査委員会」を設置し、速やかに事実関係を調査する旨を定めている。また、公的研究費の不正使用防止の取組みとして、「公的研究費取扱いに関する規程」（Ⅲ-A-2-6）および「公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程」（Ⅲ-A-2-7）を制定し、これらを公式ホームページに掲載することにより周知を図っている。不正使用または疑義がある場合の通報窓口（庶務課）を明記するとともに、最高管理責任者（学長）が「公的研究費の不正使用に係る調査委員会」を設置し、速やかに事実関係を調査する旨を定めている。

また、文部科学省及び厚生労働省から「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が提示され、医学系研究に限らず、「人を対象とする研究」を行う場合には、研究資金の出資者や学会、学術雑誌の投稿規程等において、当該研究が倫理的に配慮されたものであることを明確に説明することが強く求められた。そこで、2019 年 4 月に「研究倫理審査委員会規程」を定め、同規程第 2 条の目的のとおり、研究倫理審査委員会を設置した。同委員会は、研究倫理に関わる問題を含む学術研究の適正な実施に資するため、当該研究が倫理的配慮及び科学的見地に基づいているかを審査・承認するものである。

2024 年には経営実務科に所属する教員に係る研究倫理審査委員会を開催し、提出された「研究倫理審査申請書」に基づき専門部会を設け、その後、専門部会による予備審査を実施し、審議の結果、申請された研究計画が 5 月に承認された。

教員の研究活動を促進するため、併設大学の専任教員と合同で構成する学内学会を設けている。学内学会は、「商・経営学会」、「経済学会」、「法学会」、「外国語学会」、「国際学会」及び人文自然学会の 6 つに分かれており、専任教員は全員、原則としていずれか一つの学会に所属しなければならない。自身の専門分野に応じ選択し、各学会の役員会の承認を得て入会することとなっている。学会は、年 2 回機関誌（論集）を刊行するとともに、研究会を適宜開催することにより、構成員の研究発表の機会を確保し、その他の構成員との研究交流を図っている。この研究会における発表と、機関誌への掲載を条件に、研究発表奨励費を発表者へ支給している。学外での学会発表については、個人教育研究費とは別に、学会の規模に応じ、奨励金を発表者へ支給している。

また、専任教員には、1 人につき 1 室の個人研究室（平均 22.5 m²）を配備するとともに、室内には必要な備品を揃えている。専任教員の研究室は、概ね専用フロアに集中配置することにより静謐な研究環境を確保するとともに、教員間の往来や学生のオフィスアワーに配慮している。

専任教員の研究専念時間を確保する取り組みとしては、週あたりの責任授業時間数を 10 時間（5 コマ）と定めるとともに、授業に係る出講を概ね週 3 日となるよう努めている。一定期間の校務を免除し研究活動に専念できる特別研究制度（Ⅲ-A-2-8）や海外留学制度に関する規程（Ⅲ-A-2-9）を設け制度化しているが、近年は適用していない。

FD 活動の推進については、全学的な FD を「教育開発支援センター規程」（Ⅲ-A-2-10）に基づき同センターが一元的に担っており、学科固有の FD 組織としては「FD 活動に関する申し合わせ事項」（Ⅲ-A-2-11）を定め、学科内に「FD 推進部会」を設置し、学科の特性に応じた FD 活動を行い、教育開発支援センターが担う全学的な取り組みと連携し、FD 活動の一層の活性化・情報共有化を図っている。

なお、同センターが、本学における FD・SD 活動を中心に担っている事業を明確化するため、2023 年 10 月 1 日付で規程の改正を行い、規程第 2 条に、「Faculty Development、Staff Development」の文言を追加した。

全学的な FD 活動としては、教育開発支援センターが定期的（毎年）に実施する「FD・SD 講

演会」及び新任教員対象の「懇話会」及び「研修会」がある。

教員と職員が参加する「FD・SD 講演会」は、最新の教育改善や教育改革の動向、最新事例の研究が取り上げられ、本学の改善に繋がるようなテーマが設定されることから、全学的なイベントとして定着しており、教職員の教育力向上や意識改革を促進している。なお、FD・SD 講演会の開催にあたっては、同センターが最新の教育改善や先進事例の研修や、ワークショップに参加し、テーマや講師の選定を行っており、やむを得ず欠席した教職員に対しては教職員専用ホームページ（WEB LOGOS）に講演動画及び関連資料をアップロードし、いつでも閲覧できるように配慮している。また、毎回、FD・SD 講演会を実施した後に教員の参加状況や満足度について調査し、教員の資質向上に有効であったかを検証し、学部長会議及び教授会で報告している。

新任教員対象の「懇話会」及び「研修会」は、教育開発支援センター所長及び学科長をはじめ、教務部長や教学関係事務局所属長が出席し、着任した専任教員に対して教員教育研究及び管理運営業務に関する説明、質疑応答を行うとともに、事前に課すレポート等に基づき意見交換することにより、早期に専任としての職責の重要性を自覚できるよう促すとともに、全学の取り組みや学部・学科での教育目標ならびに改善活動を理解する機会としている。

2021 年度から 2025 年度に開催した「FD・SD 講演会」、新任教員対象の「懇話会」及び「研修会」の開催状況は次のとおりであり、2025 年には「FD・SD ワークショップ」を開催した。

[2021 年度]

- ・FD・SD 講演会

- 第 1 回「オンラインが創る教育のニューノーマル」（2021 年 7 月 28 日開催）

- 講師：孟涛 国際センター助教、畑中みどり 国際センター課員 出席者 87 名

- 第 2 回「リベラルアーツ教育の目標と学修成果について」（2022 年 2 月 25 日開催）

- 講師：武内隆明 リベラルアーツ教育ディレクター 出席者 120 名

- 第 3 回「学修成果の可視化による大学教育の内部質保証」（2022 年 3 月 14 日開催）

- 講師：杉森公一 北陸大学高等教育推進センター長・教授 出席者 82 名

- ・新任教員対象の「懇話会」ならびに「研修会」（2021 年 7 月 29 日開催） 出席者 28 名

[2022 年度]

- ・FD・SD 講演会

- 第 1 回「発達に凸凹のある学生の理解と支援—発達についての理解と学生支援—」（2022 年 7 月 26 日開催）

- 講師：山田章 教育開発支援センター講師・特別支援教育士 出席者 86 名

- 第 2 回「学部・学科における教育改善活動について」（2023 年 3 月 17 日開催）

- 講師：武井章弘 経済学部長、後藤晃範 経営実務科長 出席者 99 名

- ・新任教員対象の「懇話会」ならびに「研修会」（2022 年 7 月 27 日開催） 出席者 29 名

[2023 年度]

- ・FD・SD 講演会

- 第 1 回「AI の進化と大学の教育・研究—大学における ChatGPT の利用について—」（2023 年 7 月 27 日開催）

- 講師：山本章博 京都大学データ科学イノベーション教育研究センター長、上原邦昭 経営学部教授、藤田靖 経営学部准教授 出席者 91 名

- 第 2 回「科目レベルの教育改善活動について」（2024 年 3 月 11 日開催）

- 講師：教育開発支援センター所長 白川雄三 経済学部教授

- 教育開発支援センター副所長 後藤晃範 経営実務科教授 出席者 88 名

- ・新任教員対象の「懇話会」ならびに「研修会」（2023 年 7 月 25 日開催） 出席者 32 名

[2024 年度]

・FD・SD 講演会

第 1 回「学部・学科における教育改善活動について②」（2024 年 7 月 25 日開催）

講師：平松良康商学部長、松本芳明国際学部長 出席者 97 名

第 2 回「全員発揮型のリーダーシップ教育」の推進（2025 年 3 月 4 日開催）

講師：甲南女子大学 佐伯勇 人間科学部文化社会学科教授 出席者 88 名

・新任教員対象の「懇話会」ならびに「研修会」（2024 年 7 月 23 日開催） 出席者 24 名

[2025 年度]

・FD・SD 講演会

第 1 回「学内で生じうるハラスメントに対する理解とその予防」（2025 年 4 月 28 日開催）

講師：山田真吾弁護士 出席者 67 名

第 2 回「日本の高等教育の課題と可能性～学びを人の成長へ～」（2025 年 7 月 24 日開催）

講師：上智大学 曄道佳明 前学長・理工学部機能創造理工学科教授 出席者 195 名

第 3 回「生成 AI 活用時代における OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの授業改善と展開」（2026 年 3 月 3 日開催）

講師：京都大学 山本章博国際高等教育院附属データ科学イノベーション教育研究センター長／情報学研究科 教授）・上原邦昭経営学部 教授・白川雄三経済学部教授・治京玉記大阪人間科学大学教授・淡誠一郎情報学部教授・西田知博情報学部教授

・新任教員対象の「懇話会」ならびに「研修会」（2025 年 7 月 25 日開催） 出席者 28 名

FD・SD ワークショップ

テーマ：「学生一人ひとりが主体的に行動し、チームを前進させるには？」（2025 年 10 月 20 日開催）

導入解説：「全員発揮型」の授業デザインについて（後藤晃範教授）

実践報告 ① ゼミナールでの取組事例（中則夫准教授）②「キャリアデザインⅠ」・短期大学部インターンシップにおける取り組み事例（石田知子非常勤講師）③ 学生による体験談発表（国際学部 2 年次生、短期大学部 2 年次生）（2025 年 10 月 20 日開催） 出席者 50 名

FD 活動の適切な実施については、教育開発支援センターが全学的な FD に関する企画・調査を一元的に担い、FD・SD 講演会や新任教員研修を実施しているが、学科固有の FD 活動である、「FD 推進部会」は、教育開発支援センター規程（第 6 条第 5 項「センター会議は、必要に応じて専門部会を設けることができる。」）に基づく専門部会として、教授会構成員全員がメンバーである。FD 推進部会では、学科の特性に応じた FD 活動の企画・調査・実施及び評価を行い、教育開発支援センターが担う「全学的な教育システムの開発、並びに教育活動の改革及び改善」を有機的に結びつけ、FD 活動の一層の活性化・情報共有化を図っている。

部会の議題やテーマは経営実務科で選定しており、学科の特性に応じた FD 活動の企画・調査・実施及び評価を行い、センターによる全学的な改革及び改善を有機的に結びつけ、FD 活動の一層の活性化・情報共有化を図り、授業・教育方法の改善に繋げている。具体的な FD 推進部会での取り組みとしては、学科のディプロマポリシーと関連するルーブリックの分析などにより、各担当科目と学科全体の教育との関連を明確にし、これをシラバスに反映させるなどの指導や、学科の柱であるインターンシップの取り組みに関連し、『学科の教育課程編成・実施の方針』の再確認を行う等、授業・教育方法の改善を行っている。「FD 推進部会」の責任者は、学科長とし、原則として定例教授会と同一日に部会の会議を開催し、概ね全教員が参加している。2022 年の「大学設置基準等の一部を改正する省令」では、「学修者本位の教育」の理念のもと、教員と事務職員による教育研究実施組織を構築し、「教職協働の促進」の観点

から、FD・SD 関係の規程を集約することが求められており、認証評価においても、FD・SD 活動に関する規程の整備が必要とされていることから、2023 年 10 月 1 日付で、大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部教育開発支援センター規程の改正を行った。具体的には、教育開発支援センター規程第 2 条に、「Faculty Development、Staff Development」の文言を追加し、FD・SD 活動のさらなる実質化に努めることとなった。この「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部教育開発支援センター規程の改正」に伴い、「FD 推進部会」の申し合わせ事項についても、各学部教授会において、「FD 活動に関する申し合わせ事項」の一部改正を報告し、共有を行った（Ⅲ-A-2-12）。

専任教員と事務局各部署との連携については、学習成果を向上させるため、教育開発支援センターと連携した各種 FD 活動のほか、「教育課程編成・実施の方針」に基づく授業の実践や、学生の出席状況の把握、また問題がある学生への対応に関連して、教務事務室教務課と連携して指導に当たっている。また、学生・教員間の親睦を深める各種イベントの開催や、障がいや心身に問題を抱える学生については、学生課、障がい学生支援室、学生相談センターと連携し対処している。さらに、インターンシップやキャリア教育を進める上でのキャリアセンターとの連携や、資格取得に関するエクステンションセンターとの連絡等（図書館や国際センターを含め）、課題ごとにそれぞれの専門部局と連携し、対応している。

【区 分 Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。(4) 事務関係諸規程を整備している。(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。(6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。(7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。(8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。 |
|---|

【区分Ⅲ-A-3 の現状】

本学の事務組織は併設大学と一体化しており、学長の下に配置している大学事務局長（法人事務局長と兼務している。）が、全ての事務組織および事務職員を統括することとしており、その実務は専ら大学事務局長直属の大学事務長が担っており、短期大学部に限られた事項については短期大学部事務長が担っている。大学事務長は、所管の 13 部署を管理するとともに、部署間の連携や全学横断的な機能の促進を図ることを職務とし、必要に応じ法人内の他の事業所の事務部門長との調整を担っている。（Ⅲ-A-3-1）また、IR 推進室については、学長直属の組織であるため、他の部署とは異なる位置づけをしているが、所属する事務職員の管理は大学事務長が担っている。

事務職員は、職務を遂行するに必要な基礎的な能力に加え、業務内容に応じて、キャリアカウンセラーや図書館司書、第 1 種衛生管理者等の専門的な資格を有する者もいる。また、事務職員の適正な業務評価を推進するため、学校法人に勤務する課長職以下の専任事務職員について、資質・能力・成果等を一定期間（半年）ごとに評価する「事務職員の定期的到達度測定」を実施している（Ⅲ-A-3-2）。また、事務職員は、組織的な SD（スタッフ・ディベロップメント）活動により、短期大学部の運営に必要な知識、事務を司る専門的な職能の修得に努めている。さらに、大学事務職員として必要なスキルの向上及び資格取得を促し、学生支援や業務遂行能力を高め、組織力の強化を目的とし、在職 3 年以上の専任事務職員を対象に、

上限を 20 万円とした支援制度を設けている(Ⅲ-A-3-3)。

部署ごとの事務職員の配置については、主として大学事務長が、各所属長の意見を聴取し、事務機能の効率化、業務内容の多様化、今後の改善の方向性といった点や、職員の能力や適性等を総合的に勘案し、適切に行っている。なお、法人全体の適正配置の必要性から、法人内の他の事業所の長と調整したうえ、大学以外の事業所に配置転換する（大学以外の事業所から大学に配置転換することを含む。）場合もある。

事務関係諸規程については、「就業規則」、「職員任免規則」、「育児休業・育児短時間勤務及び育児時間外労働の制限等に関する規程」、「介護休業・介護短時間勤務及び介護時間外労働の制限等に関する規程」、「給与規程」、「旅費規程」、「懲戒規程」、「退職手当規程」、「任期付教職員就業規則」、「嘱託規程」等を整備(規程集)しており、事務職員の新規採用については、「職員任免規則」に定める任用基準に従い、原則毎年 1 回、法人全体として行うこととしている。

事務職員の昇格については、「職員任免規則」の定めるところにより、原則毎年 1 回、個々の事務職員の業務実績、職務遂行能力、勤務姿勢・態度（行動特性）、経験年数等を総合的に勘案し、実施している。

各部署には事務室が設けられ、事務処理に必要な情報機器及びネットワークを整備し、職員 1 人あたり 1 台のパソコン及び周辺機器を設置しており、それらは学内ネットワークに接続している。職員ごとにユーザアカウントを設定し、サーバ側でユーザ環境を保管する（移動プロファイル）ようにしており、教職員は学内のどの端末を利用しても個人のユーザ環境で利用できるようにしている。また、業務に必要な備品や消耗品は、10 万円以上の物品購入については、稟議・決裁を得て発注し、10 万円以下の物品購入については要請書を会計課に提出し発注できるようにしており、業務に必要な備品等を適切に整備している。

SD 活動については、事務職員の人事を担当する庶務課と全学的な FD 推進を担う教育開発支援センターが中心となって策定した「SD 計画基本構想」(Ⅲ-A-3-4)において、これから求める職員像を「常に組織の方針（ミッション）を理解し、自らの役割を自覚して行動でき、そのために自ら課題を設定し、実現していくことができる職員」と定義し、理念・目的の具現化に必要な資質を有する事務職員の育成をめざしている。この構想に基づき、本学では、各種研修(階層別、目的別)を次のとおり順次実施している。

- ・新入事務職員研修においては、学舎(諸施設)見学、本学の沿革・概要に関する説明、ビジネスマナー研修、各部署の業務内容説明、入学式応援、各部署での実習等を通じ、職員としての基本姿勢を学ばせている。
- ・フォローアップ研修は、主として奉職 1～2 年目の事務職員を対象に、「自身の仕事を振り返り、改善点を考え、互いに共有する」、「目標設定を行い、モチベーションを高める」、「ストレスに気づき、自分で対処できるようになる」ことを目的に実施しており、研修の最後に直属の上司から受講者個々に宛てた手紙を配付し、研修を締めくくっている。
- ・応急手当講習会は、吹田市消防本部南消防署に所属する救急隊員の協力を得て実施している。

このほか、私立大学情報教育協会や日本私立大学連盟が実施する研修活動等に積極的に参加し、その都度報告書を作成するとともに、全事務職員対象の報告会を開催することにより、学内研修のみでは得られない知見を共有するよう図っている。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価については、所属長会議において行っている。このほか、事務長は、各所属長から毎日、業務内容を書面で報告を受け、これらを業務改

善の基礎資料としている。

各部署の所属長は、当該部署が関係する委員会の構成員となっている。各種イベントや説明会、特に学期始めのオリエンテーションにおいては、学科長や、各種委員会委員、をはじめゼミナール担当者や、各部署の事務職員が連携して指導を行うなど、学生の学習成果の獲得に向け大学全体で取り組んでいる。

【区 分 Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。 |
|---|

【区分Ⅲ-A-4の現状】

教職員の就業に関しては、「就業規則」(Ⅲ-A-4-1)を整備し、採用時にこれを配付するとともに、常時閲覧できる場を設けることにより周知している。

教職員の採用、任免および勤怠等の管理事務は、庶務課が、就業規則等に基づいて一元的且つ日常的に担っているが、労働関係法令の改正については、その影響が学校法人全体に及ぶことから、法人の労務管理を所掌する法人事務局 総務部総務課と連携を取りつつ対応している。

労務関係手続きにおける労働者の過半数を代表する者（過半数労働者）の選出は、毎年、その要項（任務、任期、資格要件、選出方法等）(Ⅲ-A-4-2)を一定期間、学内に掲示することにより、立候補を受け付けるとともに、投票の機会を確保している。

専任教員の昇任については、原則として年1回、准教授以下の者を対象とし、「専任教育職員任用基準」(Ⅲ-A-4-3)に則り、現職就任以降の教育研究業績等を勘案のうえ、「専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規」(Ⅲ-A-4-4)に定める手順を経て行っている。

また、労働安全衛生法に基づき、定期健康診断のほか、心理的な負担の程度を把握する検査としてストレスチェック(Ⅲ-A-4-5)を毎年実施するとともに、希望に応じ産業医との面談ができるよう取り計らっている。日常の健康・心理相談に関しては、看護師が常駐する保健センターや、カウンセラーが待機する学生相談センターを利用できる旨 周知している。

【テーマ Ⅲ-A 人的資源の課題】

教員の資質向上を図る取組みとして、大学全体（事務局：庶務課）の管理の下、統一様式を整備し、原則として全ての専任教員を対象に、一定期間（一年間）ごとに確認する仕組みを導入したことにより、教員個々に対して、年間の諸活動の「結果」だけでなく、「計画」段階の内容も把握することになるので、その報告に基づき、効果的な支援策を進めなければならない。また、教育活動においては、特に授業・教育方法の改善について、教授会と連動して開催するFD推進部会を中心に「FD活動に関する申し合わせ事項」に基づき、学科におけるFDのあり方に係る議論を進め、恒常的に組織単位で諸課題の改善に取り組む。

なお、研究活動においては、教員個々の研究活動に関する一層の努力が必要である。

事務職員については、「定期的到達度測定」の結果を検証するとともに、個々の職員のキャリアパスの構築、企画力・コミュニケーション力の向上、SD活動等とも関連させるよう図らねばならない。

FDでは、全学の教員が一堂に会して行うFD活動と学部で取り組むFD活動との融合が今後

の課題である。

SD においては、今後ますます進展する IT 環境において、各部署や職員一人ひとりが年間目標を立て、計画的に達成できるような環境を整備していく。

【テーマ Ⅲ-A 人的資源の特記事項】

教育目標を達成し、学生が学習成果を獲得できるように、教職員の資質、教育・研究能力、専門的能力の向上を組織的に図るため、次の取り組みを実施している。

教員については、これまで専ら個々の自主申告のみに委ねていた活動成果について、今後の資質向上策の検討にも繋げるべく、大学全体（事務局：庶務課）の管理の下、統一様式を整備し、原則として全ての専任教員を対象に、一定期間（一年間）ごとに確認する仕組みを導入している。様式は、「教育」、「研究」及び「その他（社会貢献等―管理運営を含む―）」の3区分とし、それぞれについて、年度開始当初の計画と、年度終了時の最終結果（計画の履行状況）とを対比・検証できるようにしている。これにより、各教員は、自身が立案した計画の進捗を自ら確認するとともに、本学（庶務課）にこれを報告（提出）している。本学は、個々の教員について、年間の諸活動の「結果」だけでなく、「計画」段階の内容をも把握することにより、その資質や課題をさらに的確に捉えることができ、その後の人事政策や支援策を効果的に進められる体制を整えている。

事務職員については、適正な業務評価を推進するため、学校法人に勤務する課長職以下の専任事務職員について、資質・能力・成果等を一定期間（半年）ごとに評価する仕組み（事務職員の定期的到達度測定）を導入している。所定の測定基準シート（役職者用と非役職者用に区分）により、一人の事務職員につき、原則として職階の異なる複数名の上司が評価し、結果を集約してその後の人事政策に活用するというものである。評価を受ける事務職員にとっては、自身の強みや改善点をより客観的に認識でき、到達すべき目標が明確化し、一層の勤労意欲の向上はもとより、専門性や高度な技能を進んで修得する動機づけとなるメリットを見込んでいる。一方、評価を下す職員にとっては、役職（管理）者としての重みと責任感をより強く自覚し、組織統率力や公正な評価技量を身につけることが必然となる。

事務局全体としては、こうした評価制度の浸透と、制度を支えるための効果的な SD 企画を一体として講じることにより、人材育成の効率化を図るとともに、既存の事務組織が、一人ひとりの強みを活かしつつ、今後も絶え間なく続く大学改革を着実に牽引し得る強靱な運営組織へと進化することを目指している。

[テーマ Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

- Ⅲ-B-1-1 キャンパスマップ(公式ホームページ)
- Ⅲ-B-1-2 Academic Handbook
- Ⅲ-B-1-3 図書館蔵書冊数
- Ⅲ-B-1-4 図書受入冊数
- Ⅲ-B-1-5 学術雑誌所蔵種数
- Ⅲ-B-1-6 学術雑誌受入種数
- Ⅲ-B-1-7 視聴覚資料受入数
- Ⅲ-B-1-8 視聴覚資料所蔵数
- Ⅲ-B-1-9 大阪学院大学図書館選書要領
- Ⅲ-B-2-1 学校法人大阪学院大学経理規程
- Ⅲ-B-2-2 学校法人大阪学院大学経理規程細則
- Ⅲ-B-2-3 学校法人大阪学院大学固定資産および物品管理規程
- Ⅲ-B-2-4 学校法人大阪学院大学消防計画
- Ⅲ-B-2-5 短期大学部 防災避難訓練 実施報告(公式ホームページ)
- Ⅲ-B-2-6 秋の防災避難訓練 実施報告(公式ホームページ)
- Ⅲ-B-2-7 安全への取り組み(公式ホームページ)
- Ⅲ-B-2-8 AED(自動体外式除細動器)の設置(公式ホームページ)
- Ⅲ-B-2-9 OGUNET 利用要領(公式ホームページ)
- Ⅲ-B-2-10 環境への取り組み(公式ホームページ)
- Ⅲ-B-2-11 環境およびSDGsに関する社会貢献活動

[区 分 Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

【区分Ⅲ-B-1の現状】

併設大学と一体化した本短期大学は大阪府吹田市岸部キャンパスを中心に、摂津市千里丘・茨木市大門寺と岡山県笠岡市差出島に校地を有し、全て併設大学と共用しており、校地の総面積は214,646㎡であり、15棟ある校舎の面積は108,369㎡であることから、短期大学設置基準の規定を充足している。

スポーツ施設については、キャンパスに隣接する総合スポーツフィールドには野球場・半野外体育施設・人工芝を敷設したグラウンドがあり、同じくBグラウンドには、ラグビーやアメリカンフットボールの競技ができる人工芝のグラウンドと、それを囲む400mトラック・クロスカントリーコース（ウッドチップ舗装）を設置しており、さらにサッカーグラウンドとフットサルコートを用意したサッカーグラウンドの3つの運動場を有している。その他、スポーツ関連施設としては、体育館・武道場・テニスコート・トレーニングセンター・ゴルフ練習場・弓道場などがある（Ⅲ-B-1-1）。

施設・設備面における障がい者への配慮として、本学は、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、法を遵守した整備計画を指針として作成し、定期報告を行い、順次バリアフリー化等の整備を進めている。具体的には、階段箇所のスロープ設置・案内板の点字表示、車いす対応トイレ、オストメイト等を整備している。また、実際に身体に障がいのある学生を受け入れる際に、入学前に当該学生とともに学舎内で不便が生じる箇所を確認し、スロープの増設や教室への専用機の設置等を行っている。

教育課程編成・実施の方針に基づく授業を行う教室、設備等については、コンピュータや各種メディアを利用できる環境が整った通常の講義教室のほか、多人数でのグループワークが可能な教室や、発表やディスカッションに適した形状の教室、ゼミナール演習室、CALL教室、パソコン実習室等があり、パソコン実習室では必要に応じて補助員を配置している。また、実際にビジネスの現場での経験ができるよう設計されたビジネス実務演習室があり、授業科目の内容に応じて使用している。さらに、公開発表会やプレゼンテーションなどを行い、学生の能動的な学習を喚起するアクティブ・ラーニング・スペースを整備している。

機器・備品等に関しては、テレビ、DVDデッキ、ビデオデッキ、プロジェクター、書画カメラなどを整備（Ⅲ-B-1-2）し、科目個々の特性に応じた教育ができるよう配慮している。なお、施設・設備及び備品は、「学校法人大阪学院大学経理規程」、「固定資産および物品管理規程」にもとづき、適切に処理している。このほか、LMS(Learning Management System)として、教育支援システム「OGU-Caddie」を導入しており、オンデマンド形式での授業支援にも対応できるようにしている。

本学図書館は、大学・大学院・通信教育部・短期大学部の共有施設であり、面積は8,248.21㎡、収容定員合計5,978名（通信教育部を除く）に対し、閲覧席数は1,113席、収容定員に対する割合は18.6%であり、十分な席数を確保している。

図書館では、学生の自主的な学習の取り組みを支える学術情報管理・提供基盤として十分な蔵書を所蔵しており、座席数も十分に完備されている（Ⅲ-B-1-3・4・5・6・7・8）。また、学術雑誌受入種数及び視聴覚資料受入数、視聴覚資料所蔵数についても十分な数量を備えている。選書については、図書委員をはじめとする教員と図書館員が主に行っており（Ⅲ-B-1-9）、学生からの購入希望も随時受け付けている。視聴覚資料は、年2回購入申込の募集をし、図書委員を中心に教員と図書館員が学生の要望も取り入れて選定している。学術雑誌については、利用頻度の高いものやカリキュラムに沿ったものを中心に種数を見直し、冊子体・オンラインジャーナルを適宜購入している。また、書架の配置やスペースを考慮して、必要以上に重複している資料等は、図書館資料管理内規に基づき、廃棄している。

体育館は、1 階フロアにトレーニングルーム、卓球場、更衣室・トイレ・シャワー、リフレッシュスペース（K. M. 36BANCHI）を整備し、2 階フロアは、アリーナと舞台を設置し、音響・照明施設・スクリーンなどの設備のほか、熱中症などを予防するため冷暖房機能も備えており、授業や課外活動を行うに適切な環境を整備している。

多様なメディアを高度に利用して教室以外の場所で授業を行う場合、本学では主に双方向教育支援システム「OGU-Caddie」と Zoom を活用している。OGU-Caddie はインターネットを通していつでもどこでも講義に参加できる COD（クラス オン デマンド）をコンセプトに構築したシステムで、自宅等学外や学内設置のパソコンやスマートフォンから、各科目のページにアクセスすることができ、講義資料の入手や、課題レポートの提出が可能であり、OGU-Caddie 上で教員と学生または学生間でのディスカッションを行うことができるなど、時間や場所を超えた学習環境を実現している。なお、Zoom アカウントについては、複数アカウントを大学が一括して取得し、必要とする授業科目担当教員に割り当てている。上記の通り、教室以外の自宅等からも授業に出席することが可能であるが、授業時以外は開放されたパソコン教室や、図書館（パソコン・イヤホン等の貸し出し）内でも利用することが可能である。また、教員に対しては、IT センターが教材作成や利用方法に関する支援を行っており、研究室からの配信用にカメラ・マイク等の機器の貸し出しや、録音装置を完備したスタジオを整備している。

【区 分 Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。(2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。 |
|---|

【区分Ⅲ-B-2 の現状】

固定資産管理及び消耗品及び貯蔵品管理については、「学校法人 大阪学院大学経理規程」（Ⅲ-B-2-1）及び「学校法人 大阪学院大学経理規定施行細則」（Ⅲ-B-2-2）及び「学校法人 大阪学院大学固定資産および物品管理規程」（Ⅲ-B-2-3）に基づき、会計課が担っている。

さらに、施設・設備面の衛生・安全確保については、委託業者が日常的に建築・設備の点検・保守、清掃、警備等を実施し、担当部署（会計課・庶務課）に定期的に報告（日次報告・定例会議開催）しており、緊急時には随時状況を報告し、両者が協力することにより安全を確認できる体制を整備している。

物品については、「学校法人 大阪学院大学経理規程」及び「学校法人 大阪学院大学経理規定施行細則」に基づき、会計課が維持管理している。

火災・地震等の災害対策については、消防法第 8 条に基づき作成した「学校法人 大阪学院大学消防計画」（Ⅲ-B-2-4）により、自衛消防隊組織を編成し対応している。

施設・設備については、保守改修事業を含め、施設・設備の整備、充実を随時進めると同時に、緊急性が予見される事象に対し迅速な対応を行っている。保守・点検については、消防法による消防用設備点検、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）による受水槽・高架水槽定期清掃・水質検査、汚水槽・雑排水槽・グリストラップ等清掃、ねずみ・昆虫防除、0-157 全館消毒、空気環境測定、建築基準法によるエレベーター・エスカレーター法定点検・定期点検、同法による外壁の全面打診調査、電気事業法による電気工作

物精密点検、その他法定作業等、遅滞なく定期的の実施し、速やかに所管官庁へ報告している。

火災・地震に対する訓練については、「総合基礎ゼミナールⅠ」において、学生と教職員が参加し、避難訓練を実施している。災害時の対応の説明などに加え、避難場所への移動、その後に、消火器を用いた消火訓練を行っている。その結果、ほぼすべての学生に対して避難場所の周知がされている。

他にも、本学の自衛消防組織が中心となり、学生と教職員及び委託業者を含め全学的に毎年春・秋の火災予防週間にあわせて、春は消火器操法訓練・避難訓練(Ⅲ-B-2-5)、秋は消防避難訓練・地震避難訓練(Ⅲ-B-2-6)を実施するとともに、職員が各部署の消火器設置場所を常に把握している。

また、南海・東南海地震等の大規模災害が発生した場合に備え、株式会社NTT コミュニケーションズのシステムを利用して、本学で震度5弱以上の地震が予測された場合、地震が到達する数秒前にキャンパス内の全館一斉に流れる緊急地震速報システムを整備している。加えて消防訓練と同様に、地震に対する訓練を実施し非常時に備えている。そして、災害時にこれらが十全に機能するよう、学生や教職員への周知に努めている(Ⅲ-B-2-7)。さらに、AED(自動体外式除細動器)の設置(Ⅲ-B-2-8)や、本学学生・教職員及び近隣住民に対する一時滞在施設としての役割を担うことを目的として、水、ビスケット、クラッカー、缶詰パン、アルミ簡易寝袋、災害用トイレ等の災害備蓄品の拡充を行っている。また、構内に中央監視室を設置し、管理会社によるキャンパス内の常時監視や緊急時における初動対応がとれる体制を整えている。キャンパス内の主要な学舎は2011年度から耐震診断を開始し、耐震強度不足の学舎について耐震化工事を行っており、今後も未耐震化学舎である本館及び12号館の耐震化を推進する予定である。

キャンパスの防犯対策については、休日も含め24時間構内に警備員を常駐配置し、夜間は巡回警備している。大学構内の各入場ゲートには防犯カメラを設置し、学舎の一部にカードゲートによる入室管理システムを導入するとともに各エレベーターにはカメラを設置し、安全の確保に努めている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の事務情報システム運用基本方針、運用基本規程及び運用・管理規程」に基づいて、事務情報システム総括責任者(事務長)を置き整備している。その他教育研究系のコンピュータ及び学内ネットワークについては、「OGUNET 利用案内」(Ⅲ-B-2-9)に従い利用することを周知し、学生には誓約書の提出を必須とするなどセキュリティ管理に努めている。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全については、地球温暖化防止国民運動「チャレンジ25キャンペーン」(現：気候変動キャンペーン「Fun to Share」)に賛同するとともに改正省エネ法の施行を受け、可能な限りCO2削減に向けた活動に取り組んでいる。主な取り組みとして、空調の集中コントロールや効率的な冷温水発生機の導入、教室や運動施設等の照明LED化、クールビズ・ウォームビズの実施などが挙げられる。またSDGs活動の一環として、使い捨てコンタクトレンズ(空ケース)の回収ボックスをキャンパス内に設置し、プラスチックゴミの削減と資源再生の意識啓発に取り組んでいる(Ⅲ-B-2-10)。

【テーマ Ⅲ-B 物的資源の課題】

耐震診断結果を踏まえ、耐震改修・補強工事(本館・12号館)を予算化の上、着実に遂行しなければならない。特に12号館については、耐震強度不足による改修工事の必要性があると判断されたため、早急に耐震設計及び耐震工事を進めるよう調整を行う必要がある。

また、施設・設備面における障がい者への配慮として、本学は、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、法を遵守した整備計画を指針として作成し、定期報告を行い、順次バリアフリー化等の整備を進めているが、竣工より約 40 年経過した施設・設備も多数存在しているため、施設改修も含めより一層のバリアフリー化をさらに推進する必要がある。

【テーマ Ⅲ-B 物的資源の特記事項】

本学の特色の一つである「きれいなキャンパス」を維持するため、「学修環境・教育研究等環境整備方針」の下、今後も関係部署の協調により、計画的に改修・改善を実施するとともに、学ぶ環境と生活する環境とがうまく融け合ったアーバン・アクティビティの環境づくりを展開する。特に、キャンパス全体のバリアフリー化を引き続き図る。

施設・設備の保守・点検、警備、清掃については、専門業者に委託し実施する体制が整備され、中央監視室による衛生・安全の確保が確立しており、防災対策としての「消防計画」や「緊急地震速報システム」についてもその体制はほぼ整っている。これらが適切に機動するためには、事前に学生や教員への周知が不可欠であるため、今後も、全学的な防災・避難訓練等を実施するとともに、オリエンテーションやゼミナール等においても一層の連絡・指導を徹底していく。

〔テーマ Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

Ⅲ-C-1-1 学修環境・教育研究等環境整備方針

Ⅲ-C-1-2 各種ポータルサイト(公式ホームページ)

Ⅲ-C-1-3 学内ネットワーク「OGUNET」(公式ホームページ)

〔区分 Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

【区分Ⅲ-C-1 の現状】

教育課程編成・実施の方針に基づき、学習成果を獲得させるために、学生の学修、教員への教育研究の環境整備に関わる方針として「学修環境・教育研究等環境整備方針」を定め、公式ホームページに掲載し広く周知を図っている(Ⅲ-C-1-1)。そして、この方針に沿って施設・設備等に係る計画を順次進め、これを実施することにより、学生一人ひとりが学修に専念することができ、高度な学術研究を推進するための施設設備をはじめとする学修環境および教育研究環境の整備に努めている。

情報技術の向上に関しては、「学修環境・教育研究等環境整備方針」に基づく教員対象の技術サービスや専門的な支援のため、デジタルサポートの専門スタッフが常駐するヘルプデスク「DSS (Digital Support Service)」を設けている。この DSS では、教員からの質問対応や学内システムの対応など教員へのフォローを行い、教員が教育研究に専念できるような体制を整えている。また、DSS には、教員が自由に使用できるコンピュータ、プリンタ、スキャナ、製本機等を配備している。

また、学生を対象としたコンピュータ・リテラシー学習に特化した施設としては、MELOP (Media Laboratory Of Phoenix) がある。MELOP ではインストラクターが常駐して随時情報系講習会や個別指導の対応をしており、特にモチベーションの高い学生の創造性とスキルアップを支援している。

学内ネットワーク及びパソコン教室等の技術的資源や設備については、毎年度 5 か年分の中期計画を立てては見直しを図り、当該年度の更新作業などを実施している。このことで、経年劣化のまえに刷新して常に研究教育に最適な状態を保持している。

さらに、技術的資源の公正な分配ができるよう、できるだけ多くの学生がシステムやサービスを利用できるよう常に工夫し提供している。例えば、携帯電話やスマートフォンを活用した学生向け情報発信システム「OGUS」(Ⅲ-C-1-2) では、学生自身のスケジュールを登録し履修科目の時間割と連動して休講情報を確認でき、関係部署からの連絡・通達などの受信を

行えるほか、部活動やサークル活動などによる施設利用予約なども可能となっている。また、出席管理システムや履修登録等を行うことができる教務システムポータル「OGU-Web Service」を活用し、効率化を図っている。講義当日に、各教員宛に担当科目のワンタイムパスワードが通知され、教員が講義中にそれを学生へ伝達し、学生は、講義時間中のみ有効なこのワンタイムパスワードを利用してスマートフォンで出席システムに入力すると、教務システムへ反映されるように整備されている。この出席システムの導入により、講義時間中における出席票配付や、講義後の教員の入力作業負担を大幅に削減することができ、教員は講義に集中しやすく、また副教材作成等にも注力することができることから、より効果の高い講義の提供が可能となった。なお、利便性を高めるため、履修登録は学内だけではなく、自宅など外部からでもインターネットを通じて可能となっているが、セキュアなネットワーク環境を実現する VPN 接続を使用し、情報漏洩防止を実現している。

本学は学生の学習支援のために必要な学内の教育研究系ネットワーク「OGUNET (Osaka Gakuin University NETwork)」(Ⅲ-C-1-3)を整備している。OGUNET 上にはファイルサーバーを設置しており、学生・教員ともに個人専用ネットワークドライブが利用でき、ネットワークに接続しているどの端末でも学習や研究に必要な保存データにアクセスできるようにしている。ただし、学外からのアクセスは不可とし、セキュリティを確保している。一方、事務職員が利用するコンピュータは原則 OGUINET には接続されていない。ホストコンピュータをオープン化して以降、OGUNET とは別の事務システムのネットワークを整備しており、ここに接続する事務職員個々のデスク上のパソコンは、セキュリティ面を強化している。具体的な例をあげると、事務システム上のパソコンで作成したファイルは、即時に暗号化される。事務システムのネットワーク上にもファイルサーバーを設置しており、保存はサーバ上にする事となる。このことに伴い、デスクトップや個々の端末はログオフした時点でデータ保存されないように設定しており、事務局が使用する重要データの情報漏洩防止に努めている。なお、これら教職員及び学生の利用するコンピュータ、サーバ、LAN の維持・整備は IT センターが担い、維持・整備に努めている。

コロナ禍においては、対面授業が制限されインターネット上での遠隔授業を行うため、より簡易なネットワーク接続が必要となった。そのため当初はポケット Wi-Fi を用意し、必要な学生への貸与を行った。その後これを見直し、学生の自己学習を強化するため、OGUNET とは別に、学生が自学自習を行うことが想定される空間、例えば学生ラウンジ、食堂、図書館などを中心に、OGU-WiFi として、無線のインターネット接続サービスを設けている。ただし、学内の基幹情報に触れるサービスについては、学内の OGUINET に接続されているパソコンからのアクセスが必要となる。例えば、学生が学外等から履修登録をする場合は VPN 接続が必要となる。このように利便性を図る中でもセキュアな環境を保てるようにしている。

本学では、効果的に教育を行うための教育支援システム (LMS)「OGU-Caddie」を活用できるようにしている。この OGU-Caddie を利用することにより統一した教学ツールを活用した講義、学習管理が行えるようになっている。また、OGU-Caddie では、資料や教材、小テスト、アンケート、レポートやディスカッション、クリッカーなどの機能を使って授業を展開、受講することができ、学習履歴は授業単位で管理され、教室や自宅のパソコンから参照可能となっている。教員は「学びチャート」機能により、蓄積された学習履歴データから、学生個人や授業クラス単位での学習行動量、行動傾向、学習履歴などに加え、積極性、計画性、継続性等の学習行動の特徴も把握することが可能となっている。これらの機能により、教員は、授業内容やシラバスの改善に繋がるとともに、個々の学生の特徴を活かした指導を行うことが可能となっている。一方、学生も自身の学習履歴を把握し、自主的な学習計画の策定に活かすことができる。また、教員が新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことが

できるように努めている。例えば、コロナ禍により 2020 年度に対面授業が制限され遠隔授業を中心とした授業形態となり、多くの教員がこの OGU-Caddie で授業を展開した。その経験を活かし、後に対面授業に戻ってからも、OGU-Caddie を有効活用し、効果的な授業を行っている。この他、クラウドコンピューティングを使用した Web 会議サービスである Zoom を活用したオンライン授業や、ハイフレックス型の授業を行っている科目もある。

マルチメディア教室としては、併設大学と共用している CALL 教室が 1 室、パソコン実習室が 7 教室、パソコン演習室を 2 教室整備しており、授業内容や学生の学習方法に鑑みて、PC 教室や CALL 教室を使用する科目の割り振りを行っている。また、学生自身の持込パソコンによる学習を可能にしつつ、認証しなければ接続できないようセキュリティに配慮している。

パソコン実習室を使用する授業としては、「情報基礎演習」、「情報活用演習」、「情報とコンピュータ」、「統計実務」等がある。「コンピュータ会計演習」では、実際に企業で用いられている会計ソフトである「弥生会計」を用いている。CALL 教室は従来型の専用ハードウェアからコンピュータによるソフトウェア制御による設備にして多用途で利用できるようにしており、使用する授業としては、「英語で学ぶコミュニケーション」等の英語関連科目があげられる。

なお、講義科目を行うほとんどの教室にはプロジェクターを設置し、学生の理解度と講義効率の向上を図っており、コンピュータ教室以外の教室においても情報コンセントを設置し、コンピュータを使つての教材提示、インターネットへの接続が可能となっている。

なお、パソコン実習室、CALL 教室、コンピュータ自習室等の学生用コンピュータ、サーバ、LAN の維持・整備は IT センターが担い、維持・整備に努めている。

【テーマ Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題】

学生の積極的な講義参加と理解度の向上を促し、充実した教育体制の実現を図るには、教育研究系ネットワーク「OGUNET (Osaka Gakuin University NETwork)」の機能の増強および双方向型学習支援システムである「OGU-Caddie」の整備、更新が必要である。

【テーマ Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項】

本学は技術的資源をはじめとするその他の教育資源の普及及び活用を効果的にするため、対面でのサポートを重視している。前述のとおり、教員対象の技術サービスや支援のため、専門スタッフが常駐するヘルプデスク DSS (Digital Support Service) を設けている。また、学生を対象とした窓口である OGUNET ヘルプデスクも設けている。この OGUNET ヘルプデスクでは、学生のパソコン利用全般に関する疑問や質問、各種申請を受け付けている。加えて、学生のコンピュータ・リテラシー学習の支援に特化した MELOP では、インストラクターが常駐して随時情報系講習会や個別指導を行っている。

[テーマ Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- Ⅲ-D-1-1 事業活動収支計算書関係比率（法人全体）
- Ⅲ-D-1-2 事業活動収支計算書関係比率（短期大学部単独）
- Ⅲ-D-1-3 貸借対照表関係比率
- Ⅲ-D-1-4 資産運用規程
- Ⅲ-D-1-5 2024 年度 学年別学生数一覧表（5 月 1 日現在）
- Ⅲ-D-1-6 経理規程
- Ⅲ-D-2-1 公式ホームページ
- Ⅲ-D-2-2 2024 年度 施設・設備関係支払計画
- Ⅲ-D-2-3 2024 年度 公的研究費交付者一覧
- Ⅲ-D-2-4 2024（令和 6）年度 計算書類

[区 分 Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

【区分Ⅲ-D-1 の現状】

過去 3 年間の法人全体の資金収支（活動区分資金収支計算書：支払資金の増減額）及び事業活動収支（事業活動収支計算書：基本金組入前当年度収支差額）は下表の通りである。（Ⅲ-D-1-1）

【支払資金の増減額及び基本金組入前当年度収支差額の推移】

表ⅢD-1

(単位：千円)

	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
資 金 収 支	478,199	438,915	443,160
事 業 活 動 収 支	△58,848	△122,550	△368,657

本法人の資金収支は、法人全体の 7 割以上を占める大学において、入学定員、収容定員ともに充足しており、収入超過を計上している。事業活動収支においては、2021・2022 年度は収入超過を維持していたが、2023・2024・2025 年度においては支出超過となった。2025 年度は、学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、賞与引当金繰入額を計上した。また、特別収支において賞与引当金特別繰入額(171,232 千円)を計上したことにより、昨年度と比較して 3 倍近く支出超過となった。その他の要因としては、エレベーター、エスカレーター、トイレ等の改修に伴う減価償却額の増加と、施設設備の保守清掃、警備等に係る委託経費や物価高騰による光熱水費等の増加によるものである。

一方、短期大学の事業活動収支差額比率は、2021 年度△60.5%、2022 年度△38.0%、2023 年度△127.5%、2024 年度△141.7%、2025 年度△115.2%となっており、非常に厳しい状況にある。(Ⅲ-D-1-2) これは、入学定員及び収容定員の大幅な未充足が原因であるので、早期に改善に向けて取り組む。

本法人の貸借対照表の状況については、これまで流動資産構成比率は低く、固定資産構成比率が高い状況であったが、ワンキャンパス化を進めるために千里山施設(2016 年度)や、遊休資産となっていた川西校地(2021 年度)、吹田市岸部中校地(2024 年度)および高校 B グ라운드隣接北側空地(2025 年度)を売却したことで、固定資産構成比率および流動資産構成比率が大幅に改善した。(Ⅲ-D-1-3) また、2024 年度はこれまで外部に委託していた学生寮を取得し、自己所有とすることで資産の有効活用と学生支援の体制の強化に取り組んでいる。さらに、学生・生徒の受入強化と教育環境整備を目的とした新校舎建設資金に充当するため、特定資産の取り崩しを行った。

固定負債構成比率は長期借入金などがいないため 2.9%となっており、全国平均より低い値が続いている。

流動負債構成比率は 4.9%と全国平均よりも低く、また、純資産構成比率は 92.2%と全国平均よりも高い。前受金保有率についても、434.3%となっており、財務上の問題はない。

固定比率は 94.3%、固定長期適合率は 91.5%であり、資産評価の関係で若干高い値となっているが、ほぼ全国平均値と同様の状態が続いている。

支払能力を示す流動比率は、200%以上であれば良いとされており、本法人においては 264.0%である。総負債比率、負債比率は、借入金がないことから、平均より低い水準である。また、基本金比率は 100%となっており、借入金および未払金による固定資産の取得がないことを表している。一方、減価償却比率が全国平均より約 13 ポイント近く高い要因は、資産の取得年次が古く、耐用年数が短期間の建物付属設備等の改修工事が多いことにあると考えられる。

現状を見る限り、本法人の財政状態は借入金がなく、純資産構成比率は 92.2%、総負債比率は 7.8%、負債比率 8.5%とストックの面で安定しており、固定資産構成比率 86.9%、固定比率 94.3%と健全に推移している。

短期大学の財政状況は非常に厳しく、経常収支差額において支出超過の状態が続いている。本法人においては、2021 年度から 2024 年度まで、経常収支差額がプラスであったため短

期大学部の存続基盤が確保されていた。しかし、昨今の急速な物価高騰により 2025 年度の法人全体の経常収支差額が支出超過に転じたため、法人全体でのコスト削減の取り組みを推進するとともに、短期大学部も早期の定員充足による安定化を図る必要がある。

退職給与引当金については、引当率は従前から 100%を計上している。退職給与引当特定資産保有率は 30%台が続いている状況であり、全国平均と比較すると約半分と低い比率であるが、公益財団法人私立大学退職金財団に加盟することで補填策はとっている。

資産運用については、「資産運用規程」を整備したうえで、安全性を第一とし、運用している。（Ⅲ-D-1-4）

教育研究経費比率は経常収入の 20%を大幅に超えており、学生数の減少に起因するものであるため、学生確保の対策が急務となっている。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）については、予算管理のもと計画的に行っている。

本法人の監査体制は、会計監査人および監事による監査に加え、2025 年度改正の私立学校法に基づき内部監査室を設置し、内部監査も行っている。会計監査人による監査は定期的実施しており、意見が付された場合には適切に対応している。また、会計処理方法において検討すべき課題が発生した場合には、その都度、会計監査人や顧問税理士に相談・確認することで、適切に処理を行っている。監事は、理事会、評議員会およびその他重要会議に出席し、各議案の審議状況について監査している。また、予算や中長期計画の策定に対する意見陳述、計算書類および財産目録等の監査、決裁書類・議事録等についての監査や理事からの聴取等を通じて、ガバナンスが有効に機能していることを確認するほか、会計監査人とも連携して意見交換を行うなど、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況等について、必要に応じて監事から意見を受けている。内部監査室は本法人業務の適法かつ適正な遂行を図ることを目的とし、本法人におけるすべての業務についてあらかじめ定められた監査実施計画に基づき業務監査および財務監査を行っている。内部監査の結果、必要があるときは業務執行の是正改善の指示をすることができる。また、コンプライアンスに関する相談およびコンプライアンス違反に対する通報窓口としての役割も担っている。

寄付金の募集について、学生生徒等納付金収入以外での財源の確保に向け、特定公益増進法人制度および税額控除対象法人の制度を活用した個人寄付と受配者指定寄付金制度を利用した法人寄付の受入を行っている。個人寄付については、入学前の募集・受入は一切行っておらず、在学生の保護者・卒業生および教職員等を対象として募金活動を行っている。なお、学校債の発行は行っていない。

短期大学部を取り巻く環境は厳しく、18 歳人口の減少、四年制大学志向といった社会状況の変化が続いている。本学においても、定員未充足の状態が続いていたため、2008 年度以降、三度に亘る入学定員の減員やカリキュラムの改定を行う等、様々な改革により、2019 年度・2020 年度には充足率は 100%を超えた。その後、コロナ禍等の外部要因により 50%台まで急落したものの、2025 年度の収容定員充足率は 62%、入学定員充足率は 74%と回復させている。しかし短期大学部における支出超過は続いていることから、学生確保とともに経費削減等、財務体質の改善に努めていく。（Ⅲ-D-1-5）

本法人の事業計画および予算管理に関しては毎年 10 月下旬に開催される常務理事会で、本法人が設置する各部門（大学、短期大学部、高等学校、専門学校）別に法人事務局より予算総額が示され、その部門別予算総額を各部門の中でさらに予算単位毎に配分し、12 月中旬までに各部門内でヒアリング、一部修正等を加え、中・長期計画に基づいた事業計画案および予算原案が策定され、法人事務局財務部長に提出される。これをもって財務部内で調整・検討し、各部門責任者（事務長）および監事と再考のうえ、財務担当理事および理事長に上申さ

れる。この原案は、3月に開催される評議員会ならびに理事会の審議を経て正式に決定され、各部門責任者に当該年度の示達がある。

各年度の予算の執行については、本法人の「経理規程」に基づき、明確かつ適切になされている。（Ⅲ-D-1-6）

具体的には、10万円以上の物品購入については、予算申請で認められた場合であっても、稟議・決裁を得る必要があり、この決裁に基づき会計課管財担当者が発注を行う。支払方法については、各部署において、購入を依頼する等の要請書を作成（稟議及び決裁書写しを添付）し、会計課に提出する。これを受けた会計課では、資金要請書を作成し、法人事務局に提出し、資金の準備が整う。責任者の承諾を得た後、随時または毎月10日に業者等に支払うと同時に予算執行状況を把握する。

なお、予算外支出は原則として認めていないが、運営上やむを得ない事由のため、予算外支出を必要とする場合には、経理責任者が理由書を付して、各会計単位の長を経て、法人事務局財務部へ申請する。財務部長がこれを取りまとめ、財務担当理事および理事長に上申し、評議員会・理事会において補正予算の承認を得ることとなっている。

日常的な出納業務に関しては、各部門の経理責任者のもと円滑に実施しており、資金収支日計表に証憑書類を添付し、定期的に法人事務局財務部長を経て、財務担当理事および理事長に報告している。

資産及び資金の管理については「経理規程」に基づき適正に行っている。会計処理方法において検討すべき課題が発生した場合においては、その都度、顧問税理士や会計監査人に相談・確認することで、適切に処理を行っている。

月次試算表については、毎月初めに各部門より法人事務局財務部へ提出されることにより、全体の予算執行状況を把握する仕組みを採っている。提出された月次試算表については、法人事務局財務部長を経て、財務担当理事および理事長に報告している。

【区 分 Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 短期大学の将来像が明確になっている。(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。<ul style="list-style-type: none">① 学生募集対策と学納金計画が明確である。② 人事計画が適切である。③ 施設設備の将来計画が明瞭である。④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。 |
|--|

【区分Ⅲ-D-2の現状】

社会のニーズにあった即戦力となる人材の育成を行うため、1年次からのインターンシップ参加および各種資格取得の支援、資格試験時期に合わせて集中的に学べる4学期制の導入、所定科目の単位修得による資格取得、在学中のエクステンションセンターでの無料受講制度等を実践的な学びの充実に取り組んでいる。（Ⅲ-D-2-1）

本学の強みとしては、少人数ならではのきめ細やかなサポートを教職員一体となって行う複数担任制をとっており、就職率は100%となっている。併設する大学への編入学という選択

肢、ワンキャンパスによる大学の充実した施設の利用と課外活動、大学同様のグローバル教育を受けることができること等が他の短期大学と違う利点である。また、大阪都心に隣接し、京都・神戸・奈良などの都市圏からのアクセスに恵まれていることも大きな強みと言える。

一方、弱みとしては、大学への進学率が58.6%と年々上昇する一方、短期大学への進学率は年々数千人単位で減少し、3%を切る社会情勢において、大変厳しい状況に置かれている。

学生募集等においては、客観的な環境分析を行うことを目的とし、民間の調査会社とともに日々環境分析に努めている。その中での強みや弱みの分析状況は、入試広報課をはじめ全部署で共有している。

学納金計画については、当初は2020年度から20千円ずつ、3ヶ年で計60千円の段階的な学費改定を計画していた。しかし新型コロナウイルス感染症の拡大や急激な社会情勢の変化を受け、2度目は2023年度に実施し、3度目は経済状況の変化を反映させ、2024年度に改定額を40千円に増額する形で行った。

人事計画については、小規模校であるがゆえに一定の人件費は避けられないが、今後も定年退職等の減員を見据え、本学の特色強化を支える若手の専任教員を採用するなど、戦略的に人材確保を行っている。

施設設備計画については、毎年度5ヶ年の施設・設備関係支払計画を策定・更新し、施設の改修や、機器の更新等を計画的に実施できるよう予算配分を行っている。(Ⅲ-D-2-2) また、耐震対策については、学生・教職員の安全確保の為、100%の耐震化率を早期に達成することを目標に優先して取り組んでいる。(Ⅲ-D-2-1)

外部資金の獲得については、短期大学として2025年度の採択はなかったものの、科学研究費補助金や若手研究者奨励金等の競争的研究費への申請を継続的に推奨している。さらに、収入の多様化を図るため、施設貸与や岸部キャンパス周辺に位置する遊休資産を活用した収益事業を行っている。

定員管理については、入学者の実態と世情を見据え、2008年に国際文化学科の募集停止を行い、経営実務科においても2008年度以降3度に亘って、入学定員の見直しを行うなど、規模の適正化に努めてきた。人件費および施設設備費に関しては、定員未充足のため収入に見合った支出額となっておらず厳しい状況であるが、経費支出については併設する大学の施設・設備の共用により、節減に努めている。

学内に対する経営情報の公開に関しては、5ヶ年分の事業報告(計算書類等)を公式ホームページにて公開するとともに、各部門の計算書類においても、事務所に備え付け、求めがあった場合には閲覧に供している。

危機管理については、学内全体においてコスト意識を持った支出を徹底している。人件費および経費の削減に向けて学内一致して取り組みを進めており、危機意識の共有はできている。

【テーマ Ⅲ-D 教育資源と財的資源の課題】

短期大学部は、全国的な短大志向の低下という構造的課題に直面している。これに対応し、これまでも収容定員の適正化、キャンパスの大学との共用による経費削減、教職員の採用の戦略、外部資金獲得活動、施設貸与による収益化、資格講座の無償化、在学2年間でプロアスリートをめざす学生や外国人留学生の入学募集など、様々な視点から取り組みを進めてきたが、2025年度においても収支改善には至っていない。しかし、今後も、このような取り組みに加え、学生募集の工夫による収入の確保にも一層注力し、教育の質と経営の安定の両立をめざしていく。

【テーマ Ⅲ-D 教育資源と財的資源の特記事項】

なし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画】

『2024 年度の改善計画の進捗状況』は次のとおりである。

全学的な教学マネジメントシステムとして本年度も継続して「専任教育職員 年間教育研究等計画書・報告書」および「到達度測定」を実施し、個々の教育・研究活動及び業務における成果や振り返り等の評価を行うことで、組織的かつ体系的な教育力と指導力の向上に努めた。

FD・SD 活動の推進について、階層別・目的別研修を実施するとともに、各種団体が企画する研修会・講習等への積極的な参加を呼びかけ、教育力および資質の向上を図った。

また、合計 3 回の FD・SD 講演会を開催したほか、FD・SD ワークショップや新任教員を対象とした「懇話会」並びに「研修会」を行うなど、教職員の資質向上に努めた。

施設設備等の整備については、中長期計画に基づき、施設における経年劣化箇所の修繕・更新（2 号館 4 階ビルマルチエアコン更新工事、20 号館ビルマルチエアコン更新、11・15 号館プロジェクター更新工事、13 号館全館 LED 照明更新工事）を行い、教育研究環境の維持に努めた。

さらに施設利用者の快適性・利便性を確保し、個性的で魅力あるキャンパスづくりを行うため、11 号館男子および女子トイレの全面リニューアルを行い衛生環境の向上に努めると同時に、パウダールームの整備も行った。

また、耐震改修工事が必要と判断された 12 号館 N 棟地階（MELOP）および N 棟 1 階および 3 階において、耐震改修工事を行った。

教育資源については、全学的な情報化推進計画のもと、教育研究系ネットワーク OGUNET（Osaka Gakuin University NETwork）の機能を増強するとともに、学内全教室に Wi-Fi 環境を整備した。このことにより、タブレットやスマートフォンを活用した授業参加の利便性が強化され、学生の能動的な学びの充実を図ることができた。

また、コンピュータ機器・インフラ設備の整備については、学内のコンピュータ機器を順次最新機器へリニューアルし、最新 OS へ対応することで、講義の充実を図るとともに、ルータ、スイッチなどインフラ設備の更新を併せて行い、学内におけるスムーズな情報通信環境整備とセキュリティ強化を図った。

図書館については、図書委員会を中心とした教員および図書館員が図書館資料の選書・選定をし、短期大学における教育および研究活動に必要な図書・学術雑誌・各種オンラインデータベースを含む電子媒体の資料を収集し、所蔵資料の充実を図った。また、「図書館利用案内」、「レポート指導」、「業界・企業研究」、「蔵書検索」、「データベースを利用した情報収集の仕方」など、ゼミナール単位で利用ガイダンスを実施し、学生の自学自習を支援した。さらに、特別展示として常設している「短大の先生おすすめ図書」の配置場所を、企画展示コーナー近くの分かりやすい場所に移動し、案内だけでなく視覚的にも短期大学生が手に取りやすい状況を整えた。

財的資源としては、入学者数が前年度を 20 ポイント上回ったことで教育活動収入が増加した。物価高騰の影響で教育研究経費が上昇傾向にあるものの、管理経費の削減により、コストの最適化を図っている。

『改善計画』は、次のとおりである。

FD・SDにより、全学的な教育力と指導力の向上を目指し、定期的到達度測定を継続して実施するとともに、教育活動において重要な内部質保証システム、学修成果の可視化促進、厳格な成績評価への取り組み、授業改善をめざしたFD・SD講演等について適宜開催するほか、新任教員を対象とした研修会を通して、教職員の教育力向上や意識改革を促進する。

教育研究系ネットワークの整備について、全学的な情報化推進計画に基づき、教育研究系ネットワーク「OGUNET (Osaka Gakuin University NETwork)」の機能を増強するとともに、双方向型学習支援システム「OGU-Caddie」を整備、更新し、学生の積極的な講義参加と理解度の向上を促し、充実した教育体制の実現を図る。

コンピュータ機器・インフラ設備の整備について、学内のコンピュータ機器を順次最新機器へリニューアルし、講義の充実を図るとともに、インフラ設備の更新を併せて行い、学内におけるスムーズな情報通信環境整備とセキュリティ強化を図る。

施設設備等の整備については、教育研究環境の充実に努め、施設の保守点検を行い、経年劣化の進行する諸施設については計画的に更新を行う。具体的には、ユニバーサルデザインの視点からキャンパス整備を推進し、施設利用者の快適性・利便性の向上を視野に入れた改修計画を行い、同時に施設設備の特性に合った省エネルギー効果の高い設備の導入を進める。また、耐震改修工事が必要な諸施設については、担当部局間にて調整を行い、着実に耐震改修を遂行する。

図書館については、今後も、教員と図書館員だけでなく学生の意見も取り入れ、学生のニーズに応える資料収集を行い、充実した学習環境の整備に努める。

財的資源としては、入学者数の改善を維持しつつ、中途退学を防止するための相談体制を一層強化し、学生の満足度向上を図る。学生一人ひとりが安心して学びを継続できる環境を整えることが、安定的な在学者数の確保と健全な運営の基盤になると考えている。

また、収入の多角化の一環として、吹田市と連携し、ふるさと納税を利用した大学応援寄付制度を導入し、外部資金の獲得に努める。

併せて今後も継続的に物価が高騰していくことを念頭におき、より徹底した経費節減を行い、収支改善に努めていく。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

〔テーマⅣ-A 理事長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

Ⅳ-A-1-1 公式ホームページ 学校法人大阪学院大学寄附行為

〔区分Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

- | |
|--|
| <p>(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。</p> <ul style="list-style-type: none">① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。 <p>(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。</p> <ul style="list-style-type: none">① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。 <p>(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。</p> <ul style="list-style-type: none">① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。 |
|--|

【区分Ⅳ-A-1 の現状】

本法人の長は理事長であり、理事長は、創立者である白井種雄 初代理事長の遺志を継承し、寄附行為第 3 条に規定する目的を達成するため、本法人を代表し、その業務を総理している（寄附行為第 15 条第 6 項）（Ⅳ-A-1-1）。また、理事長は、本法人が設置する諸学校（大学、短期大学部および専門学校）の学長・校長を兼ねるとともに、理事の一人である高等学校長に適宜助言を行っており、法人経営と教学運営の双方に強いリーダーシップを発揮している。

理事長は、寄附行為第 18 条第 1 項に基づき、本法人の意思決定機関（本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。）たる理事会を招集し、その議長を務め（第 19 条第 1 項）、適切な議事運営に当たるとともに、法人の重要業務に係る審議決定を主導している（Ⅳ-A-1-1）。このほか、理事長は、毎会計年度終了後（例年 6 月）、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算および事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書）を評議員会に報告し、意見を求めている。

理事会は、短期大学部に関し、これまで校名変更、入学定員変更、教育課程改正に伴う学則変更等を審議決定しており、運営に係る法的な責任主体である旨を十分認識している。短期大学部の発展に資するよう、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団をはじめ、国内

外の高等教育研究関係機関・団体から、有益な情報を収集するとともに、本法人の諸活動に係る情報発信に努めている。

理事会を構成する理事は、私立学校法および寄附行為に則り選任しており、「建学の精神」への賛意と理解の下、本法人の健全な運営のためにその職責を果たしている。また、学校教育法に規定される欠格事由については、寄附行為（第9条）に準用している（IV-A-1-1）。

【テーマ IV-A 理事長のリーダーシップの課題】

理事長は、法令および寄附行為に基づき、職務を適切に遂行するとともに、本法人の運営全般にわたりリーダーシップを発揮している。また、理事会では、法人の安定的な経営に資する意思決定を迅速に行っており、現在のところ、管理運営体制という点に関し、特段の課題は見受けられない。

【テーマ IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項】

理事長は、開学の原点である「建学の精神」を時代に即して具現化し続ける責務を強く自覚している。法人の意思決定や理事会の運営に際しても、絶えず念頭にあり、リーダーシップの拠り所となっている。

[テーマ IV- B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- IV-B-1-1 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 学長選任に関する規程
- IV-B-1-2 補導委員会規程
- IV-B-1-3 大学協議会規程
- IV-B-1-4 学部長会議規程
- IV-B-1-5 IR(Institutional Research)推進室規程
- IV-B-1-6 短期大学部教授会規程

[区分 IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。<ul style="list-style-type: none">① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。<ul style="list-style-type: none">① 教授会を審議機関として適切に運営している。② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。⑤ 教授会の議事録を整備している。⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。 |
|---|

【区分 IV-B-1 の現状】

本学における教学運営は、学長(総長)のリーダーシップの下、学科長が実務を統括する体制をとっていたが、学校教育法および学校教育法施行規則の改正（2015年4月1日施行）を前に、既存の学内諸規程および運用の実態が、法改正の趣旨（大学組織ガバナンス改革）を踏まえたものとなっているかを組織的に点検した。その結果、学長のリーダーシップや適切なガバナンス体制構築のうえで支障となる条文や運用は無かったが、法改正により明確化された教授会の役割等を反映すべく、2015年4月1日より学則を改正し、学長権限を明確化しており、今後も学長が、短期大学の運営全般においてリーダーシップを発揮している。

学長は、その選任規程(IV-B-1-1)において、「建学の精神」を体し、人格高潔にして学識に優れ、かつ教育行政に関し識見を有する者等を想定しており、その選任手続きについては、

同規程に明文化し、これに基づき運用している。

現学長は、前学長の遺志を引き継ぎ、「建学の精神」の絶えざる具現化に努めるとともに、学修環境の整備、学生生活支援の充実、法人内諸学校との連携・協力等、教学面のあらゆる事項においてリーダーシップを発揮している。また、教授会での意見については、内部質保証システムを通じ、適切に集約を図るとともに、運営上の判断材料としている。

また、建学の精神を次代へ継承し、大学の理念・伝統を現代に活かし、人間力の育成を実践する教育拠点として、学生一人ひとりの可能性を引き出し、社会に貢献する力を育てることを目指し、学長(総長)直属の自校教育推進・創造機関として、2025年4月1日付けで自校教育推進室の設置を決定した。

学長は、学則第22条、23条で定める学生に対する懲戒(謹慎・停学、退学)について検討する事案が発生した場合は、定められた手続きにより、補導委員会規程(IV-B-1-2)に基づき、同委員会の設置を指示し、同委員会による報告内容に基づき学部長会議、教授会の議を経て最終的に処分を決定している。

また、学長は、学則に基づき「校務をつかさどり、所属職員を統督」し、教学面の最終的な意思決定の責任者であるとともに、学校法人の理事となることが制度化されていることから、法人全体の経営管理を担う立場にあり、大学と法人双方の視点に立脚した運営を行うことが可能となっている。

なお、学科長は、学長と共に、併設大学の大学協議会(併設大学長の諮問機関であり、内部質保証に責任を負う組織。短期大学部学長の諮問機関である短期大学部協議会は、学則に基づき、当面この大学協議会と合同開催としている。)(IV-B-1-3)および学部長会議(IV-B-1-4)の構成員として、併設大学の主要役職者と適宜意見を交換し、かつ直接的に各種協力を要請できる立場にあるため、そうした成果を迅速に学科運営に活かすことができるようになっていく。

IR推進室は、学長直轄の組織として、各部局におけるIR活動を推進・支援する役割を担っている。各種情報を集約し、その分析・評価結果に基づき、全学的(部局横断的)課題への提言等を行っている(IV-B-1-5)。

学長(総長)の下には、その指示に基づき各学部を統括する任務を担う学科長の他、図書館、研究所、教務部、学生部、広報部、エクステンションセンター、国際センター、キャリアセンター、教育開発支援センター等、個別業務ごとの運営を担う組織にそれぞれ役職者(館長、所長、部長職)を配し、統括に当たらせている。

個別業務ごとの運営を担う組織の多くについては、各学部・学科から選出された委員等が、組織内の審議を通じて直接運営に関与することにより、各所属学部・学科との連絡調整を担っている。また、組織ごとに管理運営上の実務を担当する事務機構を付設し、日常的業務遂行に当たらせている。

学科長は、学長の指示の下、学科全体を統括するとともに、学則に基づき教授会を招集し、その議長を務めている。

教授会は、専任の教授・准教授・講師・助教をもって構成し、審議機関として、教育研究に関する事項を議論する役割を担っており、短期大学部教授会規程(IV-B-1-6)に則り適切に運営されている。教授会の権限は、学長が司る教育研究に関する事項について「審議する」あるいは学長に「意見を述べる」ことのみに限定されている。例えば、教員人事に関し、教授会は、専門的見地から「教育研究業績の審査」を行っているが、当該審査を経た者の採否は、学長(総長)権限に属している。なお、教授会の議事録は教務事務室教務課が作成を担い、学科長の確認を経て学長(総長)に報告している。

学科の学習成果や三つの方針は、学長が司る教育研究に関する事項に属するが、その原案

策定や妥当性の検証に係る議論については教授会が大きく関与していることから、教授会構成員は全員、これらが教学運営上きわめて重要である旨を理解している。

教授会が主管する組織としては、構成員を同じくする FD 推進部会があり、それぞれの議長が統括役を担っている。

【テーマ IV-B 学長のリーダーシップの課題】

社会変動や課題の多様化に伴い、学長が所管する部局の数は年を追うごとに増えつつあるものの、現在のところ、卓抜なマネジメントや、各部局の長による積極的な協力により、リーダーシップ上、問題は生じていない。

【テーマ IV-B 学長のリーダーシップの特記事項】

学長は、併設大学の学長を兼務していることから、併設大学と合同で進めるスケールメリットを活かした多様な取り組みを、学長のリーダーシップのもと展開することができている。

[テーマ IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

IV-C-1-1 学校法人大阪学院大学寄附行為

IV-C-1-2 監査報告書(公式ホームページ「事業報告等」)

IV-C-1-3 監査報告書(公式ホームページ「過去の事業報告」)

IV-C-1-4 教育情報の公開(公式ホームページ)

[区分 IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。(2) 監事は学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。(3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。 |
|--|

【区分IV-C-1の現状】

本法人では、私立学校法第 18 条および寄附行為第 6 条に基づき、現在、監事を 2 名置いており、うち 1 名については常勤を選任している。監事を選任および職務は、寄附行為第 23 条および第 29 条に規定し、法に適ったものとなっている (IV-C-1-1)。

監事は、理事会、評議員会およびその他重要会議に出席し、各議案の審議状況について監査するほか、必要に応じて意見を述べている。また、予算や中長期計画の策定に対する意見陳述、計算書類および財産目録等の監査、決裁書類・議事録等についての監査や理事からの聴取等を通じて、ガバナンスが有効に機能していることを確認するほか、会計監査人とも連携して意見交換を行うなど、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況等について、規定された職務を遂行している。

なお、監事は監査報告書を毎会計年度作成し、定められた期限内に理事会および評議員会に提出している。この監査報告書は、法令に基づき財務諸表および事業報告書とともに、公式ホームページにて公表している (IV-C-1-2・3)。

[区分 IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。(2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。 |
|--|

【区分IV-C-2の現状】

評議員会は、諮問機関として、寄附行為第 6 条第 2 項 (7 名以上 12 名以内) に基づき、10 名で構成している (IV-C-1-1)。私立学校法第 66 条に則り、諮問事項を寄附行為 (第 38 条第 2 項) に定め、理事長が招集して適切に運営している (IV-C-1-1)。評議員の選任 (寄附行為第 33 条) についても、法に適っている (IV-C-1-1)。

[区分 IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。(2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。 |
|---|

【区分Ⅳ-C-3 の現状】

情報公開に関しては、事業報告書や財務情報ならびに自己点検・評価に係るもの等を毎年度、公式ホームページで公表している(Ⅳ-C-1-2・3・4)。さらに、本学における教育・学術研究の成果や社会貢献に関する各種取り組みなど、ホームページや SNS を通して常時発信している。

なお、公式ホームページの「教育情報の公開」においては、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況についての公表情報を集約しているほか、大学ポートレートにリンクできるようにしている。大学ポートレートでは、収容定員や教員数等の数値データとともに、本学の特色が分かる定性的情報を開示するよう努めている。

【テーマ Ⅳ-C ガバナンスの課題】

監事は、豊富な実務経験や高度な専門知識を活かし、寄附行為に定める監査業務を適切に行っている。また、学外の研修等へも積極的に参加する等、最新の知見を業務に取り入れるべく努めており、現在のところ、特段の課題は見受けられない。

評議員会は、法令および寄附行為に基づき、適切に開催・運営され、諮問機関としての責務を果たしており、現在のところ、特段の課題は見受けられない。

【テーマ Ⅳ-C ガバナンスの特記事項】

なし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画】

『2024 年度の改善計画の進捗状況』については次のとおりである。

学長のリーダーシップについては、学長のリーダーシップの下、学修者本位の教育、各種取組の推進、FD・SD 活動を通じた教職員一人ひとりの意欲と能力を引き出す施策等を実施した。

自校教育推進については、本学の理念・伝統を現代に活かし、建学の精神に基づき、人間力の育成に焦点を当て、学生が「建学の精神」を理解し、自校への誇り(アイデンティティ)を持つとともに、自身のキャリアを考える機会として、2026 年 1 月には、栗山顧問と大社室員により、「信じる力が未来を拓く～自分と仲間の可能性を信じて生きる～」と題した教養講座を開催し、在学生をはじめ一般からの参加者も募り、本学における自校教育に基づく「人間力」の実践について広く伝えた。

学修者本位の教育、各種取組の推進、FD・SD 活動を通じた教職員一人ひとりの意欲と能力を引き出す施策等を、学長のリーダーシップの下実施した。

また、学習成果を獲得するための教授会等の短期大学部教学運営体制が既に確立されており問題ないこと、理事会等の学校法人管理運営体制が機能していることをそれぞれ確認した。

理事長についても、法令および寄附行為に基づき職務を適切に遂行し、本法人の運営全般にわたりリーダーシップを発揮していることを確認するとともに、理事会では、法人の安定的な経営に資する意思決定が迅速に行われていることから、特段の問題は見受けられない。

評議員会については、私立学校法の評議員会の規定に従い、諮問機関として適切に運営されていることを確認した。

『改善計画』は、次のとおりである。

学長のリーダーシップについては、その機能を引き続き発揮できるよう、ガバナンス体制の維持・強化に努める。

自校教育の推進を図り、本学の特色を活かした講義内容で展開している初年次教育について、更なる充実を図る。また、学生が得た学修成果を地域社会へ還元するとともに、自治体・企業・地域団体等との連携を通じた実践的な学びの推進を図る。

学習成果を獲得するための教授会等の教学運営体制は確立されており問題はない。今後も各部局間の連携を取り、課題等の早期解決を図る。

また、理事長のリーダーシップにより、理事会を中心とする学校法人の管理運営体制を維持するとともに、中長期計画の着実な達成に向け、設置する諸学校間の緊密な連携を図る。

評議員会については、メンバーの多様性を強みとして、諮問等に引き続き対応できるよう努める。

参 考 資 料

I. 自己点検・評価規程

(目的)

第 1 条 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

(範囲)

第 2 条 本学の自己点検・評価の対象となる範囲は、教育、研究及び経営の各分野とする。
2. 自己点検・評価の範囲・対象・分野・項目等の具体的な内容は、別に定める。

(組織)

第 3 条 本学は自己点検・評価を実施するため、次の委員会を置くものとする。
(1) 自己点検・評価基本構想委員会
(2) 全学自己点検・評価実行委員会
(3) 個別機関自己点検・評価委員会
2. 前項各号に定める委員会の任務、構成、運営等及び同項3号に規定する個別機関自己点検・評価委員会の種類等は、自己点検・評価委員会規程に定める。

(実施の周期)

第 4 条 本学の自己点検・評価は、4年を周期として、第2条に定めるすべての範囲について実施する。

(結果の公表)

第 5 条 本学の自己点検・評価の公表は、別に定める。

(結果の活用)

第 6 条 各構成員、各機関・部局は、自己点検・評価の結果を受け止め、教育、研究及び経営の各分野において、それぞれの活動の水準の向上と活性化に努めるものとする。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ. 自己点検・評価委員会規程

(目的)

第 1 条 本規程は、大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部自己点検・評価規程第3 条に定める委員会の任務、構成、運営等について定める。

(自己点検・評価基本構想委員会の任務)

第 2 条 自己点検・評価基本構想委員会（以下「基本構想委員会」という。）として大学協議会がこれにあたり、自己点検・評価を実施するために、次の各号について基本構想を策定する。

- (1) 自己点検・評価の実施組織等の体制
 - (2) 自己点検・評価の実施に関する規程
 - (3) 自己点検・評価実施の組織単位
 - (4) 自己点検・評価の体系（視点・分野・項目）の設定
 - (5) 自己点検・評価の実施重点分野の設定
 - (6) 自己点検・評価結果の取扱い
 - (7) 自己点検・評価の実施周期
 - (8) その他必要と認めた事項
2. 基本構想委員会は自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検・評価の改善に努める。

(基本構想委員会の構成)

第 3 条 基本構想委員会は、大学協議会の構成員をもって構成する。

2. 基本構想委員会に委員長を置き、大学協議会の議長がその任にあたる。
3. 基本構想委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
4. 基本構想委員会の事務は、庶務課が担当する。

(全学自己点検・評価実行委員会の任務)

第 4 条 全学自己点検・評価実行委員会（以下「全学評価委員会」という。）は、基本構想委員会が策定した基本構想に基づき、次の内容による具体的な自己点検・評価の実施要領を作成して全学に実施の指示を行う。

- (1) 全学的に共通な自己点検・評価のための点検・評価の視点・項目と個別評価委員会での自己点検・評価を実施するための必要な細目の決定
 - (2) 自己点検・評価の実施スケジュールの明示
2. 全学評価委員会は、円滑に自己点検・評価が実施されるために、各個別評価委員会に対して相談・指導・調整を行う。
3. 全学評価委員会は、各個別評価委員会において実施した点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書を作成し、学長に報告を行う。

(全学評価委員会の構成)

第 5 条 全学評価委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学部長会議の構成員
- (2) 第8 条に規定する各個別評価委員会の委員長

- (3) 法人事務局を代表する者
- (4) その他、学長が必要と認めた者
- 2. 全学評価委員会に委員長を置き、学部長会議の議長がその任にあたる。
- 3. 全学評価委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4. 全学評価委員会の事務は、庶務課が担当する。

(個別機関自己点検・評価委員会の種類)

第 6 条 個別機関自己点検・評価委員会（以下「個別評価委員会」という。）として次の委員会を設ける。

- (1) 通信教育部自己点検・評価委員会
- (2) 図書館自己点検・評価委員会
- (3) 教務関係自己点検・評価委員会
- (4) 入試関係自己点検・評価委員会
- (5) 学生関係自己点検・評価委員会
- (6) 就職関係自己点検・評価委員会
- (7) 国際交流関係自己点検・評価委員会
- (8) 経営関係自己点検・評価委員会
- (9) 大学院自己点検・評価委員会
- 2. 通信教育部自己点検・評価委員会として通信教育部学務委員会がこれにあたる。
- 3. 図書館自己点検・評価委員会として図書委員会がこれにあたる。
- 4. 教務関係自己点検・評価委員会として教務部委員会がこれにあたる。
- 5. 入試関係自己点検・評価委員会として入試実行委員会がこれにあたる。
- 6. 学生関係自己点検・評価委員会として学生部委員会がこれにあたる。
- 7. 就職関係自己点検・評価委員会としてキャリアセンター委員会がこれにあたる。
- 8. 国際交流関係自己点検・評価委員会として国際センター会議がこれにあたる。
- 9. 経営関係自己点検・評価委員会として法人事務局がこれにあたる。
- 10. 大学院自己点検・評価委員会として大学院委員会がこれにあたる。
- 11. 基本構想委員会は、必要に応じて大学院・学部・学科に個別評価委員会を設けることができる。

(個別評価委員会の任務)

第 7 条 個別評価委員会は、全学評価委員会が策定した実施要領に基づき、各個別機関において点検・評価を実施し、個別評価報告書を作成して全学評価委員会に報告を行う。

(個別評価委員会の構成)

第 8 条 個別評価委員会は、次のとおり構成する。

- (1) 通信教育部自己点検・評価委員会は、通信教育部長が委員長となり、通信教育部学務委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
- (2) 図書館自己点検・評価委員会は、図書館長が委員長となり、図書委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
- (3) 教務関係自己点検・評価委員会は、教務部長が委員長となり、教務部委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
- (4) 入試関係自己点検・評価委員会は、入試実行委員長が委員長となり、入試実行委員

会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。

- (5) 学生関係自己点検・評価委員会は、学生部長が委員長となり、学生部委員会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。
- (6) 就職関係自己点検・評価委員会は、キャリアセンター所長が委員長となり、キャリアセンター委員会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。
- (7) 国際交流関係自己点検・評価委員会は、国際センター所長が委員長となり、国際センター会議の構成員及び担当事務局長をもって構成する。
- (8) 経営関係自己点検・評価委員会は、法人事務局において別に定める。
- (9) 大学院自己点検・評価委員会は、大学院部長が委員長となり、大学院委員会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。

2. 個別評価委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

3. 個別評価委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。

(各委員会の成立)

第 9 条 各委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2. 各委員会の議決は、出席委員の過半数の合意による。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

Ⅲ. 自己点検・評価の実施に関する基本構想

1. 本学の自己点検・評価の実施体制

文部省は、大学審議会の答申を受けて大学設置基準の一部改正を平成3年7月1日に施行した。

この改正された大学設置基準の第一章 総則 第2条には、「大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない」続いて、第2項に「前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする」という自己点検・評価に関する努力義務規定が設けられている。

また、本学では、平成3年5月から大学審議会の答申に対する「大学教育の改善及び短期大学教育の改善について」の対応について審議され、平成4年10月に最終報告がなされ平成5年度から新教育課程が導入された。この最終報告の「今後の課題」として、自己点検・評価の確立等が提起されている。

こういったことにより、本学の自己点検・評価の実施体制は、平成5年4月から、実行可能な実施組織の確立を先ず第一に考え、また、本学には全学組織として各種委員会等が置かれており、これらの委員会が持っている機能を十分活用することが点検・評価を進めるうえで効率的であり、且つ、効果的であると考え、学内の既存の委員会等を活用するものとして、学内に、自己点検・評価の実施に関する基本構想を策定する「自己点検・評価基本構想委員会（以下「基本構想委員会」という。）」、全学的に自己点検・評価を統括する「全学自己点検・評価実行委員会（以下「全学評価委員会」という。）」及び各個別機関において自己点検・評価を実施する「個別機関自己点検・評価委員会（以下「個別評価委員会」という。）」が設置された。

(1) 自己点検・評価の目的

本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

(2) 自己点検・評価委員会の役割

ア. 基本構想委員会

(ア) 基本構想委員会は、次のような自己点検・評価を実施するに際して実施機関に提示すべき方法・内容等の基本構想を策定する。

- ①自己点検・評価の実施組織等の体制
- ②自己点検・評価の実施に関する規程
- ③自己点検・評価の実施の組織単位
- ④自己点検・評価の体系（視点・分野・項目）
- ⑤自己点検・評価の実施分野の重点化及び優先順位
- ⑥自己点検・評価の結果の取扱い
- ⑦自己点検・評価の実施周期

(イ) 基本構想委員会は、自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検評価の改善に努める。

イ. 全学評価委員会

(ア) 全学評価委員会は、基本構想委員会が策定した基本構想に基づき具体的な自己点検・評価の実施要領を策定し、全学に実施の指示をする。実施要領の内容としては、改善すべき点や個性・特徴として伸長化すべき点を踏まえ、

①何を重点的に点検・評価を行うかという分野・対象の指示

②全学的に共通な点検・評価の視点・項目と個別評価委員会ごとで実施する視点・項目の指示

③どのような流れで自己点検・評価を実施していくかの年度ごとの具体的なスケジュールの明示

等を盛り込む。

(イ) 全学評価委員会は、円滑に自己点検・評価が実施されるために、各個別評価委員会に対して相談・指導・調整を行う。

(ウ) 全学評価委員会は、各個別評価委員会において実施した点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書を作成し、総長に報告を行う。

ウ. 個別評価委員会

個別評価委員会の種類は、次のとおりである。

- | | | |
|-------------------|---|------------------|
| ①通信教育部自己点検・評価委員会 | — | 通信教育部学務委員会が当たる。 |
| ②図書館自己点検・評価委員会 | — | 図書委員会が当たる。 |
| ③教務関係自己点検・評価委員会 | — | 教務部委員会が当たる。 |
| ④入試関係自己点検・評価委員会 | — | 入試実行委員会が当たる。 |
| ⑤学生関係自己点検・評価委員会 | — | 学生部委員会が当たる。 |
| ⑥就職関係自己点検・評価委員会 | — | キャリアセンター委員会が当たる。 |
| ⑦国際交流関係自己点検・評価委員会 | — | 国際センター会議が当たる。 |
| ⑧経営関係自己点検・評価委員会 | — | 法人事務局が当たる。 |
| ⑨大学院自己点検・評価委員会 | — | 大学院委員会が当たる。 |

(ア) 全学評価委員会によって策定された実施要領に基づき各分野及び項目等の個別機関ごとに自己点検・評価を実施する。(例えば、数量的なデータの蓄積や様々なアンケートの実施などによって得られた情報をもとに点検評価を行う。)

(イ) 上記の結果得られた評価によって今後改善すべき事項や特に力を入れて特徴化をはかる事項、また、新たに計画を立てる必要のある事項などの提言を含めた個別機関としての「個別評価報告書」を作成し、全学評価委員会に提出する。

2. 自己点検・評価の範囲と項目及び対象

(1) 自己点検・評価の範囲

自己点検・評価の範囲は、「教育」「研究」「経営」の各分野とする。

(2) 自己点検・評価項目

自己点検・評価項目は、基本的に、大学は公益財団法人大学基準協会（認証評価機関）の点検・

評価項目、また短期大学部は一般財団法人大学・短期大学基準協会（認証評価機関）の点検・評価項目に基づくものとし、本学の特性を考慮して点検・評価項目を定める。

(3) 自己点検・評価の対象

大学設置基準の大綱化に伴う対応による、新教育課程を導入した平成 5 年度を起点とし、以降を対象に自己点検・評価を実施する。

3. 自己点検・評価の実施周期

(1) 全学的な点検・評価の実施周期は、4 年ごととする。

(2) 各個別評価委員会は、点検・評価項目に基づき、毎年、現状を正確に把握・認識するためにデータの収集とその分析による点検・評価を行い、全学評価委員会に「個別評価年次報告書」を提出する。

(3) 全学評価委員会は、毎年、実施する自己点検・評価を通じて確実な改善に結びつけるために、各個別評価委員会から提出された「個別評価年次報告書」を検証し、基本構想委員会に報告するとともに改善計画の進捗状況を公表することで、内部質保証システムに基づく諸活動の PDCA サイクルを着実に機能させる。

(4) 全学評価委員会は、4 年ごとに各個別評価委員会で点検・評価した報告書を取りまとめ、全学的な視点による点検・評価を加えた報告書（全学自己点検・評価報告書）を基本構想委員会に提出する。

以 上

IV. 自己点検・評価項目〔評価の観点〕

自己点検・評価項目		
基準	テーマ	区分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅰ 建学の精神 と教育の効 果	A 建学の精神	I-A-1 建学の精神を確立している。 (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。 (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。 (3) 建学の精神を学内外に表明している。 (4) 建学の精神を学内において共有している。 (5) 建学の精神を定期的に確認している。
		I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。 (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。 (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。
	B 教育の効果	I-B-1 教育目的・目標を確立している。 (1) 学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。 (2) 学科の教育目的・目標を学内外に表明している。 (3) 学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）
		I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。 (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。 (2) 学科の学習成果を学科の教育目的・目標に基づき定めている。 (3) 学習成果を学内外に表明している。 (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。
		I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。 (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。 (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。 (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。 (4) 三つの方針を学内外に表明している。
	C 内部質保証	I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。 (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。 (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。 (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。 (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。 (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。
		I-C-2 教育の質を保証している。 (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。 (2) 査定の手法を定期的に点検している。 (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。 (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

基 準	テーマ	区 分 （自己点検・評価の観点）
基準Ⅱ 教育課程と 学生支援	A 教育課程	Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。 (1) 学科の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。 ① 学科の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。 (2) 学科の卒業認定・学位授与の方針を定めている。 (3) 学科の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。 (4) 学科の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
		Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。 (1) 学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。 (2) 学科の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。 ① 学科の学習成果に対応した、授業科目を編成している。 ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。 ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。 ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。 (3) 学科の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。 (4) 学科の教育課程の見直しを定期的に行っている。
		Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。 (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。 (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。 (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。
		Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。 (1) 学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。 (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。
		Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。 (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。 (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。 (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。 (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。 (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。 (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。 (7) アドミッション・オフィス等を整備している。 (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。 (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。
		Ⅱ-A-6 短期大学及び学科の学習成果は明確である。 (1) 学習成果に具体性がある。 (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。 (3) 学習成果は測定可能である。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅱ 教育課程と 学生支援	A 教育課程	Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。 (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。 (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。 Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。 (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。 (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。
	B 学生支援	Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。 (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。 ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。 ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。 ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。 ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。 ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。 (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。 ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。 ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。 ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。 (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。 ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。 ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。 ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。 ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。 ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

基 準	テーマ	区 分 （自己点検・評価の観点）
基準Ⅱ 教育課程と 学生支援	B 学生支援	Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。 (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。 (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。 (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。 (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。 (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。 (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。 (7) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。 (8) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。 (9) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。
		Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。 (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。 (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。 (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。 (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。 (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。 (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。 (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。 (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。 (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。 (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。 (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。 (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。 (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。
		Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。 (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。 (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。 (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。 (4) 学科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。 (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅲ 教育資源と 財的資源	A 人的資源	Ⅲ-A-1 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。 (1) 短期大学の教員組織を編制している。 (2) 短期大学の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。 (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。 (4) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。 (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。 (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。 (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。
		Ⅲ-A-2 専任教員は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。 (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。 (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。 (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。 (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。 (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。 (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。 (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。 (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。 (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。 (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。 (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。
		Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。 (1) 事務組織の責任体制が明確である。 (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。 (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。 (4) 事務関係諸規程を整備している。 (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。 (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。 (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。 (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。 (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。
		Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。 (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。 (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。 (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。
基準Ⅲ 教育資源と 財的資源	B 物的資源	Ⅲ-B-1 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。 (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (2) 適切な面積の運動場を有している。 (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅲ 教育資源と 財的資源	B 物的資源	(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。 (5) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。 (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。 (7) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。 (8) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。 ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。 (9) 適切な面積の体育館を有している。
		Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。 (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。 (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。 (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。 (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。 (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。 (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。
	C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	Ⅲ-C-1 短期大学は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。 (1) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。 (2) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。 (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。 (4) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。 (5) 教職員が学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。 (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。 (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。 (8) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。
	D 財的資源	Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。 (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。 ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。 ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。 ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。 ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。 ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。 ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。 ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。 ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。 ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。 ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅲ 教育資源と 財的資源	D 財的資源	⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。 ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。 (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。 ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。 ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。 ③ 年度予算を適正に執行している。 ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。 ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。 ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。 Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。 (1) 短期大学の将来像が明確になっている。 (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。 (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。 ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。 ② 人事計画が適切である。 ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。 ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。 (4) 短期大学全体及び学科ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。 (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。
基準Ⅳ リーダーシップ とガバナンス	A 理事長のリーダーシップ	Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。 (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。 ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。 ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。 ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。 (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。 ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。 ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。 ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。 ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。 ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。 ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
基準Ⅳ リーダーシップ とガバナンス	A 理事長のリーダーシップ	(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。 ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。 ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。 ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅳ リーダーシップ とガバナンス	B 学長のリーダーシップ	Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。 (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。 ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。 ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。 ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。 ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。 ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。 ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。 (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。 ① 教授会を審議機関として適切に運営している。 ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。 ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。 ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。 ⑤ 教授会の議事録を整備している。 ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。 ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。
基準Ⅳ リーダーシップ とガバナンス	C ガバナンス	Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。 (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。 (2) 監事は学校法人の業務又は財産の状況について理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。 (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。 Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。 (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。 (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。 Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。 (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。 (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。